

平成28年第1回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月10日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1		会議録署名議員の指名について（7番・1番）
日程第 2		会期決定について
		議長諸般報告
		村長行政報告
日程第 3		一般質問
日程第 4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第 5	議案第16号	平成27年度占冠村一般会計補正予算（第7号）
日程第 6	議案第17号	平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第 7	議案第18号	平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第19号	平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第20号	平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（8人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	2番	木村 一俊 君		3番	大谷 元江 君
	4番	長谷川 耿聰 君		5番	山本 敬介 君
	6番	五十嵐 正雄 君		7番	佐野 一紀 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村 長	中村 博	副 村 長	堤 敏満
会計管理者	小林 潤	総務課 長	田中正治
企画商工課長	松永 英敬	保健福祉課長	小尾雅彦
福祉施設推進室長	中田 芳治	産業建設課長	岩谷健悟
トマム支所長	多田 淳史	総務担当主幹	蠣崎純一
職員厚生担当主幹	細川 明美	財務担当係長	野原大樹

稅務担当主幹	佐久間 敦	稅務担当係長	杉岡 裕二
企画担当係長	佐々木 智猛	商工観光担当主幹	後藤 義和
広報担当主幹	森田 梅代	戸籍担当主幹	石坂 勝美
国保医療担当主幹	上島 早苗	社会福祉担当主幹	高桑 浩
保健予防担当主幹	松永 真里	介護担当主幹	木村 恭美
農業担当主幹	阿部 貴裕	土木下水道担当主幹	岡崎 至可
建築担当主幹	嵯峨 典子	建築担当係長	橘 佳則
水道担当主幹	小林 昌弘	環境衛生担当主幹	平岡 卓
林業振興室主幹 (教育委員会)	鈴木 智宏		
教育長	藤本 武	教育次長	伊藤 俊幸
学校教育担当主幹 (農業委員会)	小瀬 敏広	社会教育担当係長	竹内 清孝
会 長	安田 堅吾	事務局長	岩谷 健悟
(選挙管理委員会)			
書記長	田中正治		
(監査委員)			
監査委員	鷺尾 心英	監査委員	山本 敬介
事務局長	尾関 昌敏		

○出席事務局職員

事務局長	尾関 昌敏	主 任	八木 香織
------	-------	-----	-------

開会 午前10時

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから平成28年第1回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 3月2日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日10日から17日までの8日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番、佐野一紀君、1番、工藤國忠君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月17日までの8日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページお願いいたします。

1、今期定例会に付議された案件は、承認第1号から議案第28号までの29件です。2、議員提案による案件は、意見書案第1号の1件です。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、村長以下、記載のとおりです。

3ページをお願いいたします。4、平成27年第5回定例会以降の議員の動向は、12月18日広報特別委員会から記載のとおりです。

審議資料の6ページから7ページは平成27年度11月分の例月出納検査結果です。審議資料の8ページから9ページは平成27年度12月分の例月出納検査結果です。審議資料の10ページから11ページは平成28年1月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、議長に提出された総務産業常任委員会の報告について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） 所管事務調査に関する調査報告を読み上げて報告とさせていただきます。占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村総務産業常任委員長、佐野

一紀。

所管事務調査に関する調査報告について。このことについて次のとおり事務調査を実施したので報告します。1、調査期日、平成27年11月30日から12月1日、2日間。2、出席者、議会議員8人。3、調査地、①中札内村農村環境改善センター「道の駅なかさつない」の取り組みについてであります。②美幌町議会議事堂議員控室「住宅使用料収納率100%達成」の取り組みについて。裏面を見ていただきたいと思います。

報告のまとめとして、①「道の駅なかさつない」の取り組みについて。中札内産の農産物や加工品を生かした品揃えを充実して、地域の魅力をアピールする拠点とするため、村の農業者が生産した豆類やジャガイモ、村内で盛んな卵や鶏肉などを販売する店舗を開設している。リピーターが多いのが特徴で、経営内容としても道の駅の管理・運営は指定管理者で、商工会を中心とした運営がなされていることも特色として挙げられる。

以上のことから、占冠村として道の駅の有効活用を進めるため「自然体感じむかつぶ」のキャッチフレーズを生かした周辺整備を図り占冠村らしい道の駅を目指すべきである。

②「住宅使用料収納率100%達成」の取り組みについて。町税等収納向上のため庁内を横断的に、平成10年に立ち上げた収納向上対策連絡会議から平成22年に副町長を本部長として組織再編し総合的に取り組むことになった。職員は、収納チェックを欠かさない。未納を確認するとただちに電話連絡を行い、支払いを確認する。督促状は手書きのメッセージを記入して納付を促したり、給料日や年金支払日前日に、電話や戸別訪問による集中的な督促を行っている。こうした地道な収納対策により、平成25年度・平成26年度はつい

に100%を達成することができた。

徴収行動方針としては、①やると言ったことはやる。②そのため言ったことは必ずやる。③できないことは言わない。という合言葉で徴収にあたっており、個々の事例に対し丁寧な対応と分析、そして庁内の連携がなによりも重要であると感じた。以上であります。
○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） みなさんおはようございます。ただいま議長のお許しがありましたので、行政報告を申し上げます。審議資料の4ページをお開きください。

平成27年12月16日以降の行政報告でございます。まず、報告事項について申し上げます。別に配布した行政報告をご参照ください。

行政報告事項(1) 占冠村新規就農支援協議会について。占冠村新規就農支援協議会（以下「協議会」という。）を開催しましたので報告します。

現在2人が就農に向け農家実習を行っています。その内1人は黒毛和種繁殖経営を目指している29歳の男性で、自立のため昨年5月に人工受精師の資格を取得いたしました。

平成27年12月24日の会議では、農業実習者より当初の就農計画である日本短角種の母体によるET（受精卵移植）技術で就農経営する計画から、リスクを避けるため、本村での平準技術である黒毛和種を母体とした人工授精に変更する内容の計画が説明されました。

これは前回開催した9月17日の協議会にお

いて、国の就農支援補助等を受けるのに必要な認定新規就農者の認定を受けるため、繁殖体系の抜本的な見直しを行い、経営計画の充実を図るという指摘によるもので、農業実習者が農業改良普及センター、ふらの農業協同組合関係機関の助言をいただき変更したものです。

このほか、もう1人の農業実習の内容、農業承継希望者で親元での就農を予定している人、移住・ちょっと暮らしのPRで本村に興味を持たれた2人の方より就農相談があったことの報告がありました。

1月27日の協議会においては、農業実習者より経営構想の変更と就農時期について、平成28年7月を平成29年1月とした就農計画の説明があり、内容を協議いたしました。ここでは就農時期について議論となり、再度就農計画の見直しと、農業承継希望者の面接による2次適性審査が行われました。

今回の協議会で新規就農に関する問題が提起されましたので、これらを整理し、新規就農者の受け入れという所期の目的を達成してまいります。

(2) ふらの農業協同組合中期計画について。昨年11月16日の村長室移動の日に、ふらの農業協同組合（以下「ふらの農協」という。）の役職員がトナム支所に来庁され、ふらの農協の中期計画が理事会で承諾されたとお話がありました。

この計画は平成28年度から平成30年度の3カ年の計画と、平成32年までの方向性を示しているものであり、これから組合員に説明し意見を伺うことになっているという説明がありました。

本村の関係で申し上げますと、中期計画の3年間では給油所の定休日が見込まれており、平成28年3月より毎週木曜日が定休日となり

ました。中期計画の期間中に、ふらの農協は北エリア（上富良野、中富良野、想定組合員戸数500戸）と南エリア（富良野、山部、東山、南富良野、想定組合員戸数600戸）の2つのエリアに分けられ、本村は南富良野支所の出張所であり、南エリアに属する案が示されました。加えて、組織再編により平成31年度に金融共済部を閉鎖しATM化を行い、生産資材部門を閉鎖する計画案になっています。

このような状況から、1月22日に行われたふらの農協と地元農家との懇談会終了後、来庁されたふらの農協代表理事組合長（以下「組合長」という。）及び役職員と占冠出張所の存続について協議を行いました。組合長からは、占冠出張所のあり方について、村を含めた関係機関と協議を行いながら検討したいとの回答を受けたところです。

2月1日には、組合長を訪問し、占冠出張所存続要望書を提出してまいりました。村としては、占冠出張所がある前提で酪農畜産の振興、新規就農希望者の養成、農業後継者の就農等の農業施策に大きな影響があり、准組合員が多く村民生活への影響が多いため、今後の占冠出張所のあり方を検討する際には、組合員や関係機関と十分協議を行い取り進めるよう要望する内容でございます。

(3) 地方創生について。地方創生では、占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のため、役場庁内で総合戦略プロジェクトチームを設置し、資料の分析や施策の検討を重ねてまいりました。それらの内容を占冠村総合戦略検討委員会（会長 出口寿久）に提案し、専門的な知見や村内の動向等のご意見をいただき、本村の人口ビジョンと総合戦略を策定いたしました。

人口ビジョンでは2040年において、国の推計では894人（社人研推計準拠）に対し、村

独自の推計を 1055 人といたしました。高い目標値ではありますが、実現に向け諸施策に取り組んでまいります。総合戦略は占冠村総合計画を基本としながらも、選択と集中を念頭に置き、具体的な 4 本の基本戦略を立てました。

- 1、地方における安定した雇用を創出する。
- 2、地方への新しい人の流れをつくる。
- 3、若い世代の結婚・出産・子育て。
- 4、時代に合った地域づくり。

これら示された主な施策を実行に移し、将来にわたって活力ある村づくりを進めてまいります。

(4) 調停について。占冠村が株式会社星野リゾート・トナムを相手方とし、去る 1 月 13 日に札幌地方裁判所に申し立てを行いました。

申し立ての趣旨は、現在賃貸借している村有リゾート施設を合意書に基づき、建物を代金 986 万 814 円で、土地を 100 万円で買い取るよう求めたものです。

2 月 26 日金曜日に札幌地方裁判所で第 1 回の調停が行われ、裁判官が双方に聞き取りを行い、次回続行することが確認されました。2 回目の調停期日は 4 月 14 日木曜日となりました。週明けの 2 月 29 日には、弁護士が当日の村の説明を補足するための書面（補足説明書）を札幌地方裁判所に提出しております。

(5) 教育委員会の所掌事務について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、首長と教育行政との連携が求められている中、教育長より社会教育並びに学校教育でそれぞれ成果があり、表彰を受けた旨報告がありました。

社会教育関係では優れた公民館活動が評価され、文部科学大臣より 3 月 3 日に優良公民館として表彰されました。占冠村公民館は、地域連携活性化事業などで大学や専門家の協力を得ながら村や各種団体と連携し、地域住

民がこの村ならではの産業、教育、文化の在り方を考え、地域の特性を生かして元気のあふれる村、子どもが健やかに育つ村、次代へ引き継げる村づくりを進めていることが評価されたものです。優良公民館は全国で 77 館表彰されましたが、その中でも特に優秀と認められる優秀館 5 館に選ばれました。

学校教育関係では、占冠中央小学校が優れたコミュニティ・スクールの実践校として、2 月 29 日に北海道教育庁上川教育局長より表彰を受けました。占冠中央小学校では、地域の教育力を活用したふるさと学習や北海道大学大学院環境科学院、星野リゾート・トナム、占冠村の三者連携による教育活動を展開するなど、地域とともに歩む学校づくりで大きな成果を上げたことが評価されました。上川管内の小学校でただ 1 校の表彰となりました。

表彰された 2 件の事案は、社会教育、学校教育の枠にとらわれない活動が成果を上げ、評価されたものであり、一層の深化が期待されるものです。

主な業務は記載のとおりです。入札につきましては 5 ページに記載のとおり、地籍、固定資産データ更新委託業務 1 件を執行しております。以上で行政報告を終わります。

◎日程第 3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第 3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

6 番、五十嵐正雄君。

○6 番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので質問いたします。まず、住民のニーズにあったバス路線をとということです。村内では、高齢者や障がい者や持病を患い診療所に通院している方々が増えてきています。また、社会教育や文化、スポーツ活動に参加する高齢者が近年大変増えてきている現状にあ

ります。これらの人たちの足の確保は重要な住民サービスのひとつです。停留所までの歩く距離が大変遠いために転倒事故起こした事例も聞いております。また、手足等が、足が特に不自由なためになかなかこう外に出られない、出て歩けない、バス停まで来るのに大変だとかこういう人たちがたくさんおります。高齢者に優しい村づくりを進めるために、次の2カ所の路線変更を図り、高齢者に優しい村づくりを進めるべきと考えます。

まず一つは、上下線で占冠診療所、それからとま〜る、中央団地を経由する路線に変更すべきである。

とりわけ中央団地は、高齢者住宅がありまして、また、居住している人たちも大変高齢でいろいろな病気も抱えていて、富良野の病院に早朝から通院したりしている人もたくさんいるわけです。とりわけ秋口から冬にかけては路面が凍結して大変歩きに辛いと、そういう中で、バス停まで通うのは大変であるとかこういう状況にあります。これらがまず一つであります。

二つ目は、過去でも議論されたと思いますけれども、上下線で占冠市街地、村道、金山に向かう昔の旧国道を経由して静岡に路線変更すべきである。

ご承知のようにバス停が新国道の方にあって、あそこは3軒の方が生活しているわけですが、路線を変更することによってわざわざ国道まで出なくてもいい。それから、居住している人たちが病気であったり高齢化していった、自家用車の運転等が大変困難になってきているとかこういう状況であります。中央に出てくるについても、歩いて占冠まで来てそれから中央に出てくると、こういう方々も見受けられます。

それでこういった高齢者が、病院に通った

り、又は社会教育や文化スポーツ活動に参加したりするためには、足の確保はどうしてもやらなければならないということで、この2つの路線について、ぜひやっていく必要があるというふうに考えています。もちろんいろいろな課題があるというふうには思いますけれども、住民の立場に立った村づくりを進めるために、思い切った施策が求められています。村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。村の地域公共交通につきましてはこれまで路線バス、巡回バス、むらびと交通によるデマンド型交通の運行により進めてまいりました。多くの住民に利用いただいているところですが、全ての住民ニーズに対応しきれていない状況にあることも認識しております。

まず一つ目の占冠診療所、中央団地を経由する路線変更についてでございますが、路線バスの利便性向上に向けてこれまでも改善を図ってまいりました。利用者の希望に添うことはなかなか困難であるとも考えております。高齢者や障がい者が路線バスを利用するにあたってバス停までの距離等負担がかかることも十分理解しておりますが、路線バスについては幹線道路を経由することを基本としておりますので、巡回バス、むらびと交通、過疎地有償運送等とも併せてご利用いただきたいと考えております。

二つ目の占冠市街地から静岡に向けての路線変更ですが、以前にも検討を行いました。安全性の確保が難しいことから断念した経過があります。道路管理者に要望し、カーブミラーの設置により乗用車の出入りの危険性は一部解消されましたが、路線バスでは出入りに時間を要し、また、出入り口付近は左右死

角となることから事故となる可能性も高く、一度事故が起きれば大事故に繋がることも想像いたします。また、村道の改良も検討しましたが、国道の「しゅきょ」、見える範囲ですが、改善できないことから道路改良も難しいと考えております。現在の運行で国道を通すよりは、民家のある村道を運行したほうが利便性の向上につながるものと考えますし、議員の意見、要望の内容は十分理解しておりますが、事故の発生は是が非でも回避しなくてはならないと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

抜本的な解決とはなりません巡回バス、むらびと交通により対応いたしますのでご協力とご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） こういう答えが返ってくるっていうのは想定しましたけれども実に住民にとって冷たい回答であります。

問題はあれだけのお金を投資してやっているわけですが、ちょっと路線を変更するだけで多くの住民が、そのことによって足が確保されるわけです。そういうことをやるのが行政であって、いろいろな法的な問題を解決しなきゃならないわけですが、それらに向けて真剣に取り組んでいく中で、やはり住民の足を確保していくっていうことがなければますます本村は高齢化します。停留所まで行くのに困難な方々が多々いるわけです。そういったものを解決していくためにも、ぜひ路線バスの路線変更を図って、そういった人たちの足の確保をしていく。

村長はいろいろな他の交通機関を利用すべきだということを言っておりますけれども、例えば、むらびと交通についても、何人が予約してしまえばもうそれは使えないわけです。圧倒的に人数が限られて、早く申し

込まなければならぬという状況です。

現実には起きている問題で、占冠地区に居住している人が持病を持っているわけですが、その中でどうしても診療所行って診てもらわなければならないという問題が起きました。ところが、路線バスが便も少ないとかいろいろなこともありますし、路線バスで行っても具合の悪い中で、役場前で降りて、そこから診療所まで歩いて行かなければならないと、こういう実態にあって、なかなか路線バスで行くにしてもそういった診療所まで行くことが困難であると、こういった方々の声をたくさん聞いているわけです。

もう一つ、先ほど言った中央団地の問題についても、今、バスは規格が小さくなって、以前よりは路線を走るのにはかなり楽になったというふうに聞いております。あそこの団地にいる人たちの一人ひとりを村長自身が思い浮かべてみてください。本当にバス停まで来るのに、歩行困難な方がたくさんいるわけです。

そこにバス路線を回すことによって、安心してこの村で暮らしていける、住んでいける。そしていろいろな用を足したり、病院に行ったり、そういったことができるわけです。そういったことをもっと真剣に考えてやらないと、今の既定路線だけで同じお金を足して、多くのお金を出資して、住民サービスを向上させるためにはちょっとした工夫でできるわけですから、できないということではなくて再度検討するかどうかを決めていただきたい。村長の考えを伺います。

併せて、占冠から占冠市街から静岡に抜けていく旧国道を走ることが視野の問題、つまり村道から国道に出る時にこれらについて安全上問題があると、これだって解決する方法あるでしょう。ですからもう一回、そういっ

た住民の人たちの立場に立って、住民一人ひとりはどういう生活を今送っているのか、そういうことを思い浮かべて施策っていうものを変更していかなかったら、これでいいと我慢してくれとそういう話にはならないっていうふうに思います。再度答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村営バスでございませうが、できた経過というのがございまして、占冠村に高校がないので高校生が富良野に通うのに村営バスができたというきっかけがあったかと思えます。高校生にしてみますと5分でも10分でも長く家にいて、早く高校に着きたい、そういう気持ちもあろうかと思えますし、病院それから福祉施設に行かれる方も同じような考えがあろうかと思えます。そういった意味で路線バスは幹線となる交通機関でございますので、そこは今までどおり運行しなければならないものだと思っております。

ただ、運用によっては域内、例えば占冠、中央、双殊別含めて今の大型バスではちょっと回りきれないところありますから、マイクロバス等での送迎が可能かどうか、そういったことを検討したいと思えます。デマンド交通を始めた時も、バス停に行くまでの交通機関がないとそういうことで始めました。ただ、今むらびと交通も利用者が多くなりまして予約も取れない状況もあると思えますので、ここは村の交通体系含めてどうすれば一番いいのか、そういったことは検討したいとこのように考えております。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） どうも煮え切らない話で、本当に住民の目線に立って考えているのかっていう思いがするわけです。例えば、社会教育やなんかでは占冠市街から静岡に向けて、現実に社会教育のバスは走っているわ

けです。高齢者大学とかそれからいろいろなスポーツ団体の送り迎え、これらについては、ですから、そのバスが危険で走れないのかっていったら、決してこの間事故もなく安全にできているわけです。

実態を見てもわかるように、本当にそういった住民の足を確保していくためにやるということで庁内で議論するのであれば、その中で方向性は出てくる。現実に今言ったように、大型バスがそういった路線の中を、例えば、診療所のところを通って行ったり、回っているわけです。基幹道路ばかりじゃなくて。住民にとってはどの道路であろうと生活道路ですから、そういったところにやっぱりちょっとした工夫でできるわけです。

高校生が早く学校に着きたいとか、家に少しでも長くいて少しでもバスに乗る時間を減らしたいと。ところが村は今そういう状況じゃなくて、高齢者も若い人たちも一緒になって村づくりをしていこうと、こういうことで村長は取り組んできたわけです。ですから当然そういった多少時間的に5分や10分変更になっても、それはお互いにこういう地域の中で生活している人たちをお互いに理解しあって、村づくりをしていくとこういう観点に立てば、村長のよく言うそういった村づくりであれば、そういう方向性やなんかも我慢することはできるっていうふうに思っています。そしてそういった高齢者に優しい教育もこの間、小学校からずっとコミュニティスクールで進めてきているわけです。何で高校に行ったら急にそういった観点に立てないのですか。

ですからやはり村民一人ひとりの思い、そういったものにきちっと軸足を置いて、いろいろな解決しなければならない課題について、やっぱり庁内上げて取り組んでいく。その先頭に村長が立ってやっていくと、こういうこ

とがなければ、進まないというふうに思いますので、再度答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 路線バスは路線バスの使命がございますし、それを補完するためにむらびと交通、それから巡回バス等走らせておりますけど、村の交通体系全体をトマム線も含めて、見直しをしなければならぬ時期にきているかと思えます。ただ、これは1年2年で解決するものではございません。そういったことで村の交通体系の見直しが必要でありそれに向かって全体の交通をどうしたらいいのか、そういったことを検討してまいりたいとそのように考えております。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 認識というか温度差があり過ぎて、正直言ってがっかりしています。今住民から出ている何とかしてほしいということで、あっちこっちから、いろいろな声が村営バスの路線の問題については出ているわけです。こういうことを言ったら悪いけども、住民が足を確保できないために、人に頼んで診療所に行ってもらったりですとか、実はそういうこともしているわけです。これが本来の姿かと言ったらやはり問題があると思います。

ですから、そういった一人ひとりの病院通っている人やいろいろな活動に参加しようとしている人たちの足を確保するっていうのは緊急の課題であって、とりわけ病院関係については、高齢者については何とかしてほしいという状況です。そんな2年や3年でこれから検討してどうなるか分からんと、そういう話じゃないっていうふうに思っています。再度決意を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 路線バスにつきまし

ては、先ほど申し上げたとおりちょっと時間はかかりますけど、村の交通体系の中で検討してまいりたいとそのように考えますし、病院へ通院される方の実態というものを把握してそこは対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。
○6番（五十嵐正雄君） 今回こういう問題で質問しているのは、多くの方々から言われていることで、残念ながら村のほうは把握していないということですが、把握していないで答弁するというのはまったく失礼な話で今後気をつけていただきたいと思えます。いずれにしても、早急に庁内上げて検討して、村民の負託に応えていただきたいというふうに思っています。

次、2番目の問題です。先ほど村長の行政報告でもありましたけれども、ふらの農協南富良野支所の占冠出張所の金融部門の窓口の廃止の問題です。まず一つは、先ほどの行政報告でほぼ分かったわけですがけれども、廃止問題について、村としてこの間どのような取り組みをしてきたのか、これについて簡単にまずご答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村での取り組みでございますが、昨年11月にふらの農業協同組合の平成28年度から平成30年度までの中期経営計画が策定され、その中で平成31年度及び32年度の組織再編案が示されております。

12月1日から12月3日に農協各所において、中期計画に関わる懇談会を行うとのことを聞いておりました。農業者、村の農業者とは1月20日に農協協力会、肉牛振興会、酪農振興会、それぞれの会長と占冠出張所について打ち合わせを行っております。

また、1月22日に占冠での懇談会終了後、農協の代表組合長、代表理事組合長それから副組合長、他役員と占冠での懇談会の状況と占冠出張所の存続について協議を行っております。この際、組合長からは中期計画書では廃止案となっているが、今後占冠出張所のあり方について村を含めた関係機関と協議を行いつつながら検討したいとの回答を受けたところでもあります。

それから占冠出張所存続の要望書を2月1日に農協本所、南富良野支所占冠出張所にそれぞれ提出し、内容を説明しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） それなりに村も早い対応をしているということは理解します。占冠出張所の現況、状況をまずお互いに認識しないとならないと思います。

2月末までの組合員は20名です。准組合員は261名で口座開設者数は実に958件です。これをみてもわかるように、農家ばかりではなく多くの村民が農協を利用しているということが明らかだというふうに思います。口座開設者の中には、高齢者も多くおり、ATMの利用が困難な方、また苦手な方も多くおり、大変窓口が廃止されることについて不安視しているという方の声が多く聞こえます。

また、近年、新規就農者や農業後継者が増加傾向にあります。これらを考えると、金融部門の窓口の廃止は絶対に避けなければならないというふうに考えます。村長の廃止反対の決意と今後の取組みを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。金融部門の廃止は村としても避けなければならないとそのように考えておりますし、農協は村の指定代理機関としての契約も

行っておりますので、今後占冠出張所のあり方について協議を行う場合には、強く占冠出張所の存続を訴えてまいりたいとそのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） これらについては先ほども報告したように、大変利用者も多く高齢者も中にはたくさんいますから、先ほど提議したような問題等ともありますので、ぜひ、今までも反対で立場で頑張ってもらっておりますけどもなお一層頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

3番目、双民館の冬季除雪体制の確立の問題です。冬季に入ると除雪が不十分なため駐車スペースが十分に確保されず、利用者に不便をかけています。除雪を地元住民に任せるとか、民間委託等を導入して、利用者の利便性を図るべきと考えます。村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。現在冬季間の双民館の利用状況を鑑みまして管理人を常時雇用しておりません。このため冬季間の除雪作業については、利用日に合わせて職員が事前に行っております。双民館の前を駐車場として利用いただいておりますが、雪の堆積上の関係もあり、できる限り駐車スペースを確保するよう除雪を行っております。

今後の対応といたしましては、使用許可の時点で冬季間は駐車スペースが狭い旨説明し、極力乗り合わせで参集いただき利用していただくをお願いすることで、限られた駐車スペースでの利用をしていただきたいと思いますと考えております。冬季間の利用者の皆様には大変ご不便をかけておりますが、ご理解とご協力を承りますようお願いいたします。

また、除雪作業の民間委託につきましては、今年度の利用実績においては11月に2回、12月に2回、1月に1回、2月は0、3月に1回となっております。月1回程度の利用頻度であることから民間に除雪業務を委託しなければならない、そういった状況ではないとそうのように考えております。今後は冬季間の利用状況により除雪体制の検討をしてみたいとそうのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） まず一つは、利用は確かにこういう実態です。その利用日に合わせて職員が行く、これは大変問題だと思っております。現状の役場の職員体制、大変厳しい中でそれぞれが少ない人数で膨大な仕事、国の政策がころころ変わる度に大変な仕事をやっているというのが状況です。本務を投げたこういった公民館活動の除雪を職員がやるということについては、やはり問題があるというふうに思っています。

この少ない回数ですから、例えば地域の人材を活用して、つまり双殊別地区の人材、機械を活用して、利用日が分かった時点で地元の人たちにやる、やってもらう。それを時間で管理するか、いろいろな管理方法はあるのでしょうかともそういったことによっても、逆にまた地元の人たちにわずかだけでも仕事も増えてくる。こういうことでもっと地域の力、そういったものを生かしていくような形で民間委託っていう言い方をしているわけでありまして。そういったことを再度考えていく必要があるというふうに思います。そのへんについて村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 次年度の双民館利用のことを考えますと、地域おこし協力隊の人たちもあそこで事業をやりたいとそういう考

えもございまして、冬季間の除雪につきましては、直営というよりは回数も多分増えると思いますので民間、地域の方になるか、業者に委託するか、そこは検討してみたいとそうのように考えております。

○議長（相川繁治君） 次に2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しをいただきましたので若干質問させていただきたいと思っております。

3月の広報によりますと、1月末での住民基本台帳登録数は、外国人の方123人を除きますと1125人ということでありまして。我々住民がいつまでも安心してこの村に住み続けられるような施策、体制が求められております。

そのためにも医療と福祉の体制が安定的に整えられることは極めて重要なことと考えております。4月からの診療所のお医者さんにつきましては、今まで担当されていた先生は隣の日高国保診療所で診療されることとなり、村には内科、消化器内科、糖尿病が専門のベテランの先生が赴任し診療にあたることとなりました。

昨年来、担当の努力でなんとか1月に新しい先生と契約できたことは大いに評価したいと思います。しかし、当初は社会医療法人と指定管理者契約をすることで永続的な切れ目のない診療体制を構築していくと説明されていた方針と相違することになったのは明らかだろーうと思っております。医師の需給関係の現状を認識せず、あまりに楽観的な対応ではなかったのかと感じますが、村長の考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木村議員のご質問にお答えいたします。ただいま、医師の需給関係についてのご質問でございましたけど、医

師の需給関係につきましては、平成16年度から始まった新医療研修制度に伴い、医局に所属しないで都会の大病院等に所属する医師が増加の傾向にあり、需給のバランスが崩れてきていると思っております。これらを踏まえ対応してきたところであると考えておりますので、楽観的な対応とは判断しておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 先日いただきました1月15日付の占冠村両診療所医師の決定についてと題する資料の中で触れられておりましたが、基本合意内容は期間設定として3年間の雇用となりますが、今後の指定管理先が検討されれば期間延長の協議を併せてお願いしておりますとあるように、指定管理者制度を目指す村の方針は変わらないのかどうかお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問にお答えいたします。指定管理者制度を目指す村の方針は過去の議会、全員協議会において方向性や考え方についてご説明し、理解をいただいたと思っております。

指定管理者制度は全国的にも徐々にその効果と安定性が図られており、本村においてもスムーズな展開を図るべく行動展開をしてきたところではありますが、条件や相手方もあることから厳しい実態ではあります。しかし、村としては村民への持続的、永続的な医療提供が第一であり、そのためには安定した医師の確保が最優先と判断しております。

このことから、指定管理者制度は必要な取り組みであると現在も認識しておりますので、その方向に向けて今後も継続して努力してまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 指定管理者制度をなるべくだったら導入をしていきたいというその方向性は今説明されましたが、今回のこのお医者さんの決定に関する資料の中の、今後の指定管理先が検討されれば、ということはどういうことを意味しているのか、その説明をお願いいたしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今回、医師を探すのと同時に指定管理先も何件かあたってまいりましたが、まだ具体化にはいたっておりません。今後の指定管理先が検討されればというのは、具体的に指定管理先が決まればという意味でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） それから、お医者さんが探すのに遅れた理由として、以前いただいた資料の中に、人事異動により担当が不慣れなことも医師確保が遅れた要因の一つとされておりました。人事の責任者としてはやはり村長がトップなのでありまして、このことに関して村長はどう感じられるかをお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。人事異動に関しましては、住民に対してできる範囲で幅広く適切な対応できる職員を養成することが第一義的であると考えております。本村に限らず小規模自治体の行政職員は、専門分野を離れた人事異動が行われているのが一般的であります。

このようなことから、広範囲において業務を把握していただくため、人事異動は必要不可欠であり、責任者としては適正ではないかと理解しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 今回お医者さんが決まったということで大変いいことですが、ひとつ残念なことは、隣の日高町と共に、土日は前と同じように無医村になってしまうということです。やはり一刻を争う病気は今回も何か手術を受けられた方がおられました、やはり大変なことだと思います。このへんに関して村長どう考えられるのか、救急車を使えということでしょうかお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 土日は無医村になります。土日も診療所を開設していくには医師、それから看護師のローテ等もありまして、現在は、土日は救急等で対応してまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 土日に病院を開けるということではなくて、やっぱりお医者さんが地域に居住していただけるかどうかということです。

おられれば、土日に何かありましても対応していただけるとそういうこともあるので、今回も残念ですが土日が帰られるということですが、やはり村の医療に関する基本姿勢ということで、1から5までいろいろと条件がありました。ただ残念ながら、今回もそのへんについて、条件が合わないお医者さんであったということなのかなといった感じがしますが、そのへんを村長もう一度答弁願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今回医師を探すのに村が示した1から5までの条件、ハードルは非常に高いわけですが、できるだけそういった条件に合う医師ということで探しておりましたが、残念ながら今回の医師につきましては、自宅が札幌にあるということ

で土日は札幌に帰りたいということでございます。村からは土日もぜひ在村するようお願いはしましたけど、向こうの家庭の事情もありまして、やむを得ないものだと判断しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 住居地はやはり診療所がある場所に持つてくるのが本当だと思います。後任のお医者さんは、かつて阿寒町立病院、岩内協会病院、中頓別町立国保病院、国保当麻町立診療所で診療にあたられ、へき地医療、地域医療、ドクターヘリの活用に造詣の深いベテランの先生と聞いております。少しでも長くこの村で暮らし、診療を続けていただけるようにしていかなければならないと思っております。

1月末に行われた住民と議員の懇談会においても、医師の望む診療機器だとか、人材配置にはきちっと対応するよという意見もありました。その点に関して村長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。後任のお医者さんが少しでも末永くこの村で暮らし、診療を続けていただけるようにしていかなければならないと考えております。

地域医療の確保は行政の務めであり、とりわけ本村については初期医療、一次医療になりますけどを確保することであるとそうように認識しております。そのため、診療所の医師がこの初期診療にどうしても必要であると判断した医療機器等については導入に向け検討していくと共に、必要な人材においても配置に向け努力してまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） よろしく対応をお願い

いいなと思います。

今回のお医者さんとか、看護師の募集をはじめ、介護の分野においても今人材不足が言われております。この現象は少子高齢化社会を考えればこれからも続くと思われ、村においても抜本的な対策が必要と考えております。

2月19日付の道新富良野版に、南富良野町における介護人材確保について各機関と連携を図っていくという記事が掲載されておりました。その中の対策として、大学や専門学校との連携による求人活動、資格取得の推進と奨励金の支給、一般住民向けの介護職員初任者研修の実施検討等が挙げられておりました。

村においてもこのような対策、その他にもいろいろな各種対策があると思われ、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。団塊世代の高齢化の伸張と共に、高齢化率にさらに拍車がかかることは承知しているところであります。

人材確保については現在勤務している専門職員、ケアマネージャーなどや介護職員は、いずれも退職されることに伴う新規での採用、あるいは非介護者の増加に伴う採用などが必要となってまいります。特に資格取得者の職員としての採用などは不可欠であり、そのためには専門学校との連携は必要と考えております。

また、採用にあたっては住民からの採用がふさわしいとも考えておりますので、必要な資格取得者や介護職員の研修などについて今後課題整理をし、社会福祉協議会とも連携を図りながら取組んでまいりたいとこのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） しっかりした対応をお願いしたいと思います。

次のテーマに移りますけども、後志管内、倶知安町で外国人の住民登録が1千人の大台を超え、人口に占める外国人の割合は、1月末現在で6.85%、およそ14人に1人が外国人という計算になるとの新聞報道がありました。近隣のニセコでも5.8%、留寿都でも6.5%と3町村の外国人の住民登録数、外国人の割合も過去最高となったということで載っておりましたが、人口に占める外国人の割合は、占冠村の9.85%が全道一と記載されておりました。実際今、村の人口規模が外国人の方々によって支えられているという現状であります。村の10人に1人は外国人であり、さらに増加する傾向はこれからも続くと思われ、これから村の施策は、このような認識を進めていかななくてはならないと思っています。

以前、行政の窓口対応では、支障が全然なかったと村長が答弁されておりました。今回、トナムにおいて地域住民からの要望もあり、学校で10歳の外国人の幼児も一緒に学ぶこととなったと聞いております。これは、異例な対応であると考えております。

外国等は文化、風俗、習慣、教育方針の違いもあり、対応も難しいものと思われ、しかし、村の住民となった外国人の方々、やはり村民として学校教育を受けたり、診療所で受診したりする機会の増加もこれからは増えることと思っております。

やはりその体制づくりとか、対応のための施策が急がれておると思いますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村民福祉の増進につきましては窓口対応も含め、現在お住まいの外国人の方々には日本語が

話せる方がほとんどでありまして、村民と同様の行政サービスを受けることができるものと考えております。

教育について、現在トマム小学校では1月19日の3学期始業日から外国人児童の受け入れを行っていますし、トマム保育所においても受け入れを行っています。生活、言語の違いから指導体制に苦慮しておりますが、就学に関わる援助も含め、国籍を問わず就学機会の提供に努めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 学校のことだけじゃなくて、この間、先日も新聞に載っておりましたけども、倶知安の病院では外国人の患者さんがたくさん増えられていて、受付だとかも外国語ができる方を導入しているとか、そういった対応がこれから必要なのではないかと。教育だけじゃないと思います。

だからそのへんの対応も、きちっと行政で対応していかなくちゃならないと考えますので、教育の他に考えていることがあったら、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 住民登録された時点で村の人になるわけですから、教育含めて福祉やいろいろなことが村民と同じようにされなければならないとそうように考えております。そのために今具体的にどういう施策があるのかとお聞きですけど、現在、外国語表記と日本語の併記、できるものから取組んでいきたいとそうように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） これからしっかりした対応をしていってほしいと思います。

それから次のテーマに移りますけども、

2008年、平成20年に株式会社星野リゾート・トマムと村が交わした合意書は、平成24年9月30日を目途とする村有施設の買い取りを約束したのですが、いまだ履行されず、本年1月に札幌地裁に調停が申し立てられました。それは行政報告にあったとおりであります。広辞苑によれば目途というのは目当て、見込みということで、契約が履行、実行されるべき時期には十分達していると常識的には考えられます。調停に関しては、あとで長谷川議員より質問があるようでお任せいたしたいと思いますが、今回の星野と村との係争についていろいろと私なりに考えてみました。

平成24年2月14日付で作成され、村が2月の20日に受理した「貴村所有施設の買取延期に関するお願い」と題する当時の株式会社星野リゾート・トマムの代表取締役から村長に宛てた依頼文に対する回答、対応がどのようになされたということが、この問題に対するその後の両当事者の対処に影響を与えているという感じを私は受けました。

昨年11月20日にいただいた資料の中で、この2月20日の受理印が押されたこの依頼文に対する決裁書をいただいたわけですが、右の上に赤ボールペンで「協議し取り進めることとしてよろしいです。」と記されておりました。私なりに理解すると、両者話し合っ、平成29年9月30日に買い取りの目処、今度は「めどころ」を延期するように一緒に手続きしていきましようという決裁であろうかと私なりに思うところではありますが、このことに関する村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村有リゾート施設につきましては、平成21年9月6日に私が村長に就任以来、定期的な情報交換と信頼関係の構築に努めるとともに、

タワーワンの契約物件追加と修繕費の請求、買取時期の変更という三つの懸案処理を念頭に協議をしてきました。

平成24年2月14日付書面による株式会社星野リゾート・トマムからの買取期限、買取の期限を受け、弁護士にお願いして本格的な協議が始まりました。

経過及び内容については、全員協議会議員打ち合わせ等でその都度新しい情報をお示しし、説明してきました。特に、昨年11月20日には担当弁護士が出席し、これまでの株式会社星野リゾート・トマムとの協議概要を含めた経過を説明し、12月3日の説明会に向けた意見交換が行われました。したがって、ここでは詳細な説明はご容赦願いたいとそのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 詳細な説明はいりませんが、役場の公文書である決裁書がそうやっているわけですから、延期に向かって手続きしていきましょっていう、そういう村の決裁、方向を決められたってことでいいですか、ということです。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） あの決裁の意味は、星野リゾートと協議をして内容を詰めたいとそういうような意味でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 内容をそれ以降両者詰めていくわけで、途中いろいろと経過、説明がありました。そして、やはりその合意書がそのままだったらまずいので、変更、期限の延期をしていこうということで合意書の変更について話し合ってきて、そしていよいよ去年の12月にまとまりかけてきたということです。

そしてまとまりかけてきたところで中国企

業による買取があったということだと思います。延期するなら延期するでそれはいいと思います。あのときは、支配人が2月に来られましたけど、その前に1月に星野社長が議会に説明したいということで来られました。簡単に言うと、もうちょっとたくさん儲けるようになるまで待ってくれというような話だったと思うのですが、村も延期には理解をして、そして両方で話し合っ合意書をまとめていこうという話だったと私なりに理解するわけです。

あの合意書では、平成24年9月30日がきたら買いなさいってことが書いてあるわけですし、経営状態がよくならなきゃ買えないとかそういう条件ってというのはまったく書かれていなかったわけです。あのときやっぱり村としては、やはり本当は期限を守ってもらわなければいけないけども、経営状態が悪いのであればどの程度まで、経営状態が改善してくれば買っていただけますかねっていう、そういうある程度条件を確約しておかなければいけなかったのではないかと思います。

ただ、だらだらと延期を認めてきた。やはりそのへんの対応がまずかったのではないかなと思いますけど、村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。昨年の12月定例会で行政報告をしております、重複するとは思いますが補足して説明いたします。

先ほど、星野リゾート・トマムと協議を進める中で国有譲与財産の用途廃止が生じ、まずこれらを先行して解決することになりました。この手続きと施設の解体無償譲渡処理に約1年9カ月の期間を要しております。この事務処理と並行して星野専務との協議も進め、

平成26年9月4日に村合意書案を提示いたしました。

その後、12月1日に株式会社星野リゾート・トマムの対案が示され、村からは文書で延期理由の請求、早期応答の請求、早期買取請求を継続したところ、平成27年5月17日に村合意案で捺印する旨の連絡があり、6月15日にエクセル表、これは1ページの3分の1程度の資料が提示されました。

対応が非常に遅いため、6月19日に開催された議会定例会に民事調停の申し立てに関する議案を提案し議決を得ました。議決の写しを株式会社星野リゾート・トマムへ送付したところ、必ず資料の提出と説明をするので民事調停の時期を可能な限り遅くしてほしいとの連絡が入り、7月24日の資料提出。これは10ページ程度のものです。それから8月17日の修正資料提出。それから10月30日の再修正資料提出。12ページのものなされ、12月3日の全員協議会でこの資料の説明を受け新たな合意の締結に向かう予定でありました。

このような中、突然11月11日に日本経済新聞電子版で「星野リゾート・トマム中国企業が買収、183億円」という記事が配信されました。村では新たな合意書の締結に向け協議を重ねている最中、寝耳に水の報道に接し、即日村長名で事前の説明がなく報道に至ったことは誠に遺憾であり、良識のある対応を求め旨の公文書を星野代表取締役宛てに郵送しましたが、返答のないまま12月3日の全員協議会を迎えました。

本協議会で、株式会社星野リゾート・トマムの役員が一新され、その構成は全員が中国企業サイドで占められていることや、星野専務の説明から授権事項とされていた任意の話し合いによる解決の域は越えたと判断に至り、札幌地方裁判所に調停を申し立てて、去る2

月26日に1回目を終えたところであります。

週明けの2月29日には弁護士が当日の村の説明を補足するための書面、補足説明書になりますが、札幌地方裁判所に提出をしております。少々長くなりましたけどこれが経過報告となります。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 経過報告は受けましたけども、結局だから平成24年9月30日の期限を、平成29年まで延ばそうとして星野と村と仲良く合意書を作ろうとしてきている最中だったわけです。

だから簡単に言いますと、今まで例えば一緒にやっついていこうねって言っていて、平成29年まで少しだから頑張ろうねって言っていたのに突然また、平成24年の話に戻して期限が切れているからやっぱり払ってもらわなきゃだめだとかそういった話になってしまったわけです。平成29年って言ったらあと1年半くらいしかないわけで、やっぱり平成29年9月30日まで、僕はぶっとばしておいたほうがいいと思います。

やはり今、村の基幹産業が観光ということで、その担い手である星野リゾートが村と協調と連携していかなければいけないと思います。村長の執行方針にも書いてありますけども、担い手と連携していきたいと書いてあるので、それも手じゃないかなと思いますけども、そのへん一点だけ聞いて終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 調停はあくまでも村の施設を合意書のとおり買っていたきたいという内容の調停でございます。

ただ、もちろん村の基幹産業でございますし、言ってみれば北海道を代表するリゾートでありますので、村といたしましては、この調停に基づくものでまだ解決しなきゃならな

い問題も当面出てくるのが想定されますので、まず調停の方を重点的に解決して、新しい問題が出てくればその都度対応してまいりたいとそう思うております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しを得ましたので3点ばかり質問させていただきたいと思ひます。

まず質問1番目の畜産振興策。乳牛、畜産振興策についての質問であります。

黒毛和種繁殖経営安定化事業がこの3月の年度末で終了します。本事業で経営安定化が一定の成果があったと私は理解していますが、その前段で農家の方の自助努力も当然あったのではないかと思います。そこで本事業に替わる肉牛の振興策を村長は6月議会の私の質問の中で、今新しい事業の検討に入っており、複数の選択肢の中から検討し、農協含め農家の方と話し合いもして試案を出していきたいとこう答弁されました。

そこで本事業に替わる肉牛の振興策はどのようなものが示され、どのような形で農家、農協と話し合いがもたれ、何を視点に考えて試案を提出していかれたのか、まず質問させていただきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。平成23年度より平成27年度までの5年間、黒毛和種繁殖経営安定化事業を活用し、10戸の農家で合計77頭が導入され、総額で2187万5千円を補助してまいりました。

本事業の成果として、優良血統繁殖雌牛が導入され、村内肉牛農家の経営の安定化、並びに競争力の強化が図られたと認識しております。肉牛市場については、国内全体の市場

出荷頭数の減少等に起因し、これまでにない高値の取引で推移しており、村内肉牛農家からの肉牛販売価格も市場平均取引価格とほぼ同額の高値となっております。

本事業が平成27年度で終了することから新たな補助制度につきまして、占冠村酪農振興会、占冠村肉牛振興会とその内容について協議を行い、新年度予算に補助金を計上させていただきます。

新たな制度の内容につきましては、対象をこれまでの黒毛和種のみでなく乳用牛も対象とし、一頭当たりの補助上限額を見直し、事業規模、予算規模を250万円としたことが現行制度との主な変更点であります。導入に際しましてはこれまで同様、導入農家頭数等の調整を各団体内で調整していただき取りまとめいただくこととしております。

事業期間におきましては3年間の事業として実施を行う考えでありますが、事業制度におきましては1年後に内容の見直しを行いたいと考えております。

理由としては、一つは、平成28年度に村内で肉牛経営による新規就農を目指す方がいることから、現在の肉牛市場の取引価格では新たに優良繁殖雌牛を導入するためには多額の費用を要するため、支援が必要であると考えられること。

二つ目として、既存の農家については先ほども述べたとおり、全体で77頭の優良繁殖雌牛が導入され、その産種はこれまでに51頭が出荷されており、この産種の市場での取引価格は、村内肉牛取引価格の平均以上で高値となっていて一定の成果を得ており、今後においてもその成果が期待できること。

三つ目として、事業期間を長期とした場合、長期間の財政負担が発生すること。などが理由でございます。

肉牛農家のみならず、占冠村の農業振興、発展を目指すための一環として、今後の支援のあり方については関係団体と協議しながら進めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 平成28年度から新年度予算で乳牛、畜産振興策として250万円が予算として計上されたということですが、前回の黒毛和種の安定化事業の中では、限度30万円の予算が300万円だと確か思います。5カ年計画の。今回は28年度から新規予算として250万。そして本年度からは優良繁殖雌牛の導入に向けてということですが、前回の安定化対策の中でも2009年度から2014年度にかけて、繁殖用雌牛の件が1万3400頭全国で減っていたわけです。

減っていたということは、やはり雌牛を買い付けるときにそれだけ高くなる、どうしても市場が狭くなるわけですから高くなる。そういう中でも一定の成果を上げて、農家さんも頑張ってきたのだと思います。そして、補助事業がきちんとそこを補完する目的で作られてあったと、そういうことだったのではないかと思います。

今、村長が言われた今回の事業について、あまり長すぎてよく分からなかったのですが、おおよそのことは検討がつきますが、現在肉牛用の肉用牛の個体販売価格は高騰しております。高止まり状況であります。需要と供給のバランスによって高騰と下落は当然繰り返されるものだと私は思います。その中で反動が必ず来るのではないかと思います。

そういう中で支点として肉牛農家を守り、育てるといふ大きな流れの中で、新しい興策が一過性単年度のものでなく持続可能な最低限5年くらいは必要ではないかと思いますが、

新しい振興策の中でそのような事業設定がされたか伺いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 平成23年度から肉牛の増頭とそれから資質の改良ということで77頭を導入しております。

持続可能な肉牛振興を考えた場合、素牛の導入することはもちろん大切なことでございますけど、それよりは肉牛の品種改良、それから草地の更新、土地改良事業、そういったことによって良質の草を取っていい牛を育てることが持続可能な経営にも繋がっていくものと考えております。今回3年間250万の事業とそれから品種改良で正規の補助、そういったものを想定して予算計上しておりますけど、そこは農家と十分話し合いながらどういったことが持続可能な肉牛振興策になるのか、1年1年内容を検討してまいりたいとそうように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今持続可能な中で、村長に次に質問しようと思った草地の更新、7年ごとの草地の更新を先に言われちゃって、ちょっとこけちゃいましたが、飼料の高騰、穀物飼料の高騰、草地の更新となかなか農家の方々だけの努力でリスクが回避できない部分も多々あるわけです。そういう中できちんとした農業振興策が作られて農家を守り育てていくと、こういう視点でやっていただきたいと思います。

それでは質問を2番の方に移らせていただきます。避難道路と双殊別地区の防災計画についてであります。

(1)として、昨年の所管事務調査報告の中でも要望していたゲートボール場横から村道2号線を結ぶ避難道路は、千歳、本通地区住民の緊急性の高い道路であり、保安林の解除、

用地の設定、調査等速やかに行う必要性があるのではないかと考えます。併せて、浄水場管理業務、パークゴルフ場、野球場へと利用する方への利便性もあるとこのように考えていますが、端的にこの避難道路の設定というか、今述べた保安林解除、用地の設定、調査等に今年度から取組む覚悟があるかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。平成27年10月30日付で12月定例会において、報告を受けました総務産業常任委員会の所管事務調査結果については、重く受け止めております。

村としては、これまでも避難路の確保については大きな課題であると考え、さまざまな検討をしております。議員ご指摘のとおり村道2号線の改良には整備事項が多くあることから、整備のために必要な手続きをするため、関係機関とも協議を図り実現できるよう取り進めたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 今、村長が述べられたとおり、避難路についてはぜひ早急に検討段階から入って設定、新たな用地の保安林の解除等と進めていただきたいなと思います。

前回水害から半世紀以上経ちました。経った中で当時の水害の事象、現象はオートバック現象といって、要するに赤岩地区で詰まってしまうそれがトナム、双珠別川から合流し逆流している。それをオートバック現象と言いますが、そういう中で水害が起きたということでもあります。当然今回も起きればそういうことが起きるのでないかと想定されます。

そして今高齢化がどんどん進み、お年寄りが移動するにあたってどうしても双珠別側に

向かって逆流、水に逆らって進むってということは困難なわけです。そういう中でこの避難路が開設することによって、より多くの方がこれを利用できるということでもあります。お年寄りやそしてまた体調の悪い方、体の不自由な方、そういう方も利用できる。

そういう中で、前回の村長との話し合いの中で、要するに逃げ遅れた方は役場の上に避難したらどうだという話があったのですが、これは当然避難所ではありません。逃げ遅れてどうしてもってということは、やっぱり垂直避難が災害の時の原則であります。上へ上へといくのは。だけど上に行ったところで、例えばそこで体調崩し、何かの関係で体調を崩し重篤になって、ドクターヘリでも呼ぶという事態になったとして、ホバリングだって電線やいろいろな電柱があって障害物があったら利用することも大変であります。

そういうことですので、中学校の避難所であれば学校のグラウンド、野球場もあります。そういう関係でホバリングは可能だし、そしてより早く患者さんの移動もできると、そういうことで避難路の開設をぜひ進めていただきたいなと思います。

それでは（2）として、双珠別地区は居住地が散在し、高齢化が進む中で水害等に限らず雪害等にも対応できる防災計画を策定してはどうかと伺います。

ということですが、実は議員と住民の懇談会の中で双珠別の方も強く言っておられました。防災計画を立ててくれと。中央地区みたくこう固まっているのではなく、一戸一戸の家庭が散在して散らばっている中で、水害ばかりでなく雪害ということもあります。

私や皆さんもご承知だと思いますが、一昨年10月16日ですか、南富良野町で雪害で長時間の停電という事象が起きました。そうい

うことに対してもやはり水害の危険性がないからいいだろうということではなく、住民に対しての不安は、そういう雪害の中で電気が遮断される、それからストーブも使えない、薪ストーブの方はおられるかと思いますが、やはりお年寄りらの集落でありますからやっぱり電気がなくなると気分的にも気落ちしてしまいます。そういう中でひとつ住民らと話し合いながら啓発活動、防災計画を作って進めていただきたいと思いますという旨を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。双珠別地区は中央からは遠隔地であり、住宅等が点在している事と併せ、高齢化が進んでいる事は議員ご指摘のとおりであると認識しております。

現在あります占冠村地域防災計画においては、さまざまな要素を含め記載されていると判断しております。第4章、防災予防計画の第4、避難誘導體制の整備では、災害の危険性が高まり住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境作りが重要である。また、第5章、災害応急対策計画第3、避難の勧告指示または避難準備情報の周知の伝達方法で、災害の状況及び地域の実情に応じ、もっとも迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとするとしており、(4) 伝達員による個別伝達で避難の勧告または指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため全家庭に対する周知が困難であると予想される時は、消防署員、消防団員等で担当を編成し、個別に伝達するものとしております。

雪害の対策としては、第4章、災害予防計画の第13節、雪害予防計画では、村は異常降雪、吹雪等により雪害が予想される場合にお

いて、気象官署など関係機関と緊密な連携をとり、区域内の降雪及び積雪の状況を的確に把握し、災害対策本部の配備、体制を整えるなど必要な措置を講ずるものとしております。

新たな防災計画は策定せずにこれらを運用することで対応してまいりたい、取り進めたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 午前中の質問2、双珠別地区の防災計画の関係ですが、村の防災計画の中で水害、雪害等に運用して、特に防災計画を双珠別地区で作らなくてもそれを運用してやるということで、ぜひ住民の皆さんと話し合いながら啓発活動または運用についても話し合いを進めていただきたいと思います。

それでは3番目の、質問3の方に移らせていただきます。むらびと交通の介助業務についてであります。住民の中で利用したいが付添者がいない要支援単身者がおられます。利用にあたって軽微な乗降介助等は可能なのか、また資格取得にはどのような資格講習制度があり、どのような資格が必要になってくるのかを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村の地域公共交通につきましては、一つ目として、一般健常者は村営バスまたはタクシー。二つ目として、介助等が必要な村民は社会福祉協議会が運行している過疎地有償運送。三つ目として、自己で用事を完結可能な高齢者がむらびと交通を利用する形で陸運局より許

可を受けております。むらびと交通の利用にあたっては基本的に乗降等、自己完結できる方を対象としており、要支援者の介助については、介護職員初任者研修の受講、旧ヘルパー2級でございますけど、これを受講することが必要であることから利用することができないことになっています。要支援者の利用につきましては、先ほど2番目で申しあげましたけど、社会福祉協議会が運行している過疎地有償運送を利用していただくことでご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 一般健常者は路線バス、そして付添の方がつく方については、要するに社協の車を利用しなさいということでもありますけども、介護保険を使わないでも要支援1、2であればむらびと交通ってというのは利用できるのではないですか。伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） むらびと交通を利用できる方は自分で乗り降りできるそういう方が対象になっております。以上です。要支援1、2そういった区別じゃなく、自分で自分のことができる、そういう方を対象にしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 村の企画商工課で出しているむらびと交通の運行案内っていうチラシの中にも、利用対象者は下記条件のいずれかを満たす方で、自身で乗降及び必要な用事を自己完結できる方となっておりますけども、その1番については、65歳以上の村民とその付添の方という項目が実はあります。そうであるのであれば、付添の方がおればそれは可能です。でも65歳の高齢者の中でもどうしても単身者でむらびと交通を使いたいという方がおられます。お名前は個人情報ですか

ら言いませんが、そういう方がおられる。そういう方は、要するにこの説明となったら外されるということによろしいですか。伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 介助される方が同乗しているのであれば乗ることが可能と考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 付添者が介助できる方であればよろしいということですが、介助できない単身者というのが増えているわけにあります。僕が相談を受けたのも要するに付添ができない単身者です。軽微な、ちょっと支えて、車の乗り降りでも、ちょっと足を持ち上げてあげれば乗れる方です。あとは自分で杖をついて、病院に行ったら歩いて受付まで行くこともできる。そういう軽微な支えること、お手伝いもできないということですか。伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お言葉ですけど、介助となるとそれはできないとそのように理解します。ただ乗り降りするとき手を添えるぐらい、そういうものであれば可能ではないかと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 乗り降りすることを支える程度ならいいのではないかとということですが、要するにこの資格講習制度、資格についてもヘルパー2級と今3級なくなって2級からしかないと思いますが、要するに事業者に、例えば自助努力によって取らせる、そういうことも必要でないかと思えます。ただ村から交付されている補助金だけでやっていくのだったら、三セクの隠れ三セクと同じじゃないですか、違いますか。村長に伺い

ます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 介護職員、今は名前が変わって介護職員という言葉使ってますけど、村の中には資格を持っている方がいらっしゃるんですけど、実際に働ける状況になくて働いていない方もいらっしゃいますし、今そういった介助する、介護する人が不足しているそういったことは現実にございます。村としてもサービスを提供していく上で、そういう方は必要でありますので、前にも制度で資格取得していただいたことがありますけど、そういった便宜を計らいながらそういう人を確保していくのは行政の仕事でもあると考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 僕はいろいろな方法があると思います。その介助についても、例えば、主婦の方でヘルパーの2級持っている方であればその人を同乗させるとか、付き添いで、例えば単身者であるそういう方から申込みとか連絡があれば村で一応、むらびと交通でも用意しておいて、その人だけに対応して付き添いをしてあげるとかです。いろいろな方法があると思いますが、僕はやはりそういう資格は今どこのハイヤー、タクシーもほとんど取らせているので、一般ハイヤー、介護タクシー、福祉介護タクシーと3段階くらいに分かれて、むらびと交通の場合は一般タクシーの運用基準の中でやっているのだと思いますが、そういう資格を村の補助でもいいから、きちんと取ってもらったらどうかと思います。

どうなのだというので、むらびと交通の社長と実際話したら、講習日数がかかるから、今は3人体制でやっていて代替えが社長で、オペが2人だと、この講習に結局8日間だけ

何日間だかいろいろかかるらしいのです。日数もかかって時間的な余裕もない。だから実際には取らせたいけど受けられないのだということです。それならば要員、臨時で使っている人を乗せて交代交代で資格を取らせたらいいのでないかと言ったら、むらびと交通の運行基準の中には、臨時は乗務できないのだと、むらびと交通の一般タクシーに、資格2種持っていてでもですよ。2種持っていてでも社員として登用してなかったら運転できないっていうのだから、それなら社員に登用すればいいんでないかと、それが企業の努力ではないですかって言ったら、いや日程的にちょっと無理だということでは言っておりました。

消防法のAEDデータがうちで講習を受けさせている。講習で受けさせているけどもハイヤーに実際にAED乗せているのかどうか、それまでは聞きませんでした。そのようにやっぱり村、補助は補助としていいですよ、企業は企業の自助努力として金額が300万も400万もこの努力にかかる、そういう支出が出てくるわけじゃない。30万か40万でも企業努力であげた金だと、金額の問題でないのだと、そういう努力の姿勢っていうのが見えてこないっていうことが一番問題だと思うのですが、そのへん村長見解をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） いかなる企業においても、そういった自助努力というのが必要だとそのように考えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 続いて、3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長の許可を得ましたので質問させていただきます。質問1ですが、占冠地区村有住宅の環境整備についてお伺いしたいと思います。

昨年住民懇談会でも出されていた件です

が、村有住宅、旧職員住宅ですが、あの環境周辺がとても悪くなっております。先に居住されていた方の物が住居周辺に残っておりまして、そこが拠点になっているのかどうかあれですがねずみはかなり出ていて、隣に住まわれている方もねずみ被害が結構多いと伺っております。住む人はもちろんのことですが、村の管理する住宅ということですので、しっかりとした環境整備を行うべきと考えますが、村長のお考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。ご指摘の村有住宅につきましては、現在も貸付を行っている住宅でありまして、住民懇談会等でご意見をいただいておりますので、貸付者に対し、不要な放置物の撤去と、草刈り等の環境整備を行うよう通知しております。放置物については、まだ整理されていないことを承知しており、解決すべく貸付者に対し再度依頼するとともに実効性のある取組みを行いたいと考えております。こうした内容につきましては、地域住民にも迷惑でありますので、管理者として強い姿勢で指導をしてまいりたいとこのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 教員住宅ではなく、そのへんいろいろ村有住宅があると思いますのでしっかりと環境整備お願いしたいと思います。

では、質問2番になります。地域カフェ・ぼっこてぶくろについての現況について伺いたいと思います。地域カフェ・ぼっこてぶくろですが、いろいろな活動されている方がいろいろいて、よかったなと思って見ていましたら、最近その活動がいろいろな場所に移されておりました、地域カフェとしての役割が

果たせられていないように思います。当初、村から何か補助事業としてお金がつかぎ込まれていると聞いておりましたので、そのへん村との関わりを教えていただきたいと思います。伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。中央地区での地域カフェの管理は、従前より地域カフェ運営委員会が運営しております。平成25年度、平成26年度は村から占冠ふるさと活性化委員会への補助金を活用し、地域おこし協力隊が地域カフェを借りインターネット活用などの事業を行ってきました。地域おこし協力隊の事業は平成26年度で終了しております。現在、各サークル活動につきましては場所が手狭であるなどのお話から、保健福祉センターで行われているとこのように聞いております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） この地域カフェについて村民食堂と名を借りてやっている人もおります。地域おこし協力隊においてのラジオ局でしょうか、ここで開催されていると聞いております。その拠点として行われた地域カフェが、そのNPO法人山ほたるという活動をされていると思いますが、そこが今この地域カフェから出るというお話を聞いております。その行き先が占冠地区の交流館内だと聞きましたので、そのへんの役割のかけかたとか、置き場所がいろいろ移動するというのも不自然に思いますのでそのへんも伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 中央地区の地域カフェでございますけど、村が直接整備したということはございません。先ほど言いましたように、ふるさと活性化委員会という委員会が

ございまして、そこに補助金を交付して活性委員会が場所を借りて活動していた。ただ平成25年、平成26年には地域おこし協力隊がその場所を借りてインターネット等の活用事業を行ってきた経過がございます。今、議員ご指摘がございましたけど、そういう話はありませんけど、まだ具体的にどういう形でそういうものを整備していくか、まだ決めておりませんので、決まり次第方向性が出次第また地域の人にもご説明申し上げて進めたいとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 今これからのインターネット、地域おこし協力隊がやっておりますインターネットのあれですが、地域との話をする前に機材が交流館のほうに納入されていると状況にあります。今、地域カフェにおいて村民食堂さんが営利目的で入っているのではない、営利目的で作られている地域カフェじゃないと思いますが、そこに営利目的で入っているのではないかなと思います。村民食堂さんは、これは村に関わりがないということになるのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 地域カフェ・ぼっこてぶくろという形で運営されておりましたけど、それはあくまでも民間の集まりでございまして、村とは直接関係はあるものではございません。村民食堂につきましても、そういったぼっこてぶくろの運営委員会がございしますので、そういうところの話し合いで現在の利用形態になっているものだとそのように考えております。以上です。

○3番（大谷元江君） 3番目の質問に入らせていただきます。教育長にお伺いしたいと思います。トナム小中学校の存続について伺います。

議会と住民との懇談会においてトナム地区で児童生徒数が減少しているのを統廃合を考えてはという話があったと伺いました。安易に統廃合という言葉を使われているのでちょっとショックを受けたのですが、学校は地域の核であり、交流の場でもあります。廃校になるということは地域のコミュニティの場がなくなるというだけではなく、地域の人口減少に拍車をかけます。特に若い人は住んでくれません。

私の地域では学校が廃校になってから10年ほど経過しますが、若い人が定住するということがなく、ましてや子どものいる家庭は特に学校が遠いということで、スクールバスは運行されるのでしょうかでも住んでくれることはありません。ですので、学校を存続するということは集落対策にも繋がると考えますが教育長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。ただいま、議員がご質問されたそういった同様の観点から現状でのトナム小中学校の統廃合については考えてはございません。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 教育長の考え、統廃合は当分考えておりませんという回答をいただきました。ありがとうございます。これについて村長も同じ考えであるかどうか伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 教育長と同じ考えでございまして。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは一般質問をさせていただきます。

まず質問第1、ふらの農業協同組合南富良

野支所占冠出張所（金融・共済・生産資材部門）の閉鎖についてということでございます。これにつきましては、すでに行政報告並びに五十嵐議員から細部に質問がありました。だいたい分かりましたが私なりに質問いたしますので、多少重複するかと思いますがお答え願いたいと思います。質問1も質問3も同じような経緯でございます。

平成31年をもって金融・共済部門を閉鎖しATM化、また、生産資材部門も閉鎖することが発表されました。私、中期計画書を入手しまして、平成28年度から平成30年度まで組合員と自営が持続的発展し続けるためということで中期計画が発表されたという、その中で金融部門が占冠出張所は平成30年に閉鎖すると、加えて生産資材部門は平成31年に占冠店を閉鎖するというところでございます。この出張所は、占冠村の第一産業の農業者が農業を持続していく上で非常に重要な出張所であると、また村が進めていく新規就農予定者にとって最も重要な組織であります。加えて五十嵐議員の方から質問があったように、組合員だけでなく大勢の住民の方々がこの組合を使っているということでございまして、これをなくすということは非常に不便であると、議論のとおりでございます。出張所の閉鎖に対してオール占冠で反対しなければならないと思いますが、再度村長の考え方をお伺いいたします。

まず1点目として、所属組合員との協議はされましたか。組合員の意向はどのようなことになっていきますか。

2点目に新規就農予定者、継承して農業を続ける方に対する影響はどのように考えていますか。出張所の機能を失った場合の農業振興策を今後どのように考えていますか。これについて重複する答えがあると思いますが、

村長の忌憚のない考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。ふらの農業協同組合の関係でございます。まず1点目でございますが、ふらの農業協同組合とは11月16日に概要の説明を受け、1月27日、2月1日には存続に向け要望を行っております。村内の組合員とは1月20日に農協協力会、肉牛振興会、酪農振興会の各会長と占冠出張所について打合わせを行っており、占冠出張所の存続を望む内容でありました。

2点目でございますけど、占冠出張所は農協の出先機関として金融・生産資材・共済や組合員、準組合員の利用者の各種相談窓口として業務を行っており、出張所廃止は新規就農予定者、継承者はもちろん組合員、準組合員にとっても影響が出ることからどうしても出張所の存続を要望、存続について要望を行っているところであります。

3点目でございますが、出張所機能を失った場合との質問であります。質問の主旨とは違う答弁となりますけど村といたしましては、あくまでも農協と連携する中で農業振興策を行ってまいりましたので、占冠出張所機能が存続するよう、今後、占冠出張所のあり方について協議を行う場合には強く占冠出張所の存続を訴えてまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） よく分かりましたけども、この出張所廃止についてオール占冠で反対してやりたいと、ひとつ村長、組織を作って農協へ反対運動したら引っかかると思っておりますけども、いかがでございますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 農業協同組合は基本的には農家の農家が作っている組織でございます、やはり農家の声が一番上に響いていくものとそのように考えております。ただ村といたしましても農協と今まで手を携えて農業振興をした経過がありますし、農協は公共的団体としても位置付けられておりますので、今後推移を見ながらそのへんは検討してまいりたいとそのように考えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これは確かに農業を助けるための農協の窓口がなくなると農家にとって大変な問題だと思います。そればかりでなくて前段五十嵐議員が申し上げましたが、口座でも958件これだけ大勢の方々が使っているということは占冠の人口のほとんどの方が利用しているということなので、やはりこれは農協関係者だけでなく一般住民を巻き込んで、ひとつオール占冠で絶対反対したいとって表明する必要があると思いますけど、もう1回だけ村長の答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 議員がご指摘のオール占冠というのがちょっと想像つきませんが、金融部門に関しましては村の指定金融機関でもありますし、預金高については相当額村の方が預金等しているとそのように解釈しておりますので、村としても閉鎖については農協の方に強く、村の指定代理金融機関、ふらの信金と2行しておりますけど、そういうことから廃止に向けては反対していく所存でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） オール占冠という意味は、全村民で戦いたいとこういう意味でございますので記憶にだけ留めてもらいたいと思っております。

それでは次に質問第2番目、地域高規格道路のルートについてということで、これについては平成26年の12月の定例会で質問した経緯がございます。この道路は旭川を起点に富良野市を經由して、終点占冠村に至る120キロの地域高規格道路です。現在、富良野市内2工区で工事が進められております。終点の占冠村では道東道に結ぶことになっておりますが、道東道には占冠ICとトナムIC、2カ所あります。村長は大局的にみてどちらのICに結ぶ考えかお伺いいたしたいと思っております。

なお、昨年12月17日付の北海道新聞で高規格道路幾虎経由の報道がありました。これはとなりの町の町長が言われております。村長はどのような感想、考え方を持っているか併せてお答え願いたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。本道路でございますけど、高速ネットワーク機能を有していることから災害、救急の経路、交通混雑の解消、富良野・美瑛広域観光の推進、高度医療、地域生活の利便性向上など地域経済の活性化が期待される路線でございます。旭川・十勝道路整備促進期成会では富良野道路、富良野北道路、旭川東神楽道路は事業中でさらなる整備促進を、東神楽町中富良野町間、富良野市占冠村間が未事業区間であるため早期着手を国や道に要望しているところでございます。その中で富良野市・占冠村を結ぶJCTの位置については、住民生活、地域振興に直結する問題であるため、議会と十分協議し、村としてのルート選定をしたいとそのように考えております。

12月27日の新聞報道でございますが、南富良野町の事情が掲載されたものと思っております。国へのルート要請は、旭川・十勝道路整備促進期成会の決定に基づき進めるべきと考えて

おります。12月17日の新聞報道です。訂正いたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この問題は簡単な問題ではないと思います。村長が今言われている考え方は十分分かりますが、隣の町長が挙げている理由としては、サホロ・富良野・トマムの観光地を最短で結ぶ設定が広域観光にとって有利である。2番目に南富良野町の物流の利便性向上、救急搬送時間短縮、国道38号線の代替え機能を示し、さらに今後拡充が計画されている道の駅南富良野と一体化して、地域の活性化をしていくことを目的としている、ということを述べられております。

この中にトマム地域の住民にとって賛同、協調できる部分が見られております。一部の住民やリゾートが町長に協力する可能性があると思います。トマム住民の意向も十分考えた結論でなければならないと思います。これは南富良野町長の事実上の選挙公約というか、かなり強行にこれが推し進められるというような考え方をもちますので、占冠にとっては、やはりトマム地域とそれからこの占冠地域と二つにまたがりますので、このへんの判断が実に私は難しいのではないかと思います。そのへん再度村長はどのように考えているか。

おそらく町長は必死で振興に頑張るのでないかとこのように考えています。これについても南富良野の富良野線ですか、新得の間、根室本線のJRの新得線、富良野・新得間の廃止議論が中に載っておりますし、これに伴って占冠駅も、私は12月の定例会で申し上げましたけども、占冠においても同じような可能性にあるのではないかと考えられます。それやこれや合わせてひとつ村長もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） JCTの位置でございますけど、一般的に考えますとやはりICの近いところというのが想定されるわけでございます。どちらにするかというのは先ほど申しあげましたように、トマムJCTに近づけるのか、占冠JCTに近づけるのか、それぞれ村としてのメリット、デメリットがございますので、選定にあたっては議会とも十分協議して期成会の方に申しあげていきたいとそうように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この問題に関して沿線市町村の反応って言いますか、そういうものを村長はどのようにお聞きになっているか、もしも聞いておられればその範囲内でご答弁願いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 直接私の耳には入ってきておりませんが、あの新聞記事の報道に関しましては、南富良野の事情を町長が申し述べたとそのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） これはまだ不確定要素が多聞にあるので、質問はこれぐらいにしまして。

次に星野リゾート・トマムの施設について、これにつきましても朝方の行政報告並びに、木村議員からの質問がありまして議論を尽くしたと思いますが、それで私のお伺いしたいのは、2月26日の午後2時から3時までの間に札幌の地方裁判所において、申し立ての主旨の内容の検討が行われたということについてです。これは2月29日の全員会議の資料で示されているわけですが、この内容についてもうちょっと詳しく知らせていただける範囲内で教えていただきたいと思います。

なお、一度聞いたかと思えますけど、建物は当時は1千万円、土地は100万円、合わせて1100万円っていうのですけども、建物の代金は985万814円になっております。土地代金の100万ですかはいいですけども、こういうことも合わせてひとつ、もうちょっと内容を掘り下げて答弁お願いしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。2月26日に第1回の調停が行われましたけど、調停の内容につきましては、外に出さないという約束できておりますので、次回続行することが確認されたとその程度しか公表することはできない状況です。それから建物の減額につきましては、取り壊した建物がございまして、その分を減額した額でございまして、そのようにご理解いただければと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 1点だけ、木村議員との議論の中でも出てきたかと思えますけども、私自身、若干違和感を生じている問題がひとつございまして、村長の執行方針にも書いてありますように、村有リゾート施設は本村の株式会社星野リゾート・トナム内で当社からお願いを受けて、建物土地の買収用途を5年間延期する任意の協議を続けていましたとこういうことが書いてあるわけでございます。これは確かにあの星野リゾート・トナムの方から延期願いの書類が上がって、その協議がなされたものですけど、その中には平成29年までってなっています。だから平成29年まで延期をする協議をしていて、今ここでもって調停裁判を起こすのはどうも不自然に感じますけども、そのへんの考え方はどう感じますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。平成24年2月24日に星野リゾート・トナムから、施設の買取延期願いがきてございます。これにつきましては、あくまでも延期させていただきますという内容でございまして、それらについて協議を行ってきたということです。今回調停に踏み切ったというのは、このときの星野リゾート・トナムでは星野リゾートが株20%持っていたわけですから、中国系の企業に買収されて100%外資系の会社になったということもありまして、今回、任意での話し合いはもう無理だとそう判断いたしまして調停に踏み切った経過がございまして、以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 平成29年まで延ばしますよっていう協議をしていて、平成29年はまだきてないわけですよ。だから今ここで調停を起こすのはなんとなく無理を感じている、違和感がある。そういう問題が今後においてこの協議の中で発生しないかということをお私心配しています。そういうことはあり得ないですか、平成29年まで延ばすって言っています、そのへんちょっと。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今後の交渉に影響しないかということで、それはないとそのように判断しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 前回のあの資料の中で口頭説明、株式会社星野リゾート・トナム代理人弁護士2人となっており、これは星野リゾート・トナムの代理人か、それとも外資系の代理人の弁護士かこのへんちょっとお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 当日、相手側から代理人弁護士2人が出席されておりましたけど、

株式会社星野リゾート・トマムと紹介を受けております。ですから新しい会社というか、買収した会社の代理弁護士と理解しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） トマムで運営しているのは星野リゾート・トマム、それから本部では株式会社星野リゾート、こういうことで今までのわけのような気がします。私がなぜ聞きたいかという、外資系の方が100%株を、役員をもっといて、星野リゾート・トマムは、役員は1人も入ってないです。だからここで交渉権があるのかないのかっていうことをちょっと確かめているわけです。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今回出席されていた2人の代理人弁護士でございますけど、あくまでも株式会社星野リゾート・トマムの代理人弁護士でございます。その他に同席されていた方が3名おりますけど、これは星野リゾート、株式会社星野リゾートの職員でございます。専務さんも来ておられましてけど、肩書きとしては星野リゾートの役員として出席されておられました。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） そしたら今後はこの方々によって調停裁判が行われる、こういう理解でよろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） そのように理解しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたので、いくつか質問させていただきたいというふうに思います。

まず防災からです。東日本大震災から明日で5年になります。死亡者数1万5894人、行

方不明者2562人、避難者数は現在まだ復興庁の発表ですと17万4千人いらっしゃいます。北海道にも1613人いらっしゃると、そういった状況です。5年に向けて報道で目にするものが多くなっておりますけれども、ご存知のとおり、被災地は地震と津波、さらには福島第1原発の放射能事故で極限的な状況に追い込まれました。

その中ですべての日本国民が最も大事なものは、クリーンな環境であり空気であり、水であり、そこから生み出される食糧であり、そして人と人との繋がり、コミュニティ、それが大事だということを5年前強く感じたと思います。それは、遠く離れた占冠村の皆さんも同じだったというふうに思います。しかし、震災から5年が経過しまして今この震災から学ばず、また効率という名のもとに原発を再稼働、そしてオリンピックと経済ばかりを追い求めている状況にあります。これは非常に憂慮すべき事態だというふうに思っております。

占冠村では当初予算案で避難者支援一時金を計上しています。行政側の震災当初の防災意識がやはり5年経って薄れてきているように思います。再度、村長の東日本大震災の対応と放射能対策を含む地域の防災意識について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。東日本大震災から5年が経過し、一部地域経済や生活が復旧したとはいえ、いまだ行方不明者がおり、定期的に捜索されていること、被災者が生まれ育った故郷に戻れないで仮設住宅で暮らしていること、津波被害の幻影に苦しんでいる人、原発事故による地域の消失など復旧とは程遠い現状の中、まだまだ現地は大変な生活を強いられて

いるとの認識を持っております。

村としては避難者の受け入れや、受け入れに対する支援、放射線量、村内4か所での測定と数値の公表を行っております。また、毎年受け入れのための予算措置をするなどこれまでどおりできる範囲のことを続けていき、防災意識の向上にも努めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 少し具体的に伺いたいというふうに思いますが、震災以降幾度となく議論をされてきました。まず防災の情報伝達、これについてまだ決まっていない。大雨の災害の時を想定したときに、現在の広報車では聞こえない。住宅では機密性が高く聞こえない、そういう問題も解決されずにきております。

さらには、放射能の対策についてですけれども、2014年の6月の定例会の時に、これも私一般質問で質問させていただいて、村長にお答えいただいておりますけれども、防災計画の中にはこの原子力災害に対する対策というのは項目が一切ありません。しかし福島の状態を見たときに、やはり泊原発で事故が起きて、偏西風が吹いて放射能という可能性も十分に今ありえるという状況の中で、いざ起きた時に行政側がどのような動きをしたらいいか一切マニュアルがないというのはあり得ないことだと思っております。

このことを質問させていただきまして、防災計画にはないですけども、村独自のマニュアル的なものを検討して対応していきたいというふうに答えられております。この件もお伺いしたいと思っております。

さらにもう一つ、安定ヨウ素材これについても同じタイミングでお聞きしております。これも、村長のほうから安定ヨウ素材これは

有益な防護策であると、これについても専門家の知見を聞きながら検討していというふうに言われています。以上3点について、具体的に進捗状況等お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず伝達方法でございますが、広報車で回って広報するということは今それぞれの家庭が機密性の高い住宅に変わってきていますので、なかなか聞き取れないということも理解しております。これに代わる伝達方法でございますが、ひとつは地域防災組織的なもの、占冠みたく人家が散在しているところは大きな戦力になるのかと思っております。そういったものと、今技術も発達していますので、そういう科学技術を使ってできないかそういったことも検討しております。費用対効果もありましてまだ実現には至っておりませんが、そういう検討をしている段階でございます。

それから原子力放射線対策でございますが、村独自のマニュアル、それから安定ヨウ素材ですか、それらについてもまだ取組みをしていない状況でございます。いずれにしましても、放射線量につきましては4カ所で行っておりまして、数値に大きな変動がありましたら、体制等含めて対応していかなければならない、そのようには考えてございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、答弁いただいておりますが、2014年の6月の定例会ですからもう2年経つわけです。この時点で検討していただけるということで、現状まだそれが決まっていないということは、冒頭申し上げました防災意識の薄れと言わざるを得ないというふうに思っております。

放射能事故も皆さんご存知だと思いますが、

起こってからの対応では遅いわけです。起こる前にどれだけ対応していくか、安定ヨウ素材を含めてどういうふうにできるか、これは予算のこともありますので含めて検討いただいてぜひ早急に進めていただきたいというふうに思います。

先ほど3カ月に1回が月1回に改まって、放射線の測定をしていただいているのは非常にいいと思います。ただ、その様子を見て何か変化があつてから動きたいと、それでは遅い。もしくは変化があつたときにどう動いていいかのマニュアルがないと動けないということになりますので、そこをもう一度検討して動いていただけるか再度お聞きしたいと思います。

あと、情報伝達ですけれども同じく、なかなか答えが出ないと、これは予算の問題等いろいろあるのだと思います。そのひとつとして地域の防災組織ですけれども、先ほども佐野議員の方から出たと思いますが、双珠別でやはりどうしたらいいのかわからないというのは住民の方が言われていました。行政のほうから動いて地域のそういった防災組織、具体的に何かあつたときにどういう連絡系統で、誰がどこをみてどう動くのか、そういったマニュアル作りも含めてぜひ働きかけをして、動いていただきたいと思います。情報伝達について、何か対策がなされるまでに災害は起こる可能性はあるわけですから、最善の策を講じてもらいたいというふうに思いますが、この3点再度お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。放射能対策でございますが、心配されることは勿論だと思っております。そういったことでどういうふうな、もし泊で起こった場合、想定した場合どういうことが必要なのかそう

いったマニュアル的なものが必要であるとそうのように思っております。

それから、安定ヨウ素材の件でございますが、調べた結果事故等そういった問題もあるということで、現在購入には至ってない状況でございます。

それから伝達方法でございますけど、1年前の大雪のときもそうでしたけど、現在は高齢者、それから独居の世帯に村の担当、それから消防署、それから社会福祉協議会の人たち連携を取って対応しているところでございます。このことは村の防災計画にも書き記しておりますので、例えば集落の方にもっと詳しい説明するなど、行政懇談会でもそういうことを説明していく必要があると考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ぜひ行政懇談会で詳しく説明する、もしくは住民と対話をして、ただ一方的に行政の側から何かを伝えるのではなくて、そこで対話をしてどうすれば地域の防災が高まるだろうというようなことを、そして具体的な施策に落としさせていただきたいというふうに思います。ヨウ素材についても検討してその検討結果というのを、これは私が言っているだけではなくて、例えばトマムの住民懇談会でも出ている話で住民の要望であります。なのでこうなりましたと、今現状でこうしたいと、これからこうしたいがどうだろうということを住民に伝えてお話していただきたいというふうに思いますが、そのあたり再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村の説明不足もありますのでそのようにしたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次に進みます。ヘルメットの着用をということですが、昨年の防災訓練見させていただきましたが、やっぱり防災訓練参加している職員の装備が、まあほぼ装備がないといってもいいというふうに思います。

まず防災の基本、自分の身を守るということですので。職員がけがをしてはその後、住民にもその影響が出てくるということですので、例えば、多くの自治体で常備しているヘルメット、当村には一部林務かどこかにあると思いますが、ほとんどないと思います。自治体では、公用車に常に積んでおいて必要な時はいつでも着用できるというそういう体制を整えているというふうに聞いております。今後このヘルメットについて、常備していくことを考えられないかを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。防災備蓄機材として、ヘルメットは現在20個用意してあります。その他、産業建設課職員は全員個人用のヘルメットを所有しております。避難訓練にあたっては避難を中心に進められたため、ヘルメットの着用はありませんでした。議員ご指摘のとおり、訓練に対する配慮が不足していたことを反省しております。備蓄・資機材については実態に即し、計画的に準備するよう努めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次へ進めます。歩く避難路の運用です。これも震災から5年費やして昨年やっと歩く避難路が完成しました。しかし、この避難路は完成後運用されていない状況です。つい先日、私も歩いてきましたが雪の中を歩いてきました。災害はいつどのような形で起こるか分かりません。実際今年

は、2月に2日間に渡って雨が降りました。今まではそんなことがなかった。

近年この冬の雨というのが増えてきています。これは春先の大雪ですとか、秋口の大雪、こういったものにも繋がっていると思いますが、具体的に温度が上がって雨になる、もしくは湿雪になるという傾向がみられているというふうに思います。雪が急激に溶けると非常に大変なことになります。これは、十勝岳の噴火でも泥流になって多くの被害が出たことをみても明らかです。冬に運用できないと避難路の意味がないというふうに思います。今後の運用方法をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。避難路でございますが、完成検査と同時に降雪がありまして、冬季間は除雪等の管理も難しいとの判断から運用しておりません。融雪後においては運用を開始いたしますが、学校通学路としては使用しない方向で教育委員会を通じて協議しております。一般開放については特に条件を設定する予定は持っていませんが、冬季間は通行しない方向で考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 先ほども言ったくり返しになりますが、冬に災害は起きる可能性があります。どのような災害がいつ起きるかこれはわかりません。そして、住民の方が避難するのに使う避難路が冬は使えないということは、これはあり得ないことだというふうに思います。公共施設を作って除雪をしないというのは、これは税金の無駄使いと言わざるを得ないと思います。再度、避難路について冬も使えるように調整していただけるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 避難路の冬の使用につきましては、今のところ除雪等の関係もございまして、冬季間は通行しない形で進めております。今後、冬の間には避難路を使うという災害がちょっと想定し辛かったものですから、そういう方向で今検討しております。消防等関係機関のそのへんはご意見も受けながら考えてみたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） これはもう村長が考えて下さい。冬といっても春も雪があつては使えないわけですから、3月4日に大雨で増水して洪水になった場合使えないというのは、これはもう大問題です。これは消防とも相談していただければ答えが出るとお思いますので、再度検討していただけるかお答えいただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 冬季間の通行について検討いたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次の質問に移ります。再生可能エネルギーについてです。薪ストーブと薪利用、今年度から運用されております薪ストーブと薪利用の助成金について実績等をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。平成28年2月末現在でございますが、薪ストーブ購入の設置補助金、2軒で97万9860円を支出しております。それから薪の購入補助として、3軒1万円を補助しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ストーブの設置についてももう少し詳しく、本体と設置費分けてお

伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 補助制度でございますが、薪ストーブ、薪ボイラー、1台あたり10万円以上の購入費用の2分の1以内、上限を設けておまして上限額が25万円。それから設置費用でございますが、2分の1以内、これも上限額を設けておまして、上限額は30万円。それから薪の購入でございますが、1立方あたり2千円の定額補助となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ごめんなさい。あの先ほどの、97万の実績の購入、薪ストーブの購入と設置に分けた実績を教えてください。内訳を教えてください。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時19分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。2軒のそれぞれの内訳ですけど、1軒目、ストーブが20万7900円、設置費が22万5720円。もう1軒は、ストーブが24万6240円、設置費が30万円ちょうどとなっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今の実績ですけど、これは補助金の実績ですか。補助金の実績ということは、最大2分の1ということですので、この倍のお金がかかったということになります。ということは、42万ですから80万、1軒80万と100万くらいのお金がかかったというものだと思います。私は補助金の要件を見

て、広報にこの記事が載っていたのですが、イラストがここの広報には付いていまして、ひとつのイラストは立派な薪ストーブ、ひとつのイラストは本当に昔ながらのだるまストーブってやつがついていて、たまたま薪ストーブだということでこのイラスト二つ載せたというふうに思います。

ただやはり一般住民からすると10万円以上の薪ストーブと、10万円以上の設置費、ということは10万以下のストーブ買った人はこの薪の助成を受けられないということになります。私もホームセンター等で見えておりますが、だいたい薪ストーブいいものだなと思っても7、8万円、安いやつだと数千円からのだるまストーブ、私も使っていましたが、もあります。

この薪のストーブの助成制度っていうのは村内で薪の利用を高めていってバイオマスを進めていこうという趣旨だと思います。これに高いストーブを買った人しか参加ができない、高いストーブを買える人しか助成が受けられないというのは問題があると思うのですが、そのあたり村長はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪ストーブの購入、設置の要件として低価格な機種を否定するものではありません。ただ補助事業として考えた場合、火災などの防火安全対策等も必要であると考え、機密性が高く安全であると思われる機種を調べたところ、高額なものにならざるを得ない。具体的には10万以上の機種を補助対象としたところでありまして、ご指摘のとおり高額なわけですが、補助金の交付を受けたとしても残額が高額になるから、購入できないということも考慮いたしまして、金融機関と協議を行う中で、借入についても検

討を行っているところです。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） はっきり言って、これは灯油、石油エネルギーから薪エネルギーに変えていこうと、地域にあるエネルギーを経済として回していこうと、そういうための施策だというふうに思います。借入をしてまで灯油ストーブを薪ストーブに変えようとは一般の人は考えないと、ここに言葉で書きましたが、ある種、富裕層の人たちしかこの助成制度は使えないというふうに思います。

昔から小さい鉄板の薪ストーブを使っていて、それに火を入れるところから1日が始まるとそういった暮らしをしている方もまだいらっしゃいます。そして、その方も何十年もその薪ストーブを使って暖をとり煮炊きをして安全に暮らしているわけです。お金が高い、高いストーブが安全で、そういったストーブが安全ではないと線引きも少々乱暴かというふうに思います。

私はもちろん安全は大切ですが、地域の中でこの薪を使う文化っていうのをせっかく行政が音頭をとって薪の生産組合を作って、これから村有林だけではなくて他からも薪を入れてこれを広げていこうと、この施策には大賛成です。これを広げていくうえでもここの助成金の制度、もう一度見直していただきたいというふうに思いますが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この補助期間、昨年からは始まりまして3年間の期間でございます。3年目には当然見直してどうするかということを決めますので、その中で考えたいと思っておりますが、あくまでも先ほど言いましたように補助金ですので、村としては安全をまず考えていきたいとそのようには思っており

ます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それに関連して再生可能エネルギーの話です。庁内で横断的な再生可能エネルギーの検討プロジェクトチームを作って、確か堤副村長が座長でやられるというふうに聞いておりました。その動きも少し聞いておりましたけれども、地域内のエネルギーのマスタープラン検討を進めていると理解をしていますが、その進捗をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。庁内でのプロジェクトチームでございますが、平成26年度に実施したグリーンプランパートナーシップ、日本語で言いますと二酸化炭素排出抑制対策事業に関わる検討を行ってまいりました。調査結果から本村における再生可能エネルギー資源を再認識し、その資源量や活用方法などの検討を行ってまいりました。その中から村で事業化が可能なもの、地中熱、それから民間事業者による事業化が必要なもの、小水力があり、またその優先順位をつけて検討を進めることとして今後も継続して検討します。

具体的な事業化検討は、湯の沢温泉の小水力発電について民間企業による可能性調査が行われました。初年度の調査を終えたところなので、今後も調査が必要と聞いております。現在、平成26年度から5カ年の研究機関で北海道立総合研究機構と沿線5市町村による研究協力に関する協定を締結し、再生可能エネルギーなど広く地域に分散するエネルギー資源を活用することにより、地域の振興、活性化とエネルギー自給率の向上を目的とした取組みも進められております。

研究成果につきましては、平成30年度にな

りますが、エネルギー利用可能量データによるGPSの構築により実践可能なビジョンを描くことができるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ぜひ検討を進めていただきたいと思います。先ほど行政報告の中に2040年ですか、1053人という人数を想定してやっていきたいということですが、ぜひ2040年、1053人は原発の電気を使わなくていいそういった村になったらいいなというふうに思うのですが、ちょっと余談ですけど村長にそのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村の総合計画の見直しの際もエネルギーの地産地消ということをやっております。木質バイオマスもそのひとつの手法でございます。これから道総研の成果、どのような成果出てくるかわかりませんが、そういったものを見ながらなるべく地産地消のエネルギー普及に向けては努めていきたいとそうように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次、お伺いします。薪ストーブの導入実績と予定をお伺いしたいと思います。今、行政中心に各所で行政の施設に対する薪ストーブの設置が進んでいるというふうに聞いております。まずは、実績と予定をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 薪ストーブの導入実績といたしましては、リース事業によりミナ・トマム1台、中央スキー場ロッジ1台の計2台と、個人宅2台の合計4台の導入実績となっております。

今後においては、道の駅に1台の導入とリ

ース事業で導入した薪ストーブの購入を行う計画でおります。薪ストーブの導入にあたっては薪ストーブの使用方法等の説明をメーカーで行い、使用の理解を得るように取り行うこととしております。平成18年2月に策定した占冠村地域新エネルギービジョンでは木質バイオマスの活用を示しており、それに沿ったものであると考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） この薪の利用のものが公共施設に入っていくというのは、これはいいことだというふうに思います。以前の新しいエネルギービジョンの策定の時にも、終わった段階でこういったものを導入していったらどうだろうという委員会からは答え、私も入っていましたので出しましたけども、それが長年経ってやっと実現してきたかなというふうには思っております。

ただ湯の沢温泉の薪ボイラーも含めてやはり、入れる先の実際に作業をする方たちの理解、十分なその理解、そして雇用を生むからといって負担が、雇用を生むということは、それは負担が増えるわけですから、そういったことをしっかりとやって進めていかないといけません。この木質に関わることがこれは地域にとって非常にいいことだと、これは地域にとって未来に繋がることだから関わるのがすごく楽しいというふうに思ってもらわないと、今までは何もせずに灯油を入れてもらえばよかったものが自分たちで薪を運んで来てそれを入れないとだめだと、そんな大変なことはやってられないというようなことになると、これは行政が進めている事と逆行してしまうわけです。そういった実際に入るところの方々への理解、そういったことをしっかり進めてもらいたいと思っておりますが、そのあたりについて再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 化石エネルギーの便利さから自然エネルギーを使うとなると手間がかかります。そういったことも含めて、木質の良さ等を理解していただけるようこれからも普及宣伝に努めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 再生可能エネルギーでの最後の質問をしたいと思っておりますが、議会では一昨年和歌山県に視察をさせていただいて、ペレットですとかパウダーだとか、そういったものも見てきました。ちなみにペレットは、次年度から富良野のほうでも生産が始まると、最初は少ない量だと思っておりますが、地域内でも生産が始まるということになっております。現在、村は薪を中心に進めているのですが、こういった木質バイオマスの他の可能性について村長の認識を最後にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木質で何を入れるか、ペレットにするのか、チップにするのか、パウダーにするのか、その検討を進める段階でまずは身近に提供できるもの、そういったことで薪を選択いたしました。今後、チップ、ペレット等どういう需要が起きるか分かりませんが、そういうものの検討しなければならない段階がくれば検討してまいりたいとそうように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思っております。教育長にお伺いします。コミュニティスクールについてです。中央小学校のコミュニティスクール導入後の状況と評価についてお伺いしたいと思います。

また、来年度トマム小中学校、占冠中学校でも導入予定と聞いております。これらの方

向性についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。占冠中央小学校では2年間の調査・研究を経て、平成26年5月1日に学校運営協議会を置く学校として教育委員会が指定し、2年間で過ぎようとしております。

コミュニティスクールの目的は保護者、地域、学校が関わりあって学校運営を進めていくことにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組んでいくことにあります。学校運営協議会では学校運営の評価、教育活動の報告に関する意見の交換、次年度の教育活動に向けての意見や要望、それと学校運営に関する基本的な方針の承認などの協議がなされてまいりました。

成果といたしましては、より多くの住民、保護者が教育活動等に参加する地域参加型の学校づくりが進められ、地域の教育力を活用したふるさと学習や三者連携協定による教育活動を展開するなど、地域とともに歩む学校づくりに努めるなど、そういった方向での成果が出てきていると思います。

今後の方向性ですけれども、さらにこのコミュニティスクールを、充実を図りながら将来占冠が大好き、そして占冠いいねっという子どもたちを育成して将来占冠を支えていく人材の育成に繋げていけたらいいなというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今、教育長からお答えいただきましたけれども、先日ちょっとトマムの住民の方とお話をする機会がありました。教育のことで住民の方とお話をしましたけれども、コミュニティスクールについて全然分からないので教えてほしいと、そういう

声がありました。

占冠村はもともと地域との縁が深い学校運営をしてきていると思います。コミュニティスクールの前には学校支援地域本部事業もあって、さらに中央小学校ではそのあたりが進んだと。トマムは、もともと小さい地域で住民との関わりも常に深いですから、まったくその都市の小学校で地域住民との関わりがないところでコミュニティスクールを導入しますというの分かりやすいですけれども、トマムで改めて導入するといっても、いったい何が変わってどうなるのだろうというのが分からないというふうな答えがありました。

先ほど行政報告でありました、上川の教育局長から表彰があったというお話がありました。これは、行政間では評価されているというふうに思いますが、住民ですとかPTAの方だとか、そういった方に理解されないとうまく進んでいかないというふうに思います。このコミュニティスクールについて、住民周知をどのような形で行っていくのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのコミュニティスクールの住民周知をどういうふうに行っていくかっていうことだと思うんですけども、議員も見たかと思えますけれども、従来ですと学校だよりという形で出しておりましたけれども、この制度に移行してからはコミュニティスクールだよりということを出していただいております。

それで先ほど2年が経過しましたという形で説明させていただきましたけれども、コミュニティスクールの一番の目的は、次年度の学校経営方針をコミュニティスクール・学校運営協議会で承認するというのが一番の主旨でございます。実質的には2年間スタートしま

したけれども実際動いたのは1年間5月だということで、今その成果が少しずつ先ほど村長の行政報告でありましたけれども、そういった内容について今、各校長会の中で各校長の認識の元で、それぞれの地域でのコミュニティスクールの取組みということで今協議をし始めた次第でございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今年導入予定のトママ小中学校のコミュニティスクールについてお伺いしたいと思います。大谷議員からの質問にもありましたトママ小中学校、リゾートの職員はすごく増えているという状況に関わらず、定住対策が遅れてみんな十勝のほうに住んでいる。入学のタイミングの前に子どもに負担をかけることなく、泣く泣く好きなトママを離れるという方が増えております。これは数軒あるだけでトママには大打撃になっておりまして、今残っている住民は皆さん不安に思っているところであります。コミュニティスクールの導入というのがこの状況を、好転させるひとつとなるのか教育長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきたいと思います。先ほどの答弁と重なるかもしれませんがけれども、基本的にはコミュニティスクールの導入により、学校と保護者そして地域が一体となって学校運営に関わることによって、目指す子どもの姿の共有を図って、保護者、地域の思いが学校運営に反映されて、地域の支援、協力により、よりよい教育の環境を願うものでございますので、議員のご指摘の直接的にこの状況のカンフル剤、好転を生む材料になるかということ、そのへんはちょっと難しいかなというような気はします。

しかしながら先ほど言いましたように、学校運営協議会の中で、それをいろいろな状況があるわけですが、そういったものを今までの学校、保護者だけじゃなくて、地域の方を踏まえた中で拾った意見の中で協議して拾っていくことによって、今までにはなかった協議の場としての役目は果たしていけるのではないかなというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 私も2004年の占小の廃校の時に地域に住んでおりまして、移住促進の学校の事業、住民と発足してやっていました。当時のことを思い起こしても、せっかく住民が学校と一緒に何とか地域で移住者を増やして児童を増やしていこうと、本当に一生懸命やっていたのです。いろいろなところに視察に行ったり、教員住宅をそういった方が下見にくるために改修をしたり、そういったことをやっている最中に、学校が、PTAも含めてですが地域住民を置き去りにした形で、当時教育委員会が閉校にしますと、もう決まりましたという言い方で、非常に憤慨したのが記憶にあります。

コミュニティスクールが、そういった地域のカンフル剤になるかどうか判断しかねるというご答弁でしたけれども、私はやっぱり地域の人たちが皆さんでどういった学校にするのだ、どういった教育を作っていくのだ、そういった議論をすることによってそれが運営協議会で学校の運営に生かされれば、やはり地域の定着率も上がるし、それに引き込まれて移住してくる人も増えていく。それは流れだというふうに思います。ぜひ、このコミュニティスクールを現在の危機的状況を救う一助になるように、そういった形に作りあげるといふ気概で教育長含めて、教育委員会の皆さんも進めていっていただきたいというふう

に思いますが再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今、議員がおっしゃられた占冠の閉校の当時の内容については、私ちょっと詳しくは存じてございませんけれども、先ほど議員のお話もあったように、現段階ではトナム小中学校の統廃合については考えておりません。コミュニティスクールはまだできていないわけですが、一応私の考えとしては、平成28年度の先般の校長会の中でもなるべく早い時期に立ちあげてほしいという話で今進めております。

その中で先ほど今、議員がおっしゃったように前回の占冠の例もあるという、そういったこともお聞きしましたけれども、基本的には先ほど私が申し上げたとおり、地域と学校そして住民もそうですけれども我々教育委員会も、教育委員会がなんと申しますか、意思決定でなくて地域の意見を聞きながらそういった、もし残すのであればどういったことができるのだろうかという調査、研究も教育委員会といたしましてもした中で、今後の持続可能な教育、そういったものに繋がっていきなっていくという思いは同じです。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ちょっと気になるのですが、もし残すのであればじゃなくて、学校はインフラですからガソリンスタンド、お店、学校、同じです。これがないとトナムの定住人口は増えないですよ。今、トナムはたくさん従業員が働いていて、住むところがない、みんな十勝に住んでいる。その人たちを住まわせられないという状況において、学校っていうのは大きなインフラですから、その認識をもう一度新たにさせていただきなというふうに思います。再度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ちょっと今のは言葉の感じが悪かったかもしれません。先ほど申し上げたとおり残すという。しかしながらこれが例えば今回、議員の質問の中で住民のまたどういった方が、住民がそういった合併、統廃合を出したのかそれは承知してございませぬけれども、基本的には私の今考えているところにおいて合併はしない。統廃合はしないという考えでいます。

もし、その中でそういったような考えをする方が出てきた場合について、その時にはやっぱりきちっとコミュニティスクールや何かそういったものの中で協議をしていくっていう意味でさっきの言葉がちょっとありましたけど、そのへんは誤解されないように基本的には継続して残っていくための方向を模索するというご理解願います。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） そういった方向性のひとつかと思えますけれども、今、地方創生加速化交付金申請事業で、トナム小中学校、リゾート、北海道大学の三者連携協定による事業名、トナムグローバル化子育て移住促進プロジェクトというものが国のほうに提出をされております。

考え方としては、後ろ向きに残していこうということではなくて、学校を核とした地域を作って魅力を増大させて、そこに人を引きつけていこうとそういったことですので賛成をしておりますけれども、ただやはり性格上これは企画課のほうでやっておりますけれども、教育委員会、教育事業との整合性という意味で疑問点があります。この地方創生の事業について、ちなみにトナムの地域の人は皆さん知らないということです。

教育委員会としてどのようなふうに関わっ

ておられるのか、教育長含めて教育委員の皆さんで検討されて導入を決めているのか、これは国に出している申請ですので通ったら進めざるを得ないというふうになると思います。そうした場合、住民が置き去りにならないのか、コミュニティスクールとの整合性はどうか教育長にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。先ほども申し上げましたけれども、トナム小中学校でのコミュニティスクールの指定につきましては、学校の体制が整い次第なるべく早いうちに設置したいなと考えております。

しかしながら先ほど議員のお話もありましたけれども、本事業については今、補助事業として国に上げております。それが採択になる、ならないというのはちょっと私もまだ分かりませんが、採択になった時期にコミュニティスクールができていればいいですけれども、そのへんは今の段階ではまだ申し上げられないです。

いずれにいたしましても教育委員会、企画サイドであろうとトナムの地域、子どもたちを元気にしていきたいという思いは教育委員会とも同じですので、そういったことを進めるのであれば、コミュニティスクール・学校運営協議会を設置して、その中で村の考えている考え方、トナムの学校でこうしたいってというようなことの議論のする場として、教育委員会といたしましてもそれで協力できることについては、前向きに協力していこうということで、今回議員からご質問もあったことも踏まえて、昨日の教育委員会の中でもこの事業との関連についてのお話をさせていただいたところであります。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 最後にお伺いしたいのですけれども、やはりこれは三者協定の中で進めていくという地域活性化のプランではありますが、学校を中心に行われることです。教育委員会が協力していくというスタンスではなくて、やはり先導をとってしっかりと地域に根差すプランにしていただきたいというふうに思いますが、最後に教育長に決意をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 協力するといったのは、この事業が事務サイドではいろいろ検討して内容等については承知しているんだと思うんですけども、私自身この事業で英語とかそういうのは分かるんですけども、具体的にどういくなっていくかってのは調整しておりません。それで今コミュニティスクールを通じた中で、中央小学校において土曜学習ということで、英語教育、それと英語学習、それとホテルアルファの協力を得て韓国語、そして北海道大学の研究室の協力を得て中国語という形で、そういった三者連携によることもやっておりますので、そういったノウハウを事務サイドとどうやってやるのか、そのようにリンクさせてそういった意味での協力なり、アイデアをしていくっていうふうに考えて今言った次第です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。3時10分まで休憩いたします。

◎日程第4 承認第1号

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の1ペー

ジをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて。

本件は、緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、占冠村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例で専決処分書にてご説明を申し上げます。2ページになります。

本条例の改正理由ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、村条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の内容ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う法人番号、個人番号化にかかる条文中の文言を改めるものでございます。補足として施行期日は平成28年1月1日からとしてございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を省略します。

○議長（相川繁治君） これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって承認第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第5 議案第16号から日程第9 議案第20号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第16号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第7号の件から、日程第9、議案第20号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号までの件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第16号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の53ページをお願いいたします。議案第16号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第7号についてご説明申し上げます。この度提案いたします、占冠村一般会計補正予算、第7号は歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6780万円にしようとするものと、地方債補正の追加1件と変更4件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

59ページです。1款、1項、村民税において、1目、個人で滞納繰越分18万円の増額でございます。

1款、2項、固定資産税において滞納繰越分、140万円の増額でございます。

10款、1項、地方交付税において補正計数による減額分が復活したことにより普通分で175万6千円の増額でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金において実績額により60万円の減額でございます。

60ページ、12款、1項、負担金において教育費負担金で実績により6千円の減額でございます。

12款、2項、分担金において農業費分担金で実績により270万円の減額でございます。

13款、1項、使用料において体育施設使用料1千円の減額でございます。

14款、1項、国庫負担金で、社会福祉国庫負担金で実績により471万5千円の減額、児童福祉費国庫負担金で実績により11万8千円の減額でございます。

61ページ、14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金でマイナンバー制度に伴う地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金510万円の増額、18歳以上の有権者詐欺のための選挙人名簿システム改修費補助金6万8千円の増額、4目、土木費国庫補助金で実績額により、社会資本整備総合交付金87万8千円の増額、5目、農林業費国庫補助金6万円の減額でございます。

15款、1項、道負担金において実績額により社会福祉費道負担金で228万8千円の減額、児童福祉費道負担金で5万7千円の減額でございます。

62ページ、15款、2項、道補助金において1目、総務費道補助金で12万6千円の減額。2目、民生費道補助金で15万6千円の増額。4目、農林業費道補助金で実績により、農業費道補助金64万5千円の増額、林業費道補助金で191万2千円の減額でございます。

17款、1項、寄附金において、ふるさと寄附金405万6千円の増額でございます。

63ページ、18款、1項、繰入金において一般財源が確保されたことから、1目、財政調整基金繰入金で1386万2千円の減額。4目、農業振興基金繰入金500万円の減額。5目、福祉基金繰入金500万円の減額でございます。

19款、1項、繰越金において前年度繰越金1040万6千円の増額でございます。

20款、3項、貸付金元利収入において、家畜貸付金収入20万円の増額でございます。

64ページ、21款、1項、村債において、1目、総務債で利用実績により過疎対策事業債210万円の減額。情報システム強靱化向上事業

による一般補助施設整備等事業債3千万円の増額。3目、農林業債で事業実績により公有林整備事業債260万円の減額。4目、土木債で事業実績により過疎対策事業債1140万円の減額でございます。

次に65ページから、歳出についてご説明申し上げます。

2款、1項、総務管理費において4目、財産管理費で光熱水費7万円の増額。5目、総合センター管理費で、修繕料9万2千円の増額。7目、企画費で報償費において、ふるさと納税にかかる、寄附者贈呈品30万円の増額。マイナンバー制度に対応するため、自治体情報システムネットワーク強靱化対策委託料3653万4千円の増額。寄附金に伴う、環境保全と観光振興基金積立金100万円の増額。10目、旅客自動車運送事業費で、燃料費160万円の減額。11目諸費で、賃金11万7千円の増額。委託料で、防災行政用無線局免許申請業務委託料10万5千円の増額でございます。

66ページ、2款、4項、選挙費において選挙人名簿システム改修委託料13万6千円の増額でございます。

3款、1項、社会福祉費において低所得者利用者補助金19万円の増額。実績により、扶助費で600万円の減額。障がい者自立支援給付費国庫負担金返還金14万7千円の増額。ふるさと寄附による、福祉基金積立金105万6千円の増額。介護保険会計繰出金130万円の減額でございます。

67ページ、3款、2項、児童福祉費において、障害児入所給付費等国庫負担金返還金2千円の増額でございます。

4款、1項、保健衛生費において、北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金88万7千円の減額でございます。

4款、2項、清掃費において光熱水費6万

円の増額。委託料で執行残により169万6千円の減額でございます。

68ページ、6款、1項、農業費において、1目、農業委員会費は財源振替。2目、農業振興費で、実績により負担金、補助及び交付金で300万円の減額。ふるさと寄附金に伴う農業振興基金積立金100万円の増額でございます。3目、畜産業費で事業実績により、負担金、補助及び交付金で305万円の減額。4目、農業構造改善事業費でニニウキャンプ場水源等整備工事費の執行残により200万円の減額。6目、交流促進施設運営費で管理人賃金100万円の減額でございます。

69ページ、6款、2項、林業費において普通旅費18万円の減額。工事請負費で執行残により436万8千円の減額。ふるさと寄附金に伴う積立金100万円の増額でございます。

7款、1項、商工費は財源振替でございます。

70ページ、8款、1項、道路橋梁費において、1目、道路維持費で臨時雇上賃金107万円の減額。工事請負費で執行残により732万円の減額でございます。3目、橋梁維持費は財源振替でございます。

8款、2項、都市計画費において、下水道会計繰出金150万円の減額でございます。

71ページ、10款、1項、教育総務費において、2目、事務局費は財源振替。3目、義務教育振興費で臨時雇上賃金100万円の減額。4目、育英事業費で高校生通学バス業務委託料120万円の減額でございます。

10款、2項、小学校費において、燃料費110万円の減額。小学校グラウンド環境整備委託料47万1千円の減額。学校管理備品で6万円の増額でございます。

10款、3項、中学校費において、燃料費80万円の減額でございます。

次72ページ、10款、5項、保健体育費において、プール管理賃金17万7千円の減額。修繕料15万円の増額でございます。

14款、1項、職員費は財源振替でございます。

戻りまして、54ページ、55ページにつきましては補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

56ページ、地方債の補正については第2表、地方債補正のとおりでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第17号及び議案第20号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書73ページをお願いいたします。議案第17号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ290万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億7280万円にしようとするものです。以下、事項別明細にてご説明いたします。

76ページをお願いいたします。歳入です。

1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、1節の医療給付費分現年課税分で233万6千円の減額です。2節、後期高齢者支援金分現年課税分では56万1千円の減額です。3節、介護納付金分現年課税分では80万6千円を減額するものです。2目退職被保険者等国民健康保険税では、3節、介護納付金分現年課税分で3万円の減額です。

3款、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金では現年分で820万4千円の増額です。

5款、1項、前期高齢者交付金では現年度分で157万1千円の減額です。

77ページから歳出となります。

2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費で、19節、負担金、補助及び交付金で500万9千円の増額です。

2款、2項、高額療養費、一般被保険者高額療養費は財源振替となります。

3款、1項、後期高齢者支援金等も財源振替でございます。

78ページ、6款、1項、介護納付金では、19節で負担金、補助及び交付金で121万3千円の減額です。

7款、1項、共同事業拠出金、1目、高額医療費共同事業医療費拠出金では10万7千円の増額です。2目、保険財政共同安定化事業拠出金では、19節で78万7千円の減額です。

8款、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費では、12節、役務費で、手数料21万6千円の減額です。

以下、74ページにお戻りいただきまして、補正後の歳入歳出予算補正額は第1表のとおりでございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。議案第20号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由のご説明をいたします。

今回、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億1400万円にしようとするものです。以下、事項別明細にてご説明いたします。

96ページをお願いいたします。歳入からです。

7款、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、現年度分で6万7千円の増額。3目の第1号被保険者保険料軽減分繰入金では136万7千円の減額です。

7款、2項の基金繰入金では、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金で66万3千円の増額です。

8款、1項、繰越金では、前年度繰越金で103万5千円の増額です。

9款、4項、雑入では、ふれあい訪問サービス利用料費で2千円の増額です。

97ページ、歳出です。

2款、1項、介護サービス等諸費、1目、在宅介護サービス等給付費では、在宅介護サービス等給付費で300万円の増額です。2目、介護支援サービス等給付費では50万円の減額です。3目の施設介護サービス等給付費で80万円の減額です。

2款、2項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス等費では30万円の減額です。

2款、3項、特定入所者介護サービス等費、19節の負担金、補助金及び交付金で100万円の減額です。

98ページ、3款、1項、介護予防事業費、2目の包括的支援事業費では財源振替の内容です。

以下、94ページにお戻り願ひまして、補正後の歳入歳出予算補正につきましては第1表のとおりでございます。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第18号、議案第19号については、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書79ページをお願いいたします。議案第18号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号。平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5020万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成28年3

月10日提出、村長、中村博。

事項別明細書の歳入からご説明いたします。議案書82ページをお願いいたします。

1款、1項、使用料、1目、給水使用料、1節の現年度分で50万7千円の増額。

同じく2項の手数料、2目の登録手数料で、1節、現年度分で1千円の減額。

5款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入で、1節、督促手数料1千円の減額。同じく、2節の雑入で249万5千円の増額です。内容としては、配水管整備事業負担金で282万円の減額、消費税及び地方消費税の還付金で531万5千円の増額です。

83ページから歳出になります。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の3節、職員手当等で40万円の減額。同じく25節、積立金で600万円の増額。内訳としては、占冠村簡易水道施設整備基金への積立としております。

2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、11節、需用費で39万8千円の増額。内訳としては、燃料費2千円の減額と、修繕料で40万円の増額です。同じく、13節、委託料で17万8千円の減額。内訳として平成27年度水質検査業務委託料の執行残による減額となっております。

4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新営改良費で、15節の工事請負費で282万円の減額。内訳として、占冠村簡易水道配水管布設工事の執行残による減額です。

議案書80ページにお戻りください。説明した内容により、第1表、歳入歳出補正は、歳入歳出それぞれ300万円を増額し、歳入歳出それぞれ2億5020万円にしようとするものであります。

続きまして、議案書85ページをお願いいたします。議案第19号、平成27年度占冠村公共

下水道事業特別会計補正予算、第3号。平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1090万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億430万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表地方債補正」による。平成28年3月10日提出、占冠村長、中村博。

議案書89ページをお願いいたします。事項別明細の歳入から説明します。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、浄化槽事業、1節の現年度分で3万円の減額です。内訳は、個別排水処理施設分担金です。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、下水道事業、1節、現年度分で14万8千円の減額です。同じく、2目の浄化槽事業で、1節、滞納繰越分1千円の減額です。

4款、繰入金、1項、繰入金、1目、下水道事業、1節の一般会計繰入金で48万8千円の減額。同じく、2目、浄化槽事業、1節の一般会計繰入金で101万2千円の減額です。

議案書90ページお願いします。5款、繰越金、1項、繰越金、1目、浄化槽事業、1節の繰越金で58万1千円の増額。

6款、諸収入、1項、雑入、2目、浄化槽事業、1節の雑入で1千円の減額。

7款、村債、1項、村債、2目、浄化槽事業、2節の下水道事業債で980万円の減額になります。

議案書91ページからが、歳出になります。

2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費、11節の需用費、光熱水費で63万6

千円の減額。同じく、2目、浄化槽事業費は財源振替であります。

3款、施設費、1項、施設建設費、2目、浄化槽事業の、15節、工事請負費で1026万4千円の減額。内訳として、個別排水処理施設設置工事であります。

86ページにお戻りください。説明した内容により、第1表、歳入歳出補正は歳入歳出それぞれ1090万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億430万円にしようとするものです。

議案書87ページは、第2表、地方債補正です。内容としては記載のとおりであります。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

まず、一般会計についての質疑を行います。質疑はございませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 一般会計補正について何点か質問いたしたいと思えます。

まず59ページ、歳入の1款、村税、1項、村民税、1目、個人、それからその下の1款、村税、2項、固定資産税、1目、固定資産税。いずれも滞納繰越分の増額の計上があります。それぞれ滞納分の調停額がいくらか、そして何件ずつの歳入があったのかということをお聞きしたいと思います。

それからその下、10款、地方交付税。課長から補正係数の減額が復活した、それによる増加ということで説明がありました。補正係数、段階補正だとか、寒冷地補正だとか、いろいろあるようですが、もうちょっとこの経緯について詳しくご説明をお願いしたいと思います。

その下、11款、1項、交通安全対策特別交付金の60万円の当初の計上全部が減額されておりますけど、これについて説明をお願いいたします。

60ページ、12款、分担金及び負担金、2項、分担金、1目、農林業費分担金、1節、農業費分担金について270万円の減額ということで、当初予算が全て減額されているわけです。実績額で減額されたということですが、実績がないような予算をなぜ付けたのかということで、この内容をお聞きしたいと思います。

それから61ページ、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、これの増額についてですが、この交付金は今まで道路だとか住宅、まちづくりに関する個別補助金をひとつの交付金として、一括して成長力強化や地域活性化等に繋がる事業にあてていこうとする交付金で、一応社会資本総合整備計画というのが必要らしいのですが、その計画についてお尋ねいたしたいのと、一応平成22年の計画に基づくものという説明が明日の執行方針に書かれていましたけど、平成22年の何の計画だったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、その下の5目、農林業費国庫補助金、環境保全型云々の交付金事業があります。これは国庫支出金もありますが、62ページに道支出金でも、環境保全型農業直接支払交付金事業という項目が載っているわけですが、化学肥料といいますか、農薬を5割減らす事業の取組みで、地球温暖化防止だとか生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合にとということであてられる交付金らしいのですが、うちの村の場合はどのような方針というか、それがどなっているのかお尋ねいたしたいと思えます。

それから62ページの中段ぐらいにあります、15款、2項、4目、1節の説明の中にあります、機構集積支援事業道補助金、農地の集約化というか、使われていない農地をまとめていこうということをするための補助金らしいのですが、うちの村における農地の集積関係の状況についてお尋ねいたしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 私の方からは歳入に関わるご質問にお答えしたいと思います。

まず59ページの村税の村民税、個人の滞納繰越及び固定資産税の滞納繰越分の調定額については、今担当が調べにいらいますので時間をいただきたいと思いますが、基本的に増額計上させていただいたのは滞納繰越分ですので、預金差押、給与差押等による収入があったことから、これらの徴収額について今回補正させていただいたということで、実績額に基づきました金額でございます。

それから10款、1項の地方交付税の補正係数の件でございますが、ここで言いました補正係数については交付税算定の折に国の予算に合わせて最終的に出た数字を予算の範囲内に抑えなければならないということで、それを減らすための係数がかかっていました。それが国においてその交付税分の財源ができたということで、それを元に戻してあげますということの係数がなくなったということで、その交付税算定のときにこのことによって減額された175万6千円を今回復活して交付しますという内容でございます。

次の11款、1項の交通安全対策特別交付金、これは何回かご質問の都度申し上げているのですが、本村における交通事情、それから交通事故件数だとか、様々な要素から0あるい

は30万以上の交付金がいただけることになっています。今回の計算では、占冠村にはこの交付金が当たらないということで0です。昨年もそんな状況で、60万計上させていただいているのはその前の予算で60万ほどいただいたことが、実績としてあったものですから計上はさせていただいておりましたけども、結果的に今回のこの交付金の計算上、占冠村には交付がありませんということでしたので、実績によって減額という内容でございます。

歳入については以上でございます。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） まず60ページの12款、2項、分担金で農業費分担金、当初予算で270万円を見込んでいて、今回270万円を減額となっております。これについては草地整備を平成27年に予定していたところがありましたけど、次年度に繰り延べになったことによって減額となっております。

61ページの14款、2項、4目の道路橋梁費補助金で社会資本整備総合交付金、これについては、補助金の内容については、宮下橋の補修工事にかかる補助金であります。平成22年度の計画というのは橋梁長寿命化計画のことを指しております。

同じく14款、2項、5目の農業費国庫補助金ですけれども、国の補助金制度の見直しによりまして、下の方で道補助金でありましたけども、昨年までは国庫補助金で予算計上させていただいておりました。それが平成27年度におきまして道の補助金となっております。内容としましては、有機農業に取り組んでいるということで、占冠村では1戸の農家が対象となっております。

あと62ページ、15款、2項、4目の1節の農林業費道補助金で、機構集積支援事業道補

助金、これにつきましては農地台帳システムの更新によります補助金となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） いくつかお伺いしたいと思います。まず62ページ、17款、1項、3目のふるさと寄附金の405万6千円の増。ふるさと納税についてはメディアでも騒がれておりますので、地域の中でどういう状況になっているのか住民も興味があるところだと思いますので、今日は課長がお休みのようですが係長、せっかくなのでお答えいただきたいと思います。

65ページ、それに絡みまして2款、1項、7目の報償費の寄附者の贈呈品の30万円、それと25節の環境保全と観光振興基金積立金の100万円のあたりも併せてご説明いただければと思います。

同じページの委託料の自治体情報システムネットワークの強靱化対策委託料、これについては繰越明許等ということで、総務産業常任委員会で説明がありましたが、ここも額が大きいので説明をいただければと思います。

続きまして68ページ、6款、1項、2目、農業振興費の19節、新規就農等支援対策補助金の260万の減。これについて説明をお願いします。

同じく68ページの6款、1項、4目の農業構造改善事業費の中の15節、工事請負費、ニニウキャンプ場の水源等の整備工事費、これについても総務産業常任委員会でもお伺いしましたが、ニニウの水の問題、今キャンプ場も非常に盛況でこのあたりの整備が必要ですので、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画担当係長、佐々木智猛君。

○企画担当係長（佐々木智猛君） 山本議員の質問についてお答えしたいと思います。

議案書62ページの7款、1項、3目、ふるさと寄附金のふるさと寄附金、405万6千円の増についての内訳についてです。こちら9月から星野リゾート・トナムさんのスキー場シーズン券をふるさと納税に追加しておりまして、今年度で申しますと、昨日現在641件のご寄附をいただいております、金額といたしましては1424万円となっております。

金額の内訳の半分が星野リゾートさんのシーズン券と村の商品券、商品券につきましては約60%が星野リゾートさんでの利用となっております。約700万円の利用が星野リゾートさんへの寄附が目的でご寄附をいただいている状況です。

議案書65ページの2款、総務費、1項の7目、企画費の8節、寄附者贈呈品についてです。30万円の増としておりますが、こちらは商品について1万円のご寄附をいただいた場合に商品券ですと50%相当の返礼としておりまして、野菜等で申しますと30%相当の返礼とさせていただきます。物によって返礼率が変わっております、今回星野リゾートさんのスキーの支払い分が増えましたので30万円の増額とさせていただきます。

続きまして同じく7目、企画費の13節、自治体情報ネットワークシステム強靱化対策委託料でございます。こちら3653万4千円の追加とさせていただきます。こちら3653万4千円の追加とさせていただきます。内訳につきましては、平成27年日本年金機構における個人情報の流失という事件が起きました。それに伴いまして、平成29年1月からはマイナンバーの税の利用、平成29年7月からはマイナンバーの税・社会福祉の一体連携が始まる

ところであります。

それに伴いまして、大きくこの自治体情報ネットワークシステム強靱化対策事業の委託の内容で大きく2本柱がありまして、税や住基等のマイナンバーを直接的に利用する事務の情報端末からの情報の持ち出し不可とする設定の徹底を図ること、二つ目としまして、一般事務で使っております行政間のネットワークと今はインターネットが一緒の1台の端末から行われていますけど、そちらを分離しまして、より強固な情報漏えい対策を図るという事業内容です。

内訳といたしまして、税・住基にかかる分が738万1千円で、内容といたしましてはカード認証による職員の認証システム、ウイルス対策、USB等での持ち出しを禁止する、あとログ等も操作ログを取るためのシステム、こちら10台分を計上してあります。

二つ目の一般事務に係る端末分ですけれども、こちら約2900万円。内容といたしましては、行政間の現在のネットワークとインターネットが混同しているものを分けて、インターネット上に情報漏えいがしないような対策を図るためのものがございます。

同じく7目、企画費の25節、積立金、環境保全と観光振興基金の積立でございまして。こちらはふるさと納税の増額にかかる積立となっております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 先ほど木村議員の答弁の中で、後ほどと申し上げました村民税、固定資産税の調定額、それから収納額のご質問にお答えをしたいと思います。

まず村民税の調定額でございますが、滞納繰越で46件、調定額で172万4946円、収入額が66万9933円ということになってございます。

次に固定資産税の滞納繰越額でございますが、1642件で2219万6043円、収入額が264万7394円ということで、このうちの予算額に計上されていなかったものを今回補正予算で計上をさせていただきという内容でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 68ページになります。6款、1項、2目の19節、負担金、補助及び交付金で、新規就農等支援対策事業で260万円の減ですけれども、これについては当初3名分を予定していましたが、昨年の繰越明許費で充当された分もございまして、今回減額しております。

それと6款、1項、4目、15節、工事請負費で200万円の減ということで、ニニウキャンプ場につきましては、キャンプ場内で水源を探るべく調査等を行い、水源は見つかったわけですけれども、水質条件があまり良くないということで、鉄やマンガンですとかそういった部分が水質検査結果で見受けられまして、それも飲用に適する数値となっていない状況でございます。

いろいろ試験等を行いまして、水質基準に合うような機器を探しておりましたが、まだまだ機種選定に至らない状況にありますので、平成27年度においては一度予算を減額しまして、平成28年度において再度そういった部分の検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に特別会計について質疑を行います。質

疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 特別会計の質疑ということで、76ページ、国保特会のところで、1款、1項、1目の3節、介護納付金分現年課税分の80万6千円の減額、当初が129万6千円ということで、6割5分方減額されているわけですが、ちょっと減額が多いのでその内容とどうしてこんなに多くなったのかという理由をお聞きいたしたいと思います。

それから、これに関しては78ページの6款、1項、1目のところの介護納付金、これも121万3千円という減額があるわけですが、今のところと関係しているのかどうか、この納付金の減額についてもその理由を教えてくださいたいと思います。

それから76ページに戻りまして、3款、1項、1目、1節のところにあります療養給付費負担金、これが800万の増額になっていますが、増額の量がかなり多いわけですが、この内容と理由を教えてくださいたいと思います。

それから簡水のところの82ページ、歳入の5款、1項、1目、2節の雑入のところの消費税及び地方消費税還付金というのが結構多額なわけですが、531万5千円の増ということで、この内容と理由。そして、住民にも還付されることがあるのかどうか。そこをお尋ねいたしたいと思います。

それから最後に96ページ、介護特会のところの7款、1項、3目、1節のところの第1号被保険者保険料軽減分繰入金がかかなりの減額のわけですが、当初が160万のところを136万7千円減額されているわけですが、この内容とどうしてこのような多額な減額になったのか、それをお尋ねいたしたいと思います。私からは以上であります。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷

健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 82ページの簡水の歳入で、5款、1項、雑入の2目の雑入で、消費税及び地方消費税還付金ということで531万5千円計上させていただいております。

本来であれば水道料金を徴収したら消費税等がかかるわけですが、水道施設工事を行っていることから、その分の工事請負に対して地方消費税を払っていることもあり、その部分の還付金として還付されている状況にあります。村民に対しては還元があるのかというご質問ですが、特にありませんといった内容となります。以上です。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩いたします。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時29分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 時間を取らせまして申し訳ございませんでした。

国保会計76ページの1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税の3節、介護納付金現年課税分のこの減額の内容等についてのご質問です。歳出等のリンクがございまして歳出で121万3千円の減額ということで、介護納付金の年度当初の通知では660万ということで計上させていただいておりましたが、実績の納付金額の通知では538万6975円ということで、実績によって減ってきております。そのため、ここで言う納付金分の現年課税分に付きましてもリンクしての減額内容となっております。

あと3款、1項、国庫負担金、療養給付費等の負担金、この増額の内容ですが、これに

つきまして802万円ということで多額の増額となるわけですが、補助対象基準となります対象医療費が、従前までは80万円を超える経費ということで金額設定がございました。この80万の対象基準が、対象者が全額拾われるということで、1円からの医療費についての計上が見込まれるということで、対象のレセプトが増えたことによりまして、当初2266万5千円の金額から3058万4千円ということで、約802万円が増額となったということになります。

あと介護会計の96ページ、7款、1項、3目、第1号被保険者軽減保険料の軽減分、繰入金につきまして136万7千円の減額内容でございますが、これにつきましては事業費の確定によりまして当初の見積額から対象者が少なくなったということの実績によりまして減額となります。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 国保会計の76ページ、1款、1項、1目、一般保険者国民健康保険税の1節、医療給付費分現年度分の減額233万6千円、それから2節の後期高齢者支援金分現年課税分56万1千円の、この減額した理由。

それと次に歳出の77ページ、2款、1項、1目の一般被保険者療養給付費、これが補正額500万9千円ですか。増額になっているね。この内訳についてお伺いたします。

○議長（相川繁治君） 答弁調整のためこのままの状態です。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時35分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 時間を取らせてまして大変申し訳ありません。

76ページの歳入、1款、1項、1目、医療給付費分現年課税分と、2節の後期高齢者支援金分現年課税分、同様に減額となっておりますが、先ほど来ありました医療実績によりまして療養給付費の802万円の増額ということで、歳入も増えている現状があったものですから、ここの歳入の一般被保険者の療養給付費、これ医療費の増額によるものですが、ここの数字上、リンクしておりまして、医療給付費と後期高齢者の支援金分が減額されるということで、あくまで実績によるものということでご理解を願いたいと思います。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 77ページの2款、1項、療養諸費の、一般被保険者の療養給付費500万9千円の増額につきましても、医療費のこの実績によりましての増額になるものでございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） ちょっと説明がわからないのですよ。歳入の場合税金です。税金が実績によって減額になるその根拠がわからない。税金はあくまでも当初かけて、全部にかけるわけだから国保被保険者に。その税金だから。それが実績が少ないから税金が減額した、そういう話だろうか。そういうことはちょっと考えられないし、それともうひとつは僕が聞きたいのは一般療養費、これ、500万9千円ですか。これ、医者に多くかかったからこれだけ上がったのではないかと思うのです。単純な質問だったのですが、これも実績云々でなくて、何かの病気でもって多く医者にかかったから療養給付費が、支出が多くなったってそういうことじゃないかと思うのですが、もう1回答弁してください。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。現時休憩します。

休憩 午後4時40分

再開 午後4時42分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） すみません、お待たせしました。

長谷川議員言われるとおり、この1款、1項、国民健康保険税の減額内容につきましては、本来であれば歳出に伴うこの一般被保険者の療養給付費、財源を確保すべく補正を計上しているわけですが、本来であれば繰入金等の金額でこの歳入も併せての状況を調整すべきところだったのですが、今回当面する3月の医療費の対処に向けて税目のこの箇所です。金額調整をさせていただいたこととありまして、最終的には税収も現状ここまで減っておりませんので、金額を合わせる状況を事務的に処理させてもらったという状況であります。

本来は繰入金の方で調整すべきであったということを確認しておりますので、最終的にはきちんとした形で、繰入額の調整で税の方の金額についてはここまでの減額にはならないというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 課長によく聞きたいのだけど、国民健康保険税の課税客体というのですか、課税方法は応能応益原則、これがあると思うのですよ。そして、応益の原則には均等割と平等割、応能には資産割と所得割がある。これでもってその総体の支出を検討しながらその被保険者に課税する、税金ですよこれ。税金を課税するのだから途中でも

って税金は調整できないはずですよ。繰入金で調整するとか何とかってそういう話じゃないはず。減額されるってことは被保険者がここからやめていったから減額されるのであって、当初と同じだけの人数がいれば減額する必要はない。だからやめていったから230万ですか、減額している。だから何人やめているかわからないよね。そういうことだと思うのですよ。だから調整云々じゃない税金だから。

それともうひとつ、療養給付費っていったら病院にかかったお金ですよ。多くかかったから増えたのであって、少なくかかればこれ減額できるのですよ。それだけ病人が増えたってことですよ。

だから今の答弁はあてはまらないと思うのですよ。全然答弁が違うそういうものだと思うのですが、もう一度課長勉強して答弁し直してください。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 長谷川議員のご指摘のとおり、国保税の課税の内容につきましては、被保険者の異動がない限りは変動がないものと思っております。

ただ私が説明不足だったのは、ここでいう一般被保険者の療養給付費、医療費の実態に合わせて医療費を確保すべく、3月分までの直近の財源確保のために補正を計上しておりますが、ここで歳入の療養給付費の負担金も増額しておりますので調整をすべく、本来ですと繰入金等で調整をしてのところを、税目に振り向けてしまったということで申し上げた次第でございます。本来は保険者の異動がここまで大きくは異動しておりません。最終的には今現在ここでいう調整をしている金額が本来であれば別目の繰入で対処すべきだったことの反省に則って発言をさせていただ

いたということでございます。

○4番（長谷川耿聰君）（自席で）議長、これ重大な問題なので、もう1回だけお願いします。もしもだめだったら止めますけど。

○議長（相川繁治君）あの、簡潔にやってください。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君）税金ですよ。税金の減額は人がいなくなったときに初めて減額するものですよ。場合によってはそれがいらなくなったら、全員に課税の方法をやり直さなきゃならないのですよ税金って奴は。調整もへったくれもないのですよ。だからそういう答弁はあてはまらないですよ。そうでないだろうか、これ税金だから。

それに医療費も何回も言うように、病院にかかったから増額した。かからなければ増額する必要ないのですよ。何らかの病気がかかったから増額しているのですよ。それだけの答弁で良いはずですよ。余分なこと言う必要ないと思うのですよ。もう一回。

○議長（相川繁治君）保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君）療養給付費の医療費の増額につきましては、直近の医療費の状況で試算をしております。どうしても冬場に医療費が伸びる傾向にありますので、その分の対処といたしまして500万9千円の増額ですが、医療費動向を見ておりまして、3月分で500万弱、4月診療分までが今年度分の支出になるものですから615万ということで試算をしての計上になってございます。

ご指摘の本来の税目のこの減額内容については、本来はここで調整をするべきでないというのは、長谷川議員のご指摘のとおり十分認識しておりますので理解をしております。すみません。

○議長（相川繁治君）本日の会議はあらかじめ時間を延長して行いたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案16号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第7号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成27年度占冠村一般会計補正予算、第7号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成27年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成27年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第19号、平成27年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成27年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会いたします。

散会 午後4時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 5月12日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 佐野 一紀

占冠村議会議員 工藤 國忠

平成28年第1回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成28年3月11日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第 1		平成28年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 2	議案第1号	占冠村過疎地域自立促進市町村計画を策定することについて
日程第 3	議案第2号	占冠村情報公開・個人情報保護審査会設置条例を制定することについて
日程第 4	議案第3号	占冠村むらびと条例を制定することについて
日程第 5	議案第4号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の全部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第5号	占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第6号	占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第7号	占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第9号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第10号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第11号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第12号	占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 14	議案第13号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 15	議案第14号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 16	議案第15号	占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 17	議案第 21 号	平成 28 年度占冠村一般会計予算
日程第 18	議案第 22 号	平成 28 年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 19	議案第 23 号	平成 28 年度村立診療所特別会計予算
日程第 20	議案第 24 号	平成 28 年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第 21	議案第 25 号	平成 28 年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第 22	議案第 26 号	平成 28 年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第 23	議案第 27 号	平成 28 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 24	議案第 28 号	平成 28 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算

○出席議員（8人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	2番	木村 一俊 君		3番	大谷 元江 君
	4番	長谷川 耿聰 君		5番	山本 敬介 君
	6番	五十嵐 正雄 君		7番	佐野 一紀 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村 博	副村長	堤 敏満
会計管理者	小林 潤	総務課長	田中正治
企画商工課長	松永 英敬	保健福祉課長	小尾 雅彦
福祉施設推進室長	中田 芳治	産業建設課長	岩谷 健悟
トマム支所長	多田 淳史	総務担当主幹	蠣崎 純一
職員厚生担当主幹	細川 明美	財務担当係長	野原 大樹
税務担当主幹	佐久間 敦	税務担当係長	杉岡 裕二
企画担当係長	佐々木 智猛	商工観光担当主幹	後藤 義和
広報担当主幹	森田 梅代	戸籍担当主幹	石坂 勝美
国保医療担当主幹	上島 早苗	社会福祉担当主幹	高桑 浩
保健予防担当主幹	松永 真里	介護担当主幹	木村 恭美
農業担当主幹	阿部 貴裕	土木下水道担当主幹	岡崎 至可
建築担当主幹	嵯峨 典子	建築担当係長	橘 佳則
水道担当主幹	小林 昌弘	環境衛生担当主幹	平岡 卓
林業振興室主幹	鈴木 智宏		
（教育委員会）			
教育長	藤本 武	教育次長	伊藤 俊幸

学校教育担当主幹 (農業委員会)	小瀬敏広	社会教育担当係長	竹内清孝
会	長 安田堅吾	事務局 長	岩谷健悟
(選挙管理委員会)			
書記	長 田中正治		
(監査委員)			
監査委員	鷺尾心英	監査委員	山本敬介
事務局 長	尾関昌敏		

○出席事務局職員

事務局 長	尾関昌敏	主 任	八木香織
-------	------	-----	------

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。

平成23年3月11日の東日本大災害から今日で5年目になります。2万人以上の尊い人命が犠牲となられております。心からご冥福をお祈り申し上げますとともにお悔やみを申し上げますと存じます。

このような中でいまだ5万7千人あまりの方々が仮設住宅での生活を余儀なくされております。一方、福島原発事故による県外避難者は17万人もおられるというふうに向っております。現在も先の見えない状況の中、不安を抱え、戻りたくても戻れないそういった方々の中から3割の人たちがこの5年間の間に5回も転居されたとそのような報道もございます。平成27年で19人もの人たちが先行きを苦に不安を抱え自殺されたともこういう報道も耳にいたしております。

福島原発においては高濃度汚染水、汚染地下水が増え続けている。原発そのものの廃炉までは30年とも40年ともいわれておりますが、はっきりとした見通し、予想もつかないのが現状と思われま。

1日も早い災害復興と原発の安全な処理対策が講じられますことを強く願い、このことを風化させないようここで黙とうを奉げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局長（尾関昌敏君） ご起立願います。

黙とうはじめ。

黙とうを終わります。お座りください。

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（相川繁治君） 村長から平成28年度村政執行方針についての説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） それでは平成28年度の村政執行方針について申し上げます。

I、はじめに。平成28年第1回占冠村定例会の開会にあたり村政執行に対する基本的な考えを申し上げます。

政府は、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目標に「一億総活躍社会」を掲げ、GDP（国内総生産）600兆円、出生率1.8、介護離職者ゼロの取組が始まりました。

そうした国の平成28年度一般会計予算案は過去最大の規模ですが、自治体の財源である地方交付税は4年連続減額となりました。本村においては財源の多くを地方交付税、国や道の交付金、補助金等で占められており、税収の大きな伸びが見込めない中、これからも創意と工夫により村政を進めてまいります。

村有リゾート施設は、本村と株式会社星野リゾート・トマムの間で、同社からのお願いを受けて、建物、土地の買い取り目途を5年間延期する任意の協議を続けておりましたが、昨年11月同社の全株式が183億円で中国企業に売却されるという報道に至りました。

このことにより、今後も任意の協議を継続することは困難となりましたので、去る1月13日札幌地方裁判所に調停を申し立て、合意

書に基づき速やかに建物、土地を買い取るよう求めることとしました。

この裁判所での調停を通じ、村民の貴重な財産がさらなる観光振興の一助となることを願っています。

富良野広域連合は、事務・事業の共同処理による効率化と財政負担の軽減を図り、住民福祉の向上のため次の4事業を実施してまいります。

環境衛生では、廃棄物のさらなる減量化と再利用を進め、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

公共串内牧場では、管内・圏域外の利用促進を図りながら乾草収穫を行い、酪農・肉牛経営の粗飼料供給に努めてまいります。

学校給食では、健康な心と体を育むため、食育の一翼を担うとともに、食材の安全性の確保に努め、安全・安心な学校給食を推進してまいります。

消防については、各種災害から住民の生命・身体・財産を守るため、消防団員・署員の充実を図り、救命効果の向上に努めながら、安全で安心して暮らせる村づくりを進めてまいります。

Ⅱ、村政執行の基本姿勢。国が進める地方創生においては、2040年の本村人口推計は国が示した894人に対し、村独自の推計を1055人とした「占冠村人口ビジョン」と、この目標を達成するため、「総合戦略」を策定いたしました。

人口の減少に歯止めをかけるため、村の特徴を活かし「占冠村まち・ひと・しごと創生」に取り組んでまいります。

公約であります、村民一人ひとりが村づくりに参画する仕組みづくりでは、自治基本条例の検討をするため、占冠村むらびと条例検討委員会、村民フォーラム、中学生のワーク

ショップで意見をいただき、本定例会で「占冠村むらびと条例」として提案いたします。規則等を整理したうえで6月に施行を予定していますが、むらづくりの教本として活用されるよう努めてまいります。

活気ある生活では、林業の6次産業化を進めるため、路網整備や除間伐といった山づくりを基本に薪・木炭の生産販売、エゾシカ対策、カエデ樹液の商品開発への取り組みや、山菜の利活用、森林体験プログラムなど各種事業への支援を行ってまいります。

農業では、新たな酪農畜産対策により経営基盤の確立に努めるほか、新規就農、後継者対策を積極的に進め、農業を振興してまいります。

観光は、村の自然や農林業を資源と捉え、観光協会、村内観光事業者と連携を取りながら誘客に努めてまいります。

安全で安心な暮らしでは、小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」を占冠村社会福祉協議会に指定管理し、サービスの提供を開始しました。現在は24人の認可登録者数で23人が利用しています。

旧デイサービスセンター「のんの」は、利用を広く村民に周知するとともに、「とま〜る」の利用者も気軽に機能訓練ができる施設として活用を図ってまいります。

村では、各種健診、相談業務、健康づくり事業を進めていますが、特に50歳代男性の参加者が少ない状況にあり、積極的な事業参加をお願いするものです。

明日を担う子どもの教育環境づくりでは、占冠村総合教育会議を開催し、教育大綱を策定したところですが、教育委員会と連携し教育環境や機器の整備を進めてまいります。

アスペン市と行っている中学生短期交換留学と広島市への平和体験学習は、村の普遍的

な事業として位置づけ今後も進めてまいります。

健やかな成長を願い乳幼児期から子育て支援を行い、魅力ある教育環境づくりに努めてまいります。

Ⅲ、主な施策。1、明日の村づくり。(1) 集落対策。集落対策方針に基づく取組みを推進するため、地域おこし協力隊を中心に各地区の取組みを後押ししながら、集落対策を進めてまいります。トマム地区においては、「ミナ・トマム」を中心に住民活動を支援してまいります。

(2) 地方創生。占冠村総合戦略検討委員会で策定された「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、将来にわたって活力ある村の維持を目指してまいります。

占冠村総合戦略の基本目標は、①、地方における安定した雇用を創出する、②、地方への新しい人の流れをつくる、③、若い世代の結婚・出産・子育て、④、時代に合った地域づくりであります。

4つの基本目標ごとに設定した数値目標や重要業績評価指標（KPI）の達成に向けて、地方創生交付金を活用しながら具体的施策を展開し、人口減少対策を積極的に進めてまいります。

(3) 移住・定住。空き家バンクへの登録や大都市圏で行う移住・ちょっと暮らしのPRを推進し、移住・定住、交流人口の拡大を促進してまいります。

また、トマム給油所の再開に向けた準備を進めるとともに、トマム地区への定住対策に取り組んでまいります。

(4) ふるさと寄附金（しむかっぷ・村づくり寄附金）。平成27年度は、前年比で約5倍の寄附金額となりました。今年度も、寄附者への贈呈品の内容を充実させ、村のPRと地域

振興を図ってまいります。

(5) 新エネルギーの推進。昨年度は「とま〜る」への地中熱ヒートポンプの導入、公共施設への薪ストーブ設置や道の駅へのEV充電器設置等を進めてまいりました。

また、住民・事業者・行政が協働して取り組む小水力可能性調査事業に参画しましたが、現在も調査が継続されており、調査結果をもとに検討を進めてまいります。

地域資源を活用した新エネルギーの推進に向けて、庁内体制を強化し取り組んでまいります。

2、活気ある産業をめざして。(1) 農業。環太平洋連携協定（TPP）交渉において、昨年10月5日の閣僚会議において協定の大筋合意に至り、農林水産省や北海道ではその影響について発表しました。

本村の農業において、TPP協定発効後の影響は計り知れないものがありますが、経営基盤の安定・強化を図るため施策を展開してまいります。

①、酪農・畜産。平成23年度より実施してきました黒毛和種繁殖経営安定化事業が平成27年度で終了しました。その後継事業として、今年度より畜産経営安定化事業を3年間実施し、新たに肉用牛資質改良増殖事業を創設して農家経営の安定を図ってまいります。

また、串内草地放牧預託事業補助、家畜自衛防疫事業補助、家畜導入貸付金等による支援を継続してまいります。

酪農・畜産の収益力向上に向けた「畜産クラスター事業」につきましては、富良野沿線の各市町村、JA及び農業改良普及センター等で「畜産クラスター計画」の策定作業が進められており、関係機関と連携しながら、本村の酪農・畜産の体質強化に向け取り組んでまいります。

②、畑作振興。村補助事業では、農業振興事業補助により小規模土地改良事業や鳥獣被害防止のための電気牧柵導入事業を実施するとともに、交付金事業により、環境保全型農業に取り組む農業者への支援を継続してまいります。

③、担い手対策。村内において2人が就農に向け実習を行い、新たに1世帯より就農相談があり、今後も新規就農支援協議会を構成する関係機関と連携し、就農に向けた協議・指導を行ってまいります。

また、経営基盤安定のため営農に関わる農業振興補助により、施設整備を支援してまいります。

(2) 林業。森林は木材生産だけではなく、水資源の確保や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収源に加え、土砂の流出など自然災害の防止、環境教育やレクリエーションの場としての文化的な機能が期待されています。

本村の森林・林業を取り巻く状況は、森林所有者の経営意欲の低下や、森林整備のための林業事業体を含む担い手不足といった課題があります。

こうした状況のなか、「林業のむら」の再生を目指して、地方創生交付金を活用し、調査事業に着手いたします。事業実施にあたっては、森林現況調査や銘木（保残木）台帳を活用し、林業の6次産業化を目指してまいります。

①、村有林の管理・経営。村有林は、計画的な森林整備を行うことで地域雇用の安定的創出に寄与するとともに、森林・林業の再生と公益的機能の持続的発揮を図るため、国及び道の各種補助事業を有効活用し、路網整備とあわせて、積極的に植栽・下刈・除間伐等の森林整備を実施してまいります。

②、私有林の育成支援。私有林の継続的な

林業経営を促進するため、森林所有者の「山づくり」への負担軽減を図る民有林振興造林事業や未来へつなぐ森づくり推進事業などの造林補助制度を引き続き実施してまいります。

③、林業事業体への支援。村内の民有林での森林整備は、村内外の事業体により施業されている状況にあります。また、林業就業者の高齢化が進む現状から、次代を担う就労者の人材育成や確保、労働の負担軽減を図るため、高性能林業機械の導入及び運転技術が必要とされるオペレーターの養成などの取組みが急務となっています。

これらを踏まえ、林業従事者の就労条件整備を図るため、林業労働者退職金共済制度補助事業や森林整備担い手対策推進事業を引き続き実施してまいります。

さらに、造材作業システムの改善に向け、林業事業体等への補助及び融資制度の活用や支援について、森林組合と連携し協議・検討を行ってまいります。

④、木質バイオマスの推進。村有林から搬出される原木を薪に加工する事業化を出発点に、熱エネルギーの地産地消サイクルを確立し、雇用の創出やエコツーリズムなどで本村のイメージ向上を図る取組とあわせ、公共施設等への活用について引き続き検討してまいります。

また、木質バイオマスエネルギー導入促進事業については、引き続き村内各家庭への普及に努めます。

⑤、エゾシカ対策。平成23年度に策定した占冠村エゾシカ対策基本構想を踏まえ、各種取組を実施してきました。今年度は基本構想の見直しを行い、より先進的なエゾシカ対策の取組みを行ってまいります。

占冠村猟区は、秩序ある安全な狩猟環境の整備と、域内でのきめ細やかな野生動物の保

護管理を実現するため設定しました。今年で準備期間の2年間が経過するため、今後の管理運営主体の具体的検討を進めてまいります。

狩猟における村民の安心・安全の確保を優先に、独自の管理型狩猟システムを構築してまいります。

(3) 商工・観光。①、トマムリゾート。トマムリゾートは、夏季の雲海テラスと、冬のスキー場を中心として好調な集客状況にあり、インバウンド（訪日外国人旅行）は、依然として管内トップクラスの観光入込を維持しています。引き続き定期協議の開催等を通じて、リゾートとの連携強化を進めてまいります。

②、道の駅。指定管理者との連携を図りながら、施設の管理運営の充実に努めてまいります。多くの観光客から好評を得ているアンテナショップは、基幹産業の振興に貢献しており継続してまいります。また、今年度もレンタルサイクル受付窓口を設置し、村内周遊観光を推進してまいります。

③、物産館。昨年春に1階店舗が閉店し、現在空きスペースとなっております。歴史ある観光施設の利活用に向け、所要の手續きと準備を進めながら、施設の管理運営に努め、地域の振興につなげてまいります。

④、湯の沢温泉。指定管理者による運営が4年を経過し、昨年定休日を廃止したことで利用者数が増加に転じました。

一方で、休館に伴う利用者への周知徹底や食事の満足度向上などの対応が要請されています。施設設の老朽化対策は、雨漏り箇所を解消するため、今年度も屋根の一部張替を実施してまいります。

また、3年間のサクラ等の植樹事業により、周辺環境が整備されたことで、湯の沢温泉のコンセプトの一つである「豊かな自然を感じ

る温泉」としての価値が高められました。

今後も優れた泉質を生かし、さらに顧客満足度を高めていくため、指定管理者との連携を密にしております。

3、交流の推進と施設活用。(1) 山菜料理コンクール。本年6月に「第2回山菜料理コンクール」が昨年に引き続き開催されます。山菜に焦点をあてた料理コンクールは国内でも珍しく、昨年はレシピ集も作成されました。

今年度は既に応募が始まっておりますが、村内からも参加を募り、イベント成功に向けて取組んでまいります。

(2) サイクルツーリズムの推進。占冠村サイクルツーリズム推進実行委員会を中心に、村内での需要調査と基盤整備を進めながら、サイクルツーリズムを推進してまいります。

また、村内体験事業と組み合わせたモニターツアーを実施し、村外からの誘客やサイクリング周遊を促進してまいります。

(3) 赤岩青巖峡。6年間の事業成果として、環境が整備されてきたことにより、利用者から管理が行き届き安心して利用できるとの評価を得ています。この間のPRや事業展開により、ロッククライミングをはじめ、遊歩道の利用や景観観光等の利用者にもその魅力が浸透してきました。

後世に残すべき貴重な財産として、今年度も自然環境の保全と、交流人口増加に向け管理業務を行ってまいります。

(4) ニニウキャンプ場。平成27年度からの指定管理導入により、効果的なPRによる知名度の向上、新たな自主事業等が功を奏し、利用者数は再オープンの平成25年度（1321人）と比較し、2143人増の3464人となりました。

また、北海道のキャンプ場人気ランキングでは1位（キャンプ場検索・予約サイト「な

っぷJ) となり、利用者の満足度も非常に高くなっております。

今年度におきましても、指定管理者との情報交換を密にし、利用者の確保、人気度・顧客満足度の向上に努めながら環境整備を進め、懸案となっている水源の確保に向けた事業を実施してまいります。

(5) 双民館。双民館につきましては、豊かな自然に恵まれた環境にあることから、野外体験活動を通じた研修施設として、村内外から多くの方に利用いただいております。

今年度は、一層の利用促進を図るため、地場産野菜を活用した調理実習等の機会を創出し、新たな魅力の発信を行ってまいります。

4、住みよい村づくり。(1) 道路改築。道路改築は、平成26年度より第2トマム団地内道路2路線の改良舗装工事を実施しており、昨年に引き続き、村道第2トマム団地2号線道路の改良舗装工事を実施してまいります。

道路橋梁は、橋梁長寿命化計画により計画的な補修を行っており、今年度も宮下橋の補修工事を継続してまいります。

現在供用を行っている橋梁については、平成24年度に間接目視（遠方目視）による点検を実施しました。国の点検基準の制定に伴い、5年に1度の点検が義務化され、方法も近接目視となったことから、本年度より橋梁点検を行うとともに、老朽化が著しい林友橋の調査設計を実施してまいります。

(2) 村営住宅。今年度は、平成22年度に策定した計画により、社会資本整備交付金を活用し、千歳団地1棟4戸の外壁改修工事を実施いたします。

修繕工事では、占冠団地1棟2戸の外壁改修工事と第2トマム団地1棟4戸の屋根・外壁改修工事を実施します。

また、占冠団地等の水洗化を図るため、個

別排水処理施設の設計に着手いたします。

村営住宅の修繕については、状況を確認し、実施していますが、今後も引き続き入居者からの要望に対応してまいります。

(3) 上下水道。簡易水道事業は、道東自動車道占冠パーキングエリアへの配水管布設工事が完成し、昨年12月より水供給を行い、懸案となっていた水不足が解消されました。

また、平成25年度より進めております上トマム地区水道施設について、今年度はポンプ場機械・電気設備・建築工事を実施し、平成29年度のトマム浄水場計装工事完成後の供用開始に向けて事業を進めてまいります。

簡易水道については、施設維持管理を行い、安全で安心な水供給に努めてまいります。

下水道は、施設の維持管理に努めるとともに、下水道処理区域外の水洗化のため、個人からの要望により、個別排水処理施設の設置を行うよう努めてまいります。

(4) 環境衛生。本村では、資源ごみのリサイクル処理を進めており、ごみの減量化や環境保全、循環型社会の形成に対する意識の高まりにより、適正な分別収集が定着しつつあります。

一方、一般廃棄物最終処分場の埋立容量には限りがあるため、最終処分場残余容量調査を実施し、残容量の把握を行うとともに、ごみ減量化対策推進委員会を開催し、今後のごみ処理方針について検討してまいります。

また、さらなるリサイクル処理の推進と最終処分場の延命化を図るため、今年度より古着等の試験回収を行います。

独立行政法人北海道立総合研究機構との研究協力については、地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築を目指して、引き続き連携してまいります。

(5) 地域交通。昨年度より村営バス、予約

型乗合タクシー、巡回バスの運行業務を産業建設課に一元化し、事務の効率化を図りました。むらびと交通の利用者登録は、65歳以上の高齢者のうち半数近くにのぼっており、年々増加しています。

引き続き、より利便性の高い効率的な地域公共交通の確保に努めてまいります。

5、安全で安心な暮らし。(1) 高齢者福祉。高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう関係機関と連携し、必要な支援を行ってまいります。

直近の課題である「介護予防と日常生活支援総合事業」については、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、住民の個性と地域の特性にあった事業を推進してまいります。

供用開始から2年目を迎えた小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」の利用状況は、順調に推移し、幅広い方から利用されており、今後も占冠村社会福祉協議会と運営協議を行うとともに、利用料の助成を継続してまいります。

(2) 児童福祉。地域社会は、世代から世代へと引き継がれ、子どもはその未来をつくる私たちの大きな希望であります。その子どもたちの健やかな成長を願い、子育ての環境を整えていくことが責務と考えています。

2年目となる「占冠村子ども・子育て支援事業計画」は、地域性に即したサービスを提供し、子育て世代への支援や幼少期からの育成支援対策に取組み、保護者の負担軽減に努めてまいります。

保育環境の整備と保育士の資質向上については、保育指針を踏まえた園児と保育士の園内研修を年3回両保育所合同で実施します。また、専門的な見地から作業療法士を招聘し

た療育支援活動を継続し、園児の健やかな成長を見守ってまいります。

学童保育に従事する職員の資質向上を図るため、研修会に参加するとともに内容の充実に努めてまいります。

(3) 障がい者福祉。様々な障がいをもつ方やそのご家族が、地域で安心した生活を送ることができるよう、必要な情報提供や相談支援、就労に関する支援、地域生活支援事業等を継続してまいります。

また、障がい児の健全な育成と発達に資するため、関係施設通所及び療育のための通院に対する交通費助成を継続するとともに、人工透析患者の週3回の通院についても引き続き支援してまいります。

2年目を迎える「占冠村第2期障がい者計画」、「占冠村第4期障がい福祉計画」に基づき、障がい者の自立を支援してまいります。

地域における支援体制では、民生委員・児童委員と連携し、施策の推進を図ってまいります。

(4) 保健・医療。生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療は医療費の節減につながります。将来にわたり健康を維持していくため、対象者の皆様に、各種健診を受けていただけるよう周知を徹底してまいります。

疾病の予防対策については、予防ワクチンの接種で感染症の重篤化を防止できることから、今後も助成を継続してまいります。

また、今年度から胃がんリスク検診として、ピロリ菌検査を導入し、胃がん対策を強化してまいります。

子育て支援策では、医療費の無料化を継続し、保護者世帯の負担軽減を図ってまいります。

村立診療所は、新たな医師を確保し、安心・安全な医療の提供と村民の皆様の健康維

持のため、引き続き運営の充実を図ってまいります。

さらなる医療の充実に向けて、福祉及び介護との連携を強化しながら、支援を必要とする村民の皆様のご要望に応じてまいります。

(5) 防災対策。観測史上初めて、想定外といった災害が全国各地で起こっています。要因としては、地球温暖化や異常気象による影響とも言われており、様相を変えてきている様々な災害を想定した備えと、対応する体制及び環境整備が必要であることを強く感じているところであります。

本村の防災対策の基本となる「占冠村地域防災計画」に基づき、より一層の防災意識の向上のため、村民の皆様へ情報を提供し、防災対策に万全を期してまいります。

毎年実施しております防災訓練は、大変重要な対策の一つです。反復して訓練を続けることにより、村民の皆様はもちろん、災害対策本部の関係者にとっても大きな成果を挙げていることから、本年度においても避難訓練を行います。訓練の内容については、様々なご意見をいただいておりますが、中でも夜間の避難に不安を感じておられる方が多いため、9月1日の防災の日を期して夜間訓練を実施したいと考えており、地域との協議を進めながら、可能な範囲で実施いたします。

トマム地区においては、町内会独自で防災訓練が行われており、敬意を表するとともに、村としても地域と一体となった訓練ができるよう支援してまいります。

また、避難所に指定している占冠中学校への避難方法として、千歳地区側からの歩く避難路が完成しましたが、発電機の燃料貯蔵やトイレなど整備する課題もあり、より充実した環境整備を進めてまいります。

今後も防災意識及び防災対策の充実を図り、

より機動的な対応や体制の構築、備蓄物倉庫への資機材及び備蓄物の配備拡充など、災害に対する備えをより一層充実してまいります。

6、行財政のすすめ。国においては成長戦略として大きな期待をもってスタートした「まち・ひと・しごと創生」は、地方において「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環をつくることで、地方への新たな人の流れを生み出し、「まち」に活気を生み出すという効果を狙ったものであります。具体的には本年度から本格化する事業であり、本村においても総合戦略により実効性の上がるものとしたいと考えております。

これらの政策を実行し、先頭に立っていく役場組織・職員の役割は大きく、職員には研修機会の拡大を図り、政策能力の向上に努め、より信頼される役場機構の構築を図ってまいります。

また、本年4月から義務づけとなる新人事評価制度は、人を育てることに主眼を置いた制度として組み立て、自己評価による目標設定や評価者の評価のあり方など研修を行い、職員のスキルアップにつなげてまいります。

職員体制は、定員適正化計画に基づき、現行職員体制を維持するとともに、課題別の政策実現のため、地域おこし協力隊員を2人採用し、地域とも連携の取れる体制づくりを進めてまいります。

次に、財政運営であります。占冠村総合計画を基本とした「財政推計」が平成28年度で終期を迎えることから、近年の財政需要に即した「財政推計3カ年計画」を策定します。

あわせて、全国的に老朽化する公共施設等への対応が大きな課題であり、本村においても多くの公共施設を維持管理していますが、これらの経費は増加することが見込まれてい

ます。平成27年度において、本村の公共施設等の状況把握をするため、固定資産台帳の整備を行いました。今年度で公共施設等の現状や将来の見通し等を検討し、更新・統廃合・長寿命化など最適な配置を行う「公共施設等総合管理計画」を策定し、財政負担の軽減や平準化を図ってまいります。

会計制度は、新公会計制度による財政書類等の公表が平成29年度より行われることから、平成27年度において公有財産の基礎データを収集した台帳整備を行いました。今年度は、地方自治体の現金主義会計では把握できない資産や負債のストック情報、減価償却費など現金支出を伴わないコストも含めたフルコスト情報を把握するため、既存の財務会計システムデータを発生主義から複式簿記に変換する作業を行い、公表に向けて取り進めます。

こうした取組みにより、将来においても持続して負担可能な財政状況を維持するため、計画的な財政運営を行ってまいります。

IV、予算の概要。平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。

提案いたします予算規模は、一般会計26億6160万円、国民健康保険事業特別会計1億5310万円、村立診療所特別会計9千万円、簡易水道事業特別会計1億7800万円、公共下水道事業特別会計9960万円、介護保険特別会計1億890万円、後期高齢者医療特別会計1620万円、歯科診療所事業特別会計2180万円、8会計合わせて33億2920万円であります。

前年度と比較しますと、一般会計プラス1億9060万円、プラス7.71%、特別会計マイナス8280万円、マイナス11.03%、全会計ではプラス1億780万円、3.05%、であり、本年度予算は総体で前年を大きく上回っております。

新たな事務事業、公共施設や学校施設の維

持補修費、公共インフラ整備費などの増加により、一般財源が必要となったことから、財政調整基金をはじめ特定目的基金の繰入により、財源不足を補う内容となっております。

本年度の予算編成にあたり、自治体がそれぞれの立場で知恵を絞って人口減少対策や地方創生に関する総合戦略を考え、実行していくとする方向が示されるなか、国の地方財政計画を意識しながら「予算編成方針」を定め、経常経費をはじめとする歳出全般にわたる削減努力を継続し、優先すべき事務事業に必要な予算配分を行いました。

一般会計については、前年度より総体で7.71%の増加と大きくなっておりませんが、普通建設事業費で、公共施設等総合管理計画策定事業や地域おこし協力隊の増員などの事務事業、公共施設や村営住宅の維持補修費、道路橋梁などの維持補修費、学校グラウンドの整備事業費などが大きな要因で、前年度比1億6734万円の増加となっております。

また、新規事業として、防犯対策のため道の駅周辺の監視カメラの設置、上トナム地区公園整備事業、社会資本整備総合交付金による橋梁法定点検委託料、トナム給油所改修費などを計上しました。

継続事業としては、村営住宅の屋根塗装や外壁補修、トナム団地内道路の改良舗装、移住・定住対策事業、木質バイオマス利活用促進事業などを実施します。

以下、歳入・歳出の概要について説明します。歳入の村税は、課税所得増による村民税個人の増額や実績に基づく村民税法人の増額が見込まれ、前年より全体でプラス2.80%となりました。

地方交付税は、国の地方財政計画において、前年対比マイナス0.2%となる内容が示されましたが、普通交付税で単位費用の変更や前年

度実績を考慮し、増額計上、特別交付税で地域おこし協力隊員分を増額し、総体でプラス1.67%を計上しました。

繰入金は、財政調整基金1億5061万3千円、畜産振興基金ほか6特定目的基金2億1129万3千円の繰入で、0.92%といたしました。

村債は、村有林整備のための公有林整備事業債、林道整備のための辺地事業債、消防設備や村道改良、橋梁補修などのための過疎対策事業債を計上しました。臨時財政対策債を含め、プラス36.71%としております。

歳出を性質別に説明しますと、人件費は、選挙に伴う報酬等の減少、職員費については、退職者補充ができなかったことから減少し、マイナス4.22%となっています。

物件費は、前年度比プラス0.48%、扶助費、マイナス10.82%、補助費等は、各種団体補助金の増額によりプラス3.03%、維持補修費、マイナス2.55%です。

公債費は、交付税措置のある起債を主とした計画的な財政運営を続けていますが、臨時財政対策債の償還が始まっており、プラス10.32%であります。

繰出金は、特別会計への繰出が増加したことにより、プラス4.16%です。

基金残高（平成27年度末見込）は、財政調整基金7億9060万円余、基金全体で16億5490万円余であり、基金積立を図るとともに引き続き自主財源の確保に努めてまいります。

次に、特別会計について説明いたします。

本年度は、国民健康保険事業特別会計だけが増額で、他の特別会計については、それぞれ前年同額、または減額となっております。

簡易水道事業特別会計においては、上トマム取水施設整備事業が引き続き行われることから、繰入額も増加し、高い水準の予算計上となっております。

その他特別会計においては、所要の経費を計上し、全体的には前年同様の予算計上となっております。

特別会計においても基金積立を行うなど、持続可能な事業運営が図れるよう進めてまいります。

V、むすびに。以上、平成28年度の村政執行にあたりまして、基本姿勢並びに主な施策について申し上げます。

本村には、先達が残してくださった豊かな自然とたくましい開拓者精神が脈々と受け継がれております。これは大きな財産であり、村民の皆様と手を携え、村づくりを進めて行けば、必ず道は開けるものと確信いたしております。

「すべては村びとのために」「村びとは村びとのために」の村政執行の理念のもと、地方自治の原点であります住民福祉の増進を図ってまいります。

課題が多い年ではありますが、村議会議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成28年3月10日、占冠村長、中村博。以上でございます。

○議長（相川繁治君） ここで、午前11時10分時まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（相川繁治君） 教育長から平成28年度教育行政執行方針についての説明を求めます。

教育長。

○教育長（藤本 武君） 議長のお許しをい

ただきましたので、平成28年度の教育行政執行方針について申し上げます。

1、はじめに。平成28年第1回占冠村議会議定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

急激な少子高齢化に伴う社会活力の低下や、国際競争の激化など、社会が急速な変化を遂げる中であって、将来を担う子ども一人ひとりが、将来、自立した社会人として活躍できるよう、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲など、「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

昨年、4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会制度の一部が変わり、首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」が設置されるなど、首長と教育委員会がより緊密な連携を図ることが求められております。これまで以上に首長部局との連携強化により、本村教育のさらなる発展を目指してまいります。

生涯学習においては、地域における人と人とのつながりを深め、連帯感や支え合いの意識を高めるため、個人の生涯学習活動を団体への活動へ、さらには団体同士が連携した活動へと発展させ、さまざまな主体が学習を通じて繋がることのできる地域社会が形成されるよう、生涯学習施策を総合的に推進する必要があります。

また、学校・家庭・地域・行政が連携して子どもたちを守り育てていくためには、学校を取り巻く地域の方々に支援していただく仕組みを、より一層充実させていく必要があると考えております。

以下、本年度の主要な施策について申し上げ

げます。

2、学校教育の充実。小・中学校の学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる生きる力を育むことが重視されております。既に各学校において浸透しているこの趣旨を生かして、一層の学校教育の充実を図り、家庭や地域社会と連携して児童生徒に望ましい生活と学習習慣を確立させ、体育の授業や運動部活動をとおして主体的に健康な体作りに努めることなど、生涯学習の基礎づくりを確実に行っていく必要があります。

教育委員会としましては、これらを踏まえて、学校の教育活動をより充実させるため、教育環境の向上と学校施設の整備に努めてまいります。

また、子どもたちにとって、地域や家庭も教育の場であります。地域に帰れば、地域の子として、地域の特色ある行事や郷土芸能の伝承活動に取り組んでおります。今後も、学校・保護者・地域との連携を深めて、それぞれの地域の特色ある文化や郷土芸能を大切に、子どもたち自らが地域の一員として、守り育てていく心を育む学校運営に努めるとともに、小・中連携による学力向上に努めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。子どもたちが主体的に学習に取り組む態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などをバランスよく育成するため、本村独自の義務教育9年間を見通した系統的・継続的な特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

また、家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努めるとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが、必要とする支援や発達段階に応じた適

切な教育を受けることができるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた就学相談体制や指導の充実に努めてまいります。

教員一人ひとりが教育課題に対する理解と認識を深め、授業力や指導力、対応力など教員としての資質・能力を高めることができるよう、今日的な教育課題に対応した研修や実践的な研修を実施するとともに、授業スペシャリストの専門知識や優れた指導技術を若手・中堅教員などに継承し、小・中学校教員の指導力の向上を図ってまいります。

変化の激しいこの現代社会の中で、子ども一人ひとりが自分の有用性に気づき、個々にふさわしいキャリアを積みながら、たくましく生きていく力を育てることは、極めて重要なことであります。

そこで、各校にキャリア教育推進の呼び掛けと実態に応じた指導を行い、子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育ててまいります。

安全で快適な環境で児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、施設などの整備を行うとともに、高度情報通信社会の中で情報活用能力の育成を図るため、教育用ICT機器の更新・拡充・システム改善など、学校のICT環境整備を進め、校務の効率化や校務情報化ネットワークを活用した学校経営改善に努めてまいります。

グローバル化が加速する社会において、コミュニケーション能力を發揮し、主体的に行動できる人材を育成するため、引き続き外国語指導助手の派遣事業、アスペン短期交換留学事業を推進するとともに、児童生徒が英語を用いたコミュニケーションを図る力を育成するため、中学校と連携した英語に関する調査・研究授業などを実施し、英語教育の充実を目指してまいります。

(2) 豊かな心の育成。子どもの理解と集団づくりを基盤に据え、人権教育と道徳教育を総合的に取り組み、子どもたちの人権感覚と道徳的実践力を育むとともに、子どもの命・人権を大切にする取り組みが、重大な人権侵害であるいじめ・虐待・体罰などを許さない地域・学校づくりに繋がっていくものであるとの認識に立って学校を支援してまいります。

また、ボランティア体験や福祉体験などの活動をとおして、子どもたちの他者を思いやる気持ちや自尊感情を育むとともに、相手の立場を理解し、支え合う心を育むことで、自己の成長を促すため、学校教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ってまいります。

生徒指導上の諸問題の解決を図るため、小・中学校間や保護者との連携を密にし、生徒指導體制の確立やスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒が、決められたルールを守る中で、自ら行動を選択し、その行動に責任をもつことや、一人ひとりがかけがえのない存在であること、互いに尊重し共感的に理解しあう人間関係づくりに留意した授業を進めるとともに、子どもや保護者の立場にたち、内面に触れる生徒指導を徹底し、児童生徒の理解を進め、生徒指導上の諸問題の未然防止に努めます。

特に、いじめ問題については、どの子にも、どの学校にも起こりうる問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であるため、各学校において、いじめ問題の早期発見、早期対応に努め、問題の悪化を防止して解決に結びつけるための取り組みを推進します。

(3) 健やかな体の育成。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっ

ており、生きる力の重要な要素であります。

子どもたちが生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力を高めるため、発達段階や系統性を踏まえた取組の推進、教育活動全体を通して、学校体育・学校保健の充実、児童生徒の体力の向上及び心身の健康の保持増進に努めてまいります。

また、体育科・保健体育科授業の質を高めるため、体力テストを小・中学校全学年・全学級で実施し、その結果を基に指導内容・方法の工夫や改善に努めるとともに、一校一取組運動など児童生徒の実態を踏まえた体力向上に向け、取組の充実に努め、家庭と連携して児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図ってまいります。

(4) 地域とともに歩む学校づくりの推進。
児童生徒にとってよりよい教育環境をつくるには、学校・家庭・地域との連携が強く求められています。

子どもたちの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表し、説明するとともに、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域との連携のもと、開かれた魅力ある学校づくりに努めてまいります。

また、地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動などをおして、学校や子どもたちを支援する取組を推進するなど、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を育む体制づくりを進めるため、社会教育と学校教育の一層の連携強化を図ってまいります。

(5) 就学機会への支援。多様な就学機会への支援につきましては、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの就学支援や通学支援のほか、奨学資金の貸与により、高校や大学等への進学に対する支援をし、保護者の費用負担の軽減を引き続き図ってまいります。

3、社会教育の充実。近年、生涯学習による生きがいや健康づくり、地域づくりを実践しようという意識が高まるなか、多くの方が生涯学習に取組むようになっていきます。これからの生涯学習を推進していく上では、学習機会の提供を受けるだけでなく、自ら積極的に学び、学習成果を地域に還元するなかで自己実現を図る視点が重要となっています。

いつでも、どこでも、だれでも、何度でも生涯学習活動に取組むことができる環境を充実させ、村民一人ひとりが学びをとおして得た力を地域づくりに生かせるよう努めてまいります。

(1) 家庭教育の推進。子どもは家庭でしつけ、学校で学び、地域で育つと言われているように、子どもから大人への人間形成において、家庭での子どもの教育は重要です。

このため、幼児期・少年期・思春期の子どもを育てる親を対象に「家庭教育講座」などの事業を、保育所、小・中学校やPTAと協力しながら実施し、家庭教育力の向上を目指してまいります。

また、公民館等においても、保育所、小学校及び中学校と連携し、保護者の子育て支援や家庭教育に関する情報提供、学習機会の充実に向けたさまざまな機会・資源を活用し、より幅広く積極的な支援を進めてまいります。

学校図書室の機能を効果的に活用することで、多様な読書活動を一層定着させるため、「占冠村読書活動推進計画」に基づき、関係機関と連携を取りながら、子どもの年齢や興味に応じた多様な資料の収集・提供などを行うとともに、読書活動を促すための行事を実施し、読書環境の整備を進めます。

乳幼児健診の機会に絵本のプレゼントを行う「ブックスタート事業」を引き続き実施し、図書室と関係部局が連携して地域ぐるみで子

育てを応援するとともに、親子のあたたかなふれあいを育む一助となることを保護者へ伝えてまいります。

(2) 生き生きと学ぶ生涯学習の推進。21世紀は、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動基盤として、新しい知識・情報・技術が飛躍的に重要性を増す知識基盤社会の時代であると言われていています。

知識基盤社会においては、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められております。誰もが若年期から高齢期まで生涯を通じて、自らに適した手段や方法を選択しながら、必要とする知識・技術を習得できる質の高い生涯学習環境の整備に努めてまいります。

(3) 芸術・文化の振興。芸術・文化を大切にする社会を形成するために、自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、地域に根ざした芸術・文化活動がより一層、活発に推進されるように努めます。

また、文化連盟や関係機関・団体等と連携を密にして、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供及び発表の場や参加する機会の拡充を目指してまいります。

特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、村民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実に努めてまいります。

(4) スポーツの振興。スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、村民の皆様が、明るく豊かで活力に満ちた生活を営むことができるよう、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めてまいります。

各年齢層に応じた各種事業を推進し、一人でも多くの方がスポーツに親しんでいただけるようスポーツの更なる普及活動を展開してまいります。

特に、子どもの体力の低下傾向が指摘されるなか、家庭・学校・地域が連携して子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。

さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ推進委員及び体育協会等の協力のもと、各種大会・行事を開催するなど、村民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めてまいります。

(5) 社会教育施設の充実。社会教育施設については、多様化するニーズを踏まえ、施設の改修や設備の更新を計画的に実施するとともに、村民が安全で快適にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう施設管理に努め、利用促進と計画的な施設整備を進めてまいります。

また、社会教育施設は、個人の学びの場であると同時に、仲間づくりの場であり、地域づくりの拠点機能を持つ施設としても位置付けられます。社会教育職員の専門性に加え、コミュニケーション能力を向上させるなど、職員の資質を向上させるための研修に参加させるなど、さらに魅力ある施設とするために、関係機関の協力を得ながら運営を進めてまいります。

4、むすびに。以上、平成28年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、教育に対する村民の皆様の大きな期待に応えるとともに、未来の占冠村を担って新しい時代を生き抜き飛躍する人材育成に全力で取り組んでまいり所存であります。

今後とも、村議会議員の皆様並びに村民の

皆様のご理解とご協力をいただきますよう心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

平成28年3月10日、占冠村教育委員会。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 以上で執行方針の説明を終わります。

◎日程第2 議案第1号から日程第16 議案第15号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画を策定することについての件から、日程第16、議案第15号、占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第7号及び議案第9号から議案第12号、議案第15号については総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の3ページをお願いいたします。議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画を策定することについてご説明を申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行により、同法の執行期限が平成33年3月31日まで延長されたことに伴い、占冠村過疎地域自立促進市町村計画を策定し、計画的な自立促進のための施策を推進するものでございます。

内容につきましては、基本的に占冠村総合計画の内容に基づき、地域における創意工夫による施策を盛り込んだ計画としてございます。対象期間につきましては、平成28年度から平成32年度までとなっております。配布の別冊資料で、占冠村過疎地域自立促進市町村計画、併せて参考資料として事業計画書を

配布させていただいておりますのでよろしくご審議をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第2号の提案理由の説明の前に、議案の訂正をお願いしたいと思います。議案書5ページになりますが、1番下段の第6条の中間から右側になります。「会長が収集し」という言葉がございますが、「会長が招集し」という文言が正しいものでございまして、訂正をお願いしたいと思います。

では、議案第2号、占冠村情報公開・個人情報保護審査会設置条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由は、国の行政不服審査法の全文改正に伴い、不服申し立ての諮問機関として、第三者機関を置くため、本条例を制定するものでございます。改正条例の内容ですが、行政不服審査法の規定により、その権限に属された事項を処理するための機関を占冠村情報公開・個人情報保護審査会とし、所掌事務・組織・委員・会長・会議・委員の守秘義務・庶務・委任について定めるものでございます。附則として施行期日を平成28年4月1日から施行させていただいております。

次に、議案書7ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村むらびと条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の制定理由でございますが、住民と行政の役割を分担し、住民とともに考え、ともにむらづくりを進めることで住民との協働を推進するとともに、豊かな自然環境の中で誰もが安心して生涯生活ができる住みよい郷土をつくるため、本条例を制定するものでございます。条例の内容ですが、むらづくりに関する基本的な事項を定めるものでありまして、前文から始まりまして第1章から第10章、条文全42条で構成されてございます。

第1章では総則、第2章ではむらづくりの

基本理念及び基本原則、第3章では情報の共有、第4章では参加と協働、第5章では村民の権利・責務など、第6章では議会の役割・責務など、第7章では村の責務、行政の運営など、第8章では村政運営の原則、第9章ではむらづくりの基本方針、第10章で条例の位置付け等、を規定させていただいております。

附則として、施行期日を平成28年6月1日から施行するとさせていただいております。

次に、議案書15ページになります。議案第5号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、国の行政不服審査法の全部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、第15条中の文言を改めるものでございます。附則として、施行期日を行政不服審査法の施行の日から施行するという事に併せて、その間の経過措置について定めてございます。

次に、議案書17ページ、議案第6号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、国の行政不服審査法の全部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては、第18条中の文言を改めるものでございます。附則として、施行期日を行政不服審査法の施行の日から施行するという事に併せて、その間の経過措置について定めてございます。

次に、議案書19ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、この件につきましても、国の行政不服審査法の全部改正に伴

いまして、本条例の一部を改正するものでございます。内容といたしまして、第5条第2号中の不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。附則として、施行期日を行政不服審査法の施行の日からとさせていただいております。併せて、その間の経過措置を規定させていただいております。

引き続き、議案書23ページになります。議案第9号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用の弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、第5条第2項ただし書きの期末手当基礎額の加算額について平成28年度も適用しないため、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしまして、附則第2条の経過措置にあります平成27年度を平成28年度に改めるものでございます。附則として、この施行期日を平成28年4月1日から施行すると規定させていただいております。

続きまして、議案書25ページ、議案第10号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、国の行政不服審査法の全部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしまして、第7条第1項中不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。附則として、施行期日を行政不服審査法の施行の日から施行するという事に併せて、その間の経過措置について規定させていただいております。

次に、議案書27ページ、議案第11号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、この件につきま

しても、国の行政不服審査法の全部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、第4条第3項中の文言及び同条第5項中の文言を削り、第6条第2項ただし書き中容認を任用に改めるものでございます。附則として、施行期日を行政不服審査法の施行の日とさせていただきます。併せて、経過措置を規定してございます。

続きまして、議案書29ページ、議案第12号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、この件につきましても、国の行政不服審査法の全部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、第1条中手数料の次に、及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づきまして、その事務について徴収する手数料、を加えてございます。別表のその他共通の項を改めるもので、写し等の交付等に関わる手数料について加えた内容となっております。附則として、施行期日を行政不服審査法の施行の日とさせていただきます。併せて、経過措置を規定してございます。

次に、議案書51ページになります。議案第15号、占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本条例の改正理由ですが、本施設にあっては歴史ある観光施設でございます。これらの利活用に向け設置目的等を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、第1条中販路拡大を地域振興及び観光振興に改める。第3条第1号中宣伝の次に、地域振興及び観光振興に資する事業を加えるものであります。施行期日

につきましては、公布の日から施行するとさせていただきます。併せて、経過措置を規定してございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君）　ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩　午前11時51分

再開　午前13時00分

○議長（相川繁治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（相川繁治君）　議案第4号及び議案第13号から議案第14号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君）　議案書13ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村保健事業健診受診料徴収条例の全部を改正する条例を制定することについて、制定理由のご説明をいたします。

改正理由ですが、国の新たなステージに入った、がん検診の総合支援事業の実施要項の改正に伴いまして、占冠村においてもがん検診未受診者対策の一環として事業を実施するため本条例の全部を改正するものでございます。また、平成28年度から新規に実施する検査等を加えます。改正の内容ですが、子宮頸がん検診・乳がん検診・大腸がん検診を無料で受診することのできる対象年齢を改正し、肝炎検査を加えます。別表に新規に追加する検査のHPV（ヒトパピローマウイルス）検査・ピロリ菌検査の項目を加えます。施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行とするものです。

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。議案第13号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提

案理由のご説明をいたします。

改正理由ですが、平成28年4月1日から地域密着型通所介護創設、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行がなされるため指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。改正内容ですが、地域密着型通所介護に関する基準等を追加するものでございます。附則として、施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、議案書49ページをお願いいたします。議案第14号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由のご説明をいたします。

改正理由ですが、平成28年4月1日から地域密着型通所介護の創設、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行がなされるため指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。改正内容ですが、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたって、協議会の設置及び記録の作成・公表等を追加するものでございます。附則として、施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第8号については、教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 議案書21ページ

をお開きください。議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由のご説明をいたします。

改正理由でございますが、学校保健安全法第23条の規定に基づき、平成28年度から新たに学校薬剤師を配置するため、本条例の一部を改正し学校薬剤師の報酬及び費用弁償の額を定めようとするものであります。

改正内容につきましては、学校薬剤師の報酬として基本額1校につき1万円、出校額1回につき5千円と定めようとするものであります。施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行とするものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第17 議案第21号から日程第24 議案第28号

○議長（相川繁治君） 日程第17、議案書第21号、平成28年度占冠村一般会計予算の件から日程第24、議案第28号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第21号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計予算書でご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。議案第21号、平成28年度占冠村一般会計予算についてご説明申し上げます。

この度提案いたしました占冠村一般会計は、歳入歳出の総額をそれぞれ26億6160万円にしようとするものと、地方自治法第214条の規定

による債務負担行為1件、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定12件でございます。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8億円に定めるものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

予算書11ページをお願いいたします。1款、1項、村民税は1目、個人村民税において、均等割の課税人員の増加、所得税の増加が見込めますことから前年対比557万4千円増の5006万2千円の計上。2目、法人村民税においても均等割法人の増加等もあり、前年より200万9千円増の3866万5千円の計上となり、村民税総額で758万3千円増の8872万7千円の計上でございます。

1款、2項、1目、固定資産税においては、土地・家屋の減少がありますが、償却資産の増額が見込まれることから前年度より112万1千円増の2億1207万5千円の計上でございます。12ページ、2目、国有資産等所在市町村交付金は、通知額において増額し35万9千円増の1158万9千円の計上で、固定資産税総額で148万円増の2億2366万4千円でございます。

1款、3項、軽自動車税は、前年対比11万6千円増の216万2千円でございます。

13ページ、1款、4項、村たばこ税においては、前年度実績を勘案し、42万円減の733万4千円の計上でございます。

2款、1項、地方揮発油譲与税は、前年比100万円減の900万円の計上でございます。

14ページ、2款、2項、自動車重量譲与税は、実績額を見込み、300万円減の2200万円の計上でございます。

3款、1項、利子割交付金は、前年比15万円減の30万円でございます。

4款、1項、配当割交付金は、前年比16万円増の30万円でございます。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金は、前年比5万円増の15万円でございます。

15ページ、6款、1項、地方消費税交付金は、消費税率の引き上げ分を見込み、前年比850万円増の2650万円の計上でございます。

7款、1項、ゴルフ場利用税交付金は、前年比7万円増の280万円でございます。

8款、1項、自動車取得税交付金は、地方消費税交付金分が反映され、前年比400万円減の400万円の計上でございます。

9款、1項、地方特例交付金は、15万円でございます。

16ページ、10款、1項、地方交付税については、国において前年比0.2パーセント減となっておりますが、普通交付税においては、別枠加算費目であります地域経済雇用対策費・人口減少等特別対策事業費で単員費用の変更、臨時財政対策債の抑制が見込まれ、これらに基づき基準財政需要額の推計を行い、前年実績を考慮し、前年比で1千万円増の11億円の計上となっております。特別交付税においては、特殊財政需要やルール分である地域おこし協力隊の増員分などを勘案し、前年比1千万円増の1億1800万円を計上し、地方交付税総額12億1800万円の計上でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金は、前年実績から59万9千円減の1千円でございます。

12款、1項、負担金は、3万6千円でございます。

12款、2項、分担金は、前年比182万5千円減の87万5千円でございます。

17ページから18ページ上段までの13款、1項、使用料においては、1目、総務使用料から8目、教育使用料で、7目、土木使用料の村営住宅使用料の増額があるほかは大きな増減はなく、前年比420万9千円増で、使用料合

計で、5336万9千円の計上でございます。

13款、2項、手数料は、1目、総務手数料から3目、農林業手数料まで57万5千円の計上でございます。

14款、1項、国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金や児童手当国庫負担金などの減額によりまして、216万2千円減の2557万1千円の計上でございます。

19ページ、14款、2項、国庫補助金においては、1目、総務費国庫補助金から6目、教育費国庫補助金で、4目、土木費国庫補助金で橋梁整備などの社会資本整備総合交付金が大幅な増額となり、前年比4316万9千円の増で6285万7千円の計上でございます。

14款、3項、委託金において、1目、総務費委託金で、参議院議員選挙委託金で350万円の計上、3目、教育費委託金で、学校教育推進事業委託金で200万円の計上で、委託金合計で555万3千円の増で649万9千円の計上でございます。

20ページになります。15款、1項、道負担金は、前年同様の計上で、1739万8千円でございます。

21ページ、15款、2項、道補助金においては、単年度事業で、1目、総務費道補助金で、地域づくり総合交付金の増額、4目、農林業費道補助金で、森林整備関係の増額などで、合計額2721万9千円の増の7010万9千円の計上でございます。

22ページ、15款、3項、委託金においては、1目、総務費委託金で、国勢調査委託金、知事・道議会議員選挙委託金の減額がございまして、285万5千円の計上でございます。

16款、1項、財産運用収入においては、民間賃貸共同住宅等貸付料等、地域振興住宅共益費を計上し、425万7千円増の3009万7千円の計上でございます。

16款、2項、財産売却収入は、立木売却収入の増を見込み、1067万6千円の計上でございます。

24ページ、17款、1項、寄附金は、ふるさと寄附金を計上し、984万6千円増の1350万1千円でございます。

18款、1項、繰入金は、一般財源を要する普通建設事業債、物件費、補助費などにより、財政調整基金で1億5061万3千円の繰入を計上しております。特定目的基金では、畜産用費充当で畜産振興基金から400万円、奨学資金貸付で954万円、農業振興新規就農支援対策費などに充当で農業振興基金から2804万円、社会福祉協議会運営費補助金、小規模多機能型居宅介護施設指定管理料などに充当で福祉基金から6110万円、サケマスなど魚を育む事業補助金、観光協会運営補助金など充当で環境保全と観光振興基金から821万3千円、野生獣対策、民有林振興造林補助金など充当で林業振興基金から2040万円、交際費充当で減債基金から8千万円、それぞれ目的に適合した予算充当のため、繰入れを行ってございます。繰入金総額で、3億6190万6千円の計上でございます。

19款、1項、繰越金は、前年度繰越金で2千万円を見込んでおります。

25ページ、20款、1項、延滞金、加算金及び過料で、1万円でございます。

20款、2項、村預金利子は、1千円でございます。

20款、3項、貸付金元利収入において、1目、勤労者資金貸付金収入から8目、農業振興資金貸付金収入までで7983万1千円の計上でございます。

26ページ、20款、4項、受託事業収入は、36万1千円でございます。

26ページの下段から28ページまで続きます

が、20款、5項、雑入において、JR占冠駅乗車券類販売手数料、トマム簡易郵便局取扱手数料や3目、旅客自動車運送事業収入など2068万5千円の計上でございます。

28ページ、21款、1項、村債においては、実質的な交付税とされる臨時財政対策債が、起債については、交付税措置のある過疎対策事業債を主として林道事業にかかる辺地事業債、公有林整備にかかる公有林整備事業債を計上し、村債総額で2億7930万円の計上でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。30ページ、1款、1項、議会費は、議員報酬、議会運営費など所要の計上で2979万9千円でございます。

31ページから42ページまでの2款、1項、総務管理費においては、1目、一般管理費で、社会保険料等や各種システム更新委託料、職員用借上住宅使用料などを計上しております。2目、文書広報費、3目、会計管理費は、前年度同様の計上となっております。4目、財産管理費は、所要の費用のほかに新たに公共施設等総合管理計画策定業務委託料、防犯監視カメラ設置工事費を計上してございます。5目、総合センター管理費は、施設管理、保守委託料などを計上してございます。6目、コミュニティセンター管理費は、前年同様の計上です。7目、企画費は、地域おこし協力隊の経費のほか、地域情報通信基盤使用料や富良野広域連合負担金などを計上してございます。8目、支所費で住民要望に早急に対応するため、修繕料の増額計上などを行ってございます。9目、交通安全対策費、10目、旅客自動車運送事業費、11目、諸費、12目、地域交通運送事業費においては、前年同様に所要の経費を計上してございます。総務管理費総額は4億8013万1千円でございます。

次に43ページから44ページまでの2款、2項、徴税費においては、電算処理費、システム保守委託料のほか、本年度は固定資産税標準地鑑定評価業務などの必要な計上をし、1931万4千円でございます。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費においては、システム保守、総合行政システム使用料、償還金など2011万円の計上でございます。

46ページ、2款、4項、選挙費においては、1目、選挙管理委員会費のほか、本年度に予定されている参議院議員選挙の所要の経費を計上し、474万5千円でございます。

2款、5項、統計調査費においては、所要の経費を計上し、61万8千円でございます。

48ページ、2款、6項、監査委員費においては、報酬、旅費などを計上し124万5千円でございます。

48ページから54ページまでの3款、1項、社会福祉費においては、1目、社会福祉総務費で小規模多機能型居宅介護施設指定管理委託料のほか、障害者自立支援給付費、社会福祉協議会運営補助金、福祉灯油、国保会計繰出金、介護保険会計繰出金などを計上し、2目、老人福祉費、3目、国民年金費など所要の施策に係る経費を計上し、社会福祉費合計で1億8809万8千円でございます。

52ページ下段から54ページまでの3款、2項、児童福祉費においては、1目、児童福祉総務費で児童手当、障害児通所給付費などを計上し、2目、へき地保育所費では運営にかかる所要の経費などを計上し、児童福祉費合計で4107万9千円の計上でございます。

55ページから58ページまでの4款、1項、保健衛生費においては、1目、保健衛生総務費で各種健康診査委託料、救急医療対策事業負担金などのほか、診療所会計繰出金、歯科診療所会計繰出金、水道会計繰出金などが計

上されてございます。2目、予防費においては、総合健診をはじめとする各種検診委託料、各種予防接種委託料などの費用が計上されてございます。3目、環境衛生費、4目、医療費、5目、後期高齢者医療費においては、所要の予算を計上し、保健衛生費合計で1億6447万4千円でございます。

58ページ下段から60ページまでの4款、2項、清掃費においては、一般廃棄物最終処分場管理業務委託料、収集運搬業務委託料など所要の経費を計上し、3498万9千円でございます。

60ページ、5款、労働費、1項、労働諸費は前年同様の計上で871万9千円でございます。

61ページから65ページまでの6款、農林業費、1項、農業費においては、1目、農業委員会費は前年同様の計上でございます。2目、農業振興費においては、営農指導員賃金や農業振興・新規就農等支援対策補助金など所要の経費を計上しております。3目、畜産業費においては、新規事業として畜産経営安定化事業補助金のほか、畜産振興資金貸付金などを計上させていただいております。64ページ、4目、農業構造改善事業費において、ニニウキャンプ場指定管理料、水源等整備工事経費など所要の経費を計上しております。以下、5目、農村総合整備費、6目、交流促進施設運営費は、前年同様の経費を計上し、農業費合計で6746万6千円でございます。

66ページから69ページまでの6款、2項、林業費においては、エゾシカ対策の野生獣処理加工施設の管理費や捕獲奨励金、林業専用道及び森林管理道開設工事費設計委託料、村有林保育工事費などのほか、所要の経費を計上し1億7354万6千円でございます。

70ページから73ページまでの7款、商工費、1項、商工費は、1目、商工振興費において、

道の駅指定管理料、トマム給油所改修工事費、地域企業振興事業補助金、商工会運営補助金などを計上しております。2目、観光費においては、湯の沢保養施設指定管理委託料、赤岩青巖峡環境整備委託料、富良野・美瑛広域観光推進協議会負担金、観光協会運営補助金などのほか、所要の経費を計上し商工費合計で1億7413万4千円でございます。

73ページから75ページまでの8款、土木費、1項、道路橋梁費においては、1目、道路維持費で村道補修、維持管理費、改良舗装工事費、除雪委託料などを計上しております。2目、道路新設改良費は、所要の経費を計上しております。3目、橋梁維持費は、長寿命化、調査に基づく工事としまして、宮下橋補修工事費などの計上で増額となっております。道路橋梁費合計で1億7142万5千円でございます。

8款、2項、河川費は、前年同様の計上で111万4千円でございます。

76ページ、8款、3項、住宅費においては、村営住宅修繕料及び管理委託料、計画的に進めております屋根塗装工事や修繕工事、地域振興住宅取得費、民間賃貸共同住宅賃借料などを計上し1億2207万1千円でございます。

78ページ、8款、4項、都市計画費においては、下水道会計繰出金、公園清掃委託料など前年同様の計上で7600万2千円の計上でございます。

8款、5項、空港管理費は、ヘリポート管理料など所要の計上で324万1千円でございます。

79ページから83ページまでの10款、教育費、1項、教育総務費においては、1目、教育委員会費、2目、事務局費で前年同様の計上、3目、義務教育振興費は、コミュニティスクール少子化人口減少に対応した活力ある学校

推進事業などで増額計上してございます。4目、育英事業費で高校生の通学・部活バス委託料、中学校部活バス委託料、奨学資金貸付金などを計上し、教育総務費合計で5639万4千円でございます。

84ページ、10款、2項、小学校費は、学校施設管理委託料のほか、中央小学校グラウンド暗渠改良工事、パソコン借上料など、所要の計上で4526万9千円でございます。

85ページからの10款、3項、中学校費は、学校施設管理委託料のほか、スクールバス委託料、パソコン借上料など所要の計上で2518万4千円でございます。

88ページから10款、4項、社会教育費においては、1目、社会教育総務費、2目、公民館費は前年同様の計上、3目、コミュニティプラザ管理費は、屋上防水工事により増額計上となっております。社会教育費合計で3335万3千円の計上でございます。

91ページから92ページまでの10款、5項、保健体育費は、1目、保健体育総務費で、各種スポーツ施設の維持管理委託料を計上し、2目、給食推進費で準要保護児童生徒給食費を計上し、1970万1千円でございます。

92ページ、12款、1項、公債費におきましては元金、利子合わせて対前年比2614万2千円増の2億7953万5千円でございます。1目、元金においては、臨時財政対策債の償還が始まっていることから前年と比較して増額となっております。2目、利子については、償還利子の高い起債が終わってきていることから前年と比較して減額となっております。公債費においては過疎債、辺地債など優位な起債に限定するとともに、基金の活用を図った財政運営を進めておりますが、今後も微増傾向で推移するものと見込んでございます。

93ページ、13款、諸支出金、1項、普通財

産取得費は、26万3千円の計上で、避難路の用地購入を予定してございます。

14款、1項、職員費におきましては、本年度予算額4億1658万1千円で、前年度比較で1387万1千円の減となっております。要因としては3人の退職者に対し1人の新規採用しかできなかったことなどがあげられます。

94ページ、15款、1項、予備費におきましては300万円でございます。

なお、95ページから103ページまでは給与費の明細書、104ページから105ページまでは債務負担行為に関する調書、106ページから107ページまでは地方債に関する調書をそれぞれ掲載しておりますのでご一読いただければと存じます。予算書の前に戻りまして、2ページから5ページ、歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。6ページ、債務負担行為につきましては1件で、期間・限度額をそれぞれ定めており、第2表債務負担行為に記載のとおりでございます。7ページ、地方債につきましては12件、総額で2億7930万円、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましては第3表地方債に記載のとおりでございます。

以上、一般会計予算について、ご説明申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時55分まで休憩といたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時55分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号、議案第23号及び議案第26号から議案第28号については、保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 予算書、国

保1ページをお願いいたします。議案第22号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5310万円と定めるものです。以下、事項別明細書にてご説明をいたします。

国保7ページをお願いいたします。歳入ですが、1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税では、本年度予算額が2338万円の計上で、前年対比139万2千円の増額です。2目、退職被保険者等国民健康保険税では、本年度予算額が61万円の計上で、前年対比18万1千円の減額です。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料では前年同様1万円の計上です。

国保8ページになります。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金では、1目、療養給付費等負担金から3目の特定健康診査等負担金、合わせて本年度予算額が2393万円の計上で、前年対比93万円の増額です。

3款、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、本年度予算額が701万円の計上で、前年比較19万円の減額です。

4款、1項、1目、療養給付費等交付金につきましては、本年度予算額が132万8千円で、前年対比22万8千円の増額です。

国保9ページです。5款、1項、1目、前期高齢者交付金におきましては、本年度予算額が2900万円の計上で、前年対比400万円の増額です。

6款、道支出金、1項、道負担金におきましては、1目、高額医療費共同事業負担金から2目、特定健康診査等負担金、合わせて本年度予算額が92万円で、前年対比2万円の増額となっております。

6款、2項、道補助金、1目、道財政調整

交付金につきましては、本年度予算額が601万円の計上で、前年対比19万円の減額です。

7款、1項、共同事業交付金につきましては、1目、高額医療費共同事業交付金、次ページの2目、保険財政共同安定化事業交付金合わせまして、本年度予算額が3100万円の計上で、前年同様でございます。

8款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金につきましては、本年度予算額が2950万円の計上で、前年対比10万円の増額です。

9款、1項、繰越金、1目、繰越金におきましては、前年度繰越金で20万円の計上で、前年対比5万円の増額です。

国保11ページになります。10款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料では、1目、一般被保険者延滞金、2目、退職被保険者等延滞金合わせまして、本年度予算額が前年度同様3万円の計上です。

10款、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料におきましては、本年度予算額が14万7千円の計上で、前年対比2万3千円の増額です。

10款、3項、雑入では、1目、一般被保険者第三者納付金から5目の雑入まで、合わせて本年度予算額が2万5千円の計上で、前年対比1万8千円の増額です。

国保12ページからが歳出となります。1款、総務費、1項、総務管理費におきましては、1目、一般管理費、2目、連合会負担金、合わせまして1100万円の計上で、前年対比402万8千円の増額です。

国保13ページです。1款、2項、徴税費、1目、賦課徴収費では、本年度予算額が58万2千円、前年対比で2千円の減額です。

1款、3項、1目、運営協議会費では、本年度予算額が前年同様8万1千円の計上です。

国保14ページです。1款、4項、趣旨普及

費です。前年同額の6万5千円の計上です。

2款、保険給付費、1項、療養諸費では、1目、一般被保険者療養給付費から5目、審査支払手数料、合わせて本年度予算額が6780万円の計上で、前年対比54万円の増額となっております。

国保15ページです。2款、2項、高額療養費では、1目、一般被保険者高額療養費から4目、退職被保険者等高額介護合算療養費、合わせて本年度予算額が861万5千円で、前年対比60万円の増額となっております。

2款、3項、移送費、1目、一般被保険者移送費から次ページの2目、退職被保険者等移送費、合わせて前年度同様10万円の計上です。

2款、4項、1目、出産育児諸費では、前年度同様126万円の計上です。

2款、5項、1目、葬祭諸費におきましては、前年度同様10万円の計上です。

国保17ページですが、3款、1項、後期高齢者支援金等では、1目、後期高齢者支援金から2目の後期高齢者関係事務費拠出金、合わせて本年度予算額が1781万円の計上で、前年対比180万円の増額です。

4款、1項、前期高齢者納付金等では、1目、前期高齢者納付金、2目の前期高齢者関係事務費拠出金、前年度同様で6万円の計上です。

国保18ページです。5款、1項、老人保健拠出金では、1目、老人保健医療費拠出金から3目の老人保健事務費拠出金、合わせて前年度同様6万円の計上です。

6款、1項、1目、介護納付金では、610万円の計上で、前年対比50万円の減額でございます。

国保19ページですが、7款、1項、共同事業拠出金で、1目、高額医療費共同事業医療

費拠出金から5目のその他共同事業拠出金まで、合わせまして本年度予算額が3675万円の計上で、前年対比2万円の増額となっております。

8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費におきましては、1目、特定健康診査等事業費、次ページになりますが、本年度予算額が149万3千円の計上で、前年対比34万2千円の減額でございます。

8款、2項、保健事業費では、本年度予算額が19万4千円で、前年対比6千円の増額です。

国保21ページですが、9款、1項、公債費、1目、利子では、前年度同様3万円の計上です。

10款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金では、1目、償還金から3目の退職被保険者等保険税還付金まで合わせまして本年度予算額が20万円の計上で、前年対比5万円の増額でございます。

国保22ページです。11款、1項、1目、予備費では、前年度同様80万円の計上でございます。

国保23ページから国保31ページについては、担当職員の給与費明細書の調書となります。

以下、国保2ページにお戻り願ひまして、当初予算の歳入歳出予算の総額につきましては、1億5310万円ということでございます。

続きまして、診療所1ページをお願いいたします。議案第23号、平成28年度村立診療所特別会計予算の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9千万円と定めるものでございます。以下、事項別明細書にて歳入からご説明いたします。

診療所7ページをお願いいたします。歳入1款、診察収入、1項、外来収入、1目の占冠診療所診療報酬収入、2目、トマム診療所

診療報酬収入、合わせまして本年度予算額が3412万円の計上で、前年対比20万円の減額です。

1款、2項、その他の診療収入、1目、占冠診療所諸検査収入、2目のトナム診療所諸検査収入、合わせまして本年度予算額が248万円の計上で、前年対比20万円の増額です。

診療所8ページです。2款、使用料及び手数料、1項、手数料におきましては、1目、占冠診療所手数料から2目、トナム診療所手数料、合わせまして前年同様7万円の計上です。

3款、道支出金、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金、前年同様350万円の計上です。

4款、1項、1目、一般会計繰入金は、前年同様4980万円の計上です。

診療所9ページです。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年同様2万円の計上です。

6款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入につきましては、前年同様1万円の計上です。

診療所10ページから歳出となります。1款、総務管理費、1項、施設管理費におきましては、1目、一般管理費から3目、トナム診療所管理費、合わせまして本年度予算額6283万円の計上で、前年対比193万7千円の増額内容です。

2款、1項、医業費におきましては、1目、占冠診療所医療用機械器具費から診療所14ページ上段の6目、トナム診療所医療品衛生材料費、合わせまして本年度予算額が2705万円の計上で、前年対比195万7千円の減額内容です。

3款、1項、1目、予備費におきましては、本年度予算額が12万円の計上で、前年対比2万円の増額でございます。

診療所15ページからが担当職員給与費の明

細書となります。以下、診療所2ページ、3ページ、歳入歳出予算の総額につきましては、第1表のとおりでありまして、総額を9千万円としようとするものです。

続きまして介護1ページをお願いいたします。議案第26号、平成28年度占冠村介護保険特別会計予算の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億890万円と定めるものでございます。以下、事項別明細書にて歳入からご説明申し上げます。

介護7ページをお願いいたします。1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、本年度予算額が1591万円の計上で、前年対比18万円の減額です。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、前年同様1千円の計上です。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金におきましては、本年度予算額が1410万円の計上で、前年対比20万円の増額です。

3款、2項、国庫補助金につきましては、1目、調整交付金から3目、事業費補助金まで、合わせまして本年度予算額が973万1千円の計上で、前年対比134万7千円の減額です。

介護8ページです。4款、1項、支払基金交付金では、1目、介護給付費交付金、2目、地域支援事業支援交付金、合わせまして本年度予算額が2586万2千円の計上で、前年対比111万6千円の増額です。

5款、道支出金、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金では、本年度予算額が1140万円の計上で、前年対比20万円の増額です。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金では、本年度予算額が77万円の計上

で、前年対比1千円の増額です。

6款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金につきましては前年同様1千円の計上です。

介護9ページです。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金では、1目の介護給付費繰入金から4目のその他一般会計繰入金まで、合わせてまして本年度予算額が2840万円の計上で、前年対比190万円の減額です。

7款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金では、前年同様160万円の計上です。

8款、1項、繰越金では、本年度予算額が97万8千円の計上で、前年対比8千円の増額です。

介護10ページです。9款、諸収入、1項、延滞金及び過料では、1目、第1号被保険者延滞金、2目、第1号被保険者過料、合わせてまして前年同様2千円の計上です。

9款、2項、1目、預金利子につきましては前年同様1千円の計上です。

9款、3項、サービス収入です。1目の介護給付費収入、2目の自己負担金収入、合わせてまして本年度予算額13万9千円の計上で、前年対比28万5千円の減額です。

介護11ページです。9款、4項、雑入では、1目、滞納処分費から4目の雑入まで合わせてまして、本年度予算額が5千円の計上で、前年対比1万3千円の減額です。

介護12ページからが歳出であります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきましては、本年度予算額が334万3千円の計上で、前年対比298万3千円の減額です。

1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費では、本年度予算額が12万4千円の計上で、前年対比5万7千円の増額です。

介護13ページ、1款、3項、介護認定審査

会費では、1目、介護認定審査会費、2目、認定調査等費、合わせまして本年度予算額が108万1千円の計上で、前年対比1万6千円の減額です。

介護14ページです。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、1目の居宅介護サービス等給付費から、5目の住宅改修費、合わせまして本年度予算額が8344万円の計上で、前年対比258万4千円の増額です。

2款、2項、高額介護サービス等費におきましては、本年度予算額が250万円の計上で、前年対比52万円の減額です。

介護15ページです。2款、3項、特定入所者介護サービス等費におきましては、本年度予算額が500万円の計上で、前年対比136万円の減額です。

2款、4項、その他諸費、1目、審査支払手数料におきましては、本年度予算額が6万円の計上で、前年対比4千円の減額です。

3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費におきましては、1目の介護予防事業費から、介護17ページ上段まで、2目の包括的支援事業費、合わせてまして本年度予算額が1320万2千円の計上で、前年対比4万2千円の増額です。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、第1号被保険者保険料還付金におきましては、前年同様2万円の計上です。

5款、1項、1目、予備費におきましては、前年同様13万円の計上です。

介護18ページからが職員給与費の明細調書となります。介護2ページ、3ページにお戻り願ひまして、歳入歳出予算の総額調書につきましてはそれぞれ1億890万円にしようとする内容でございます。

続きまして、後期1ページをお願いいたします。議案第27号、平成28年度占冠村後期高

齢者医療特別会計予算の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1620万円と定めるものでございます。以下、事項別明細書にて歳入からご説明いたします。

後期7ページをお願いいたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料、合わせて本年度予算額が837万1千円の計上で、前年対比20万円の減額です。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、前年同様1千円の計上です。

3款、繰入金、1項、一般会計繰入金で、1目、事務費繰入金から3目のその他一般会計繰入金、合わせて本年度予算額770万円の計上で、前年対比10万円の増額です。

後期8ページです。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年同様10万円の計上です。

5款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金につきましては、前年同様5千円の計上です。

5款、2項、1目、雑入は、前年同様2万3千円の計上です。

後期9ページからが歳出でございまして、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきましては、本年度予算額が210万円の計上で、前年対比20万円の減額です。

1款、2項、徴収費におきましては、前年同様2万円の計上です。

後期10ページです。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金です。本年度予算額が1400万円の計上で、前年対比10万円の増額です。

3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金では、1目、保険料還付金、2目の還付

加算金、合わせまして前年同様2万円の計上です。

4款、1項、1目、予備費につきましては、前年同様6万円の計上です。

後期12ページにお戻りいただきまして、歳入歳出予算の総額につきましては、第1表のとおりでありまして、総額が1620万円という内容でございます。

続きまして、歯科1ページをお願いいたします。議案第28号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の提案理由のご説明をいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2180万円と定めるものです。以下、事項別明細書にて歳入からご説明いたします。

歯科7ページをお願いいたします。1款、1項、診療収入、1目の国民健康保険診療報酬収入から6目のその他診療報酬収入、合わせて本年度予算額が1347万1千円の計上で、前年対比17万円の減額です。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料では、1目、事務手数料、2目のその他手数料、合わせて本年度予算額が1万9千円の計上で、前年対比1千円の減額です。

歯科8ページです。3款、1項、1目、繰入金につきましては、本年度予算額が760万円の計上で、前年対比120万円の減額です。

4款、1項、1目、繰越金につきましては前年同様50万円の計上です。

5款、1項、1目、雑入では、本年度予算額が21万円の計上で、前年対比12万9千円の減額です。

歯科9ページからが歳出となります。1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費におきましては、本年度予算額が1645万6千円の計上で、前年対比89万3千円の減額です。

歯科10ページです。2款、1項、1目、医

業費におきましては、本年度予算額が484万4千円の計上で、前年対比90万7千円の減額です。

3款、1項、1目、予備費につきましては、本年度予算額50万円の計上で、前年対比30万円の増額内容となっております。

歯科2ページ、3ページにお戻り願ひまして、歳入歳出予算の総額につきましては第1表とおりでありまして、それぞれ2180万円の内容となっております。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第24号及び議案第25号については、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 簡水の1ページをお願いいたします。議案第24号になります。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計予算。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7800万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月10日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細書の歳入から説明いたします。簡水の7ページをお願いいたします。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、給

水使用料で1949万7千円の計上で、前年度と比較しまして20万5千円の減額です。

1款、2項、手数料、1目の審査手数料、2目の登録手数料、合わせまして2千円の計上で前年度と同様の計上となっております。

2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金で本年度1130万円の計上で、前年度と比較しまして1108万5千円の減額となっております。

3款、1項、繰入金、1目の一般会計繰入金で5510万円の計上で、前年度と比較しまして1390万円の増額です。簡水8ページになります。同じく2目の占冠村簡易水道施設整備基金繰入金で500万円の計上で、前年度と比較しまして220万円の増額です。繰入金合計で6010万円の計上で、前年度と比較しまして1610万円の増となっております。

4款、1項、繰越金、1目、繰越金で本年度予算額50万円、前年度と比較しまして49万円の増であります。

5款、諸収入、1項、雑入、1目雑入で本年度予算額560万1千円の計上で、前年度と比較しまして6370万円の減額です。これについては、占冠ICへの配水管敷設工事が終わったことによりまして負担金が減額になったことによります。

6款、村債、1項、簡易水道債、1目、簡易水道債で本年度予算額8100万円の計上で、前年度と比較しまして1360万円の減額です。

簡水9ページからが歳出となります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費で980万7千円の計上で、前年度と比較しまして54万2千円の減額です。

2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費で、本年度予算額3867万4千円で、前年度と比較しまして1031万円の増額です。

簡水11ページになります。3款、1項、公

債費、1目、元金、2目、利子、合わせまして本年度予算額2717万9千円の計上で、前年度と比較しまして167万7千円の増額となっております。

4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新営改良費で1億224万円の計上で、前年度と比較しまして8344万5千円の減額となっております。

簡水の12ページになります。5款、1項、予備費、1目、予備費で前年度同様の10万円を計上しております。

簡水13ページから19ページが職員給与明細となっております。簡水の21ページには、地方債の状況を記載しております。簡水2ページ、3ページにお戻りください。ただいま説明した内容によりまして、第1表歳入歳出予算については、歳入歳出それぞれ1億7800万円とするものであります。簡水4ページには、第2表地方債を記載しております。

続きまして、下水道1ページをお願いいたします。議案第25号になります。平成28年度占冠村公共下水道事業特別会計予算。平成28年度占冠村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9960万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各

項の間の流用。平成28年3月10日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細の歳入から説明いたします。下水道7ページをお願いいたします。1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、浄化槽事業では、本年度予算計上がありませんので、前年度と比較しまして3万円の減額です。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合わせまして1409万6千円の計上で、前年度と比較しまして5万円の増額です。

2款、2項、手数料、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合わせまして2千円の計上で、前年度と同様となっております。

下水道8ページになります。3款、1項、国庫補助金、1目、下水道事業国庫補助金については、本年度予算計上がありませんので、前年度と比較しまして220万円の減額です。

4款、1項、繰入金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合わせまして7千万円の計上で、前年度と比較しまして190万円の減額です。

5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合わせまして20万円の計上で、前年度と比較しまして18万円の増額です。

下水道9ページになります。6款、諸収入、1項、雑入、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合わせまして2千円の計上で、前年度と同様となっております。

7款、1項、村債、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合わせまして1530万円の計上で、前年度と比較しまして930万円の減額です。

下水道の10ページからが歳出となります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、下水道費、2目、浄化槽費合わせまして、本年度予算額1041万7千円の計上で、前年度と比較しまして67万4千円の増となっております。

2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費、下水道12ページの2目、浄化槽費合わせまして3364万7千円の計上で、前年度と比較しまして206万6千円の増額となっております。

3款、施設費、1項、施設建設費、1目、下水道費、2目、浄化槽費、合わせまして本年度予算計上がありません。前年度と比較しまして1594万2千円の減額です。

4款、公債費、1項、下水道公債費、1目、元金、下水道13ページの2目、利子、合わせまして5088万8千円の計上で、前年度と比較しまして64万円の増額となっております。

4款、公債費、2項、浄化槽公債費、1目、元金、2目、利子、合わせまして444万8千円の計上で、前年度と比較しまして63万8千円の減額となっております。

下水道14ページになります。5款、1項、予備費、1目、予備費、本年度予算額は20万円で前年度と同額の計上となっております。

下水道の15ページから下水道の22ページが給与費明細書となっております。下水道23ページが地方債の状況となっております。下水道の2ページ、3ページにお戻りください。説明しました内容によりまして、第1表歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ9960万円とするものであります。下水道4ページが第2表地方債の内容となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第21号、平成28年度占冠村一般会計予算の件から、議案第28号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長を除く7人の議員で構成する

予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第28号までの件については、議長を除く7人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

暫時、休憩いたします。休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時43分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に木村一俊君、副委員長に大谷元江君が互選された旨の報告がありました。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 5月12日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 佐野 一紀

占冠村議会議員 工藤 國忠

平成28年第1回占冠村議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月14日（月曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第 1		平成 28 年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 2	議案第 1 号	占冠村過疎地域自立促進市町村計画を策定することについて
日程第 3	議案第 2 号	占冠村情報公開・個人情報保護審査会設置条例を制定することについて
日程第 4	議案第 3 号	占冠村むらびと条例を制定することについて
日程第 5	議案第 4 号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の全部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 5 号	占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 6 号	占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 7 号	占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 9 号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 10 号	占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 11 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 12 号	占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 14	議案第 13 号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 15	議案第 14 号	占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 16	議案第 15 号	占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

○出席議員（8人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	2番	木村一俊君		3番	大谷元江君
	4番	長谷川耿聰君		5番	山本敬介君
	6番	五十嵐正雄君		7番	佐野一紀君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	小林潤	総務課長	田中正治
企画商工課長	松永英敬	保健福祉課長	小尾雅彦
福祉施設推進室長	中田芳治	産業建設課長	岩谷健悟
トマム支所長	多田淳史	総務担当主幹	蠣崎純一
職員厚生担当主幹	細川明美	財務担当係長	野原大樹
税務担当主幹	佐久間敦	税務担当係長	杉岡裕二
企画担当係長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
広報担当主幹	森田梅代	戸籍担当主幹	石坂勝美
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
保健予防担当主幹	松永真里	介護担当主幹	木村恭美
農業担当主幹	阿部貴裕	土木下水道担当主幹	岡崎至可
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
水道担当主幹	小林昌弘	環境衛生担当主幹	平岡卓
林業振興室主幹	鈴木智宏		

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	伊藤俊幸
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当係長	竹内清孝

（農業委員会）

会長	安田堅吾	事務局長	岩谷健悟
----	------	------	------

（選挙管理委員会）

書記長	田中正治
-----	------

（監査委員）

監査委員	鷺尾心英	監査委員	山本敬介
事務局長	尾関昌敏		

○出席事務局職員

事務局 長 尾 関 昌 敏 主

任 八 木 香 織

開会 午前10時

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○議長（相川繁治君） これから、村長、教育長の執行方針に対する質疑を行います。

質疑ですので、議題となっている村長、教育長の執行方針の説明に対し行うものであり、議題以外にわたり自己の意見を述べることはできませんので、注意して質疑されますよう、なお、質疑、答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。

はじめに村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長のお許しが出ましたので質問させていただきます。

村長の執行方針にあたりましての質問ですが、1、明日の村づくりに際しまして、(3)移住・定住に関してでございます。5ページです。(3)移住・定住に際しての移住・ちょっと暮らしのPRを推進し、移住・定住、交流人口の拡大を促進してまいりますとありますが、これに際しましては住まわれる住居が必要だと思っておりますが、そのへんに際しましては準備をされてからのPR促進でしょうか。お伺いいたします。

次に、2、活気ある産業をめざして(3)商工・観光の11ページ、④湯の沢温泉に関して

ですが、施設の老朽化対策に際して雨漏り箇所の改修のため、今年度も一部張り替えを実施しますということです。老朽化ということですので、ボイラー等の配管交換などの考えはございますでしょうか。

続きまして、5、安全で安心な暮らし、17ページ、(2)児童福祉に関しましてです。子ども・子育て支援事業ですが、医療・療育促進、私の質問がちょっとあれかもしれませんが、母親の支援策、子育て支援だけではなく、母親の支援策とかは含められておりますでしょうか。この点をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、5ページの移住・定住の関係で、住宅を用意して施策を行うのかというご質問であったかと思っております。現在、移住・定住、ちょっと暮らしにつきましては、駅前の楓を使ってちょっと暮らし、それから体験的なものを行っております。

今の段階では今までの住宅を確保してしまして、駅前の楓とそれからトマムのヴィレッジも一部使わせていただいておりますので、そういったものを使って今年度は取り進めてまいりたいと思っております。

それから11ページの湯の沢温泉のボイラーの関係でございますけども、ボイラーの配管です。その都度整備してございまして、今のところボイラーの配管は予定してございません。

それから18ページの児童福祉の関係で、母親への支援策ということでございますが、もちろんお子さんを育てていくには母親の教育も必要でございまして、いろいろな教室等でその母親の支援を行ってまいりたいと思っておりますし、保健福祉センター、旧デイサービスがありますけど、そういった場所も活用しながら

ら母親への支援は引き続き行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。大谷議員、まだ質疑があれば手を挙げてください。3回までよろしいので。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 1番目に質問しました移住・定住ですが、楓とトマムのヴィレッジを使用してということですが、楓はワンルームですよ、使用されるのは。ご夫婦等が入られる場合はかなり狭いと聞いておりますが、そのへんを考慮して楓になっているのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 受付の段階で部屋の広さ、それから部屋に備えてある備品等の説明はしてございます。ただ、ご指摘のとおりワンルームでございますので、狭いということは承知しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 同じくですが、公営住宅に対しての入居条件の緩和で、料金設定の改定とかは考えてございますでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今のご質問でございますけど、村で行っている移住・定住、ちょっと暮らしの件で村営住宅のご質問がございました。村営住宅の入居はその方の所得等がございまして、そういったことで入居の料金が決められております。また村営住宅とは別に、村で行っているから同じですけど、村有住宅というのがございまして、それらについては開放できるものについては開放してまいりたいとは考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただきましたので、何点かについて質問をさせていただきます。

7ページの①の酪農・畜産の前段の方は一般質問で質問したので割愛させていただきますが、中段から下段の畜産クラスター事業、この事業については僕の理解では生産コストの低減を図り、高付加価値を高める新規事業の創出ということで理解をしていますが、そのような理解でよろしいかどうか。

それに続きまして、J A及び農業改良普及センター等で畜産クラスター計画の策定作業が現在進められておるということで、関係機関と連携して本村の酪農・畜産体質の強化に努めるとありますが、その点について1点目お伺いいたします。

2点目については、エゾシカ対策であります。10ページの⑤、前段の方に平成23年度に策定した占冠村エゾシカ対策基本構想を踏まえ、各種取組を実施してきたという中で、今年度はより先進的なエゾシカ対策の取組みを行っていくと書いてありますが、より先進的なエゾシカ対策についてお伺いいたします。

続きまして、16ページの(4) 環境衛生であります。皆さんもご存じのように、トマムの一般廃棄物最終処分場は平成35年度を限度として満杯になるという中で、執行方針の中にごみ減量化対策推進委員会等を開催して、今後のごみ処理方針を検討していくとなっておりますが、この中身について、埋め立てなのか焼却なのか。建設コストについてはどうなのか。またランニングコストについてはどうなのか、ということの二点を含めて。

そして浄水施設の関係、用地の関係も出てくると思いますが、当然離れて行けば浄水場、今現在使用している浄水場との関係がどうなるのかということをお伺いいたします。

もう一点、20ページの(5) 防災対策であります。20ページの下段に発電機の燃料貯蔵やトイレなどを整備する課題もあり、より充実した環境整備を進めてまいりますと書かれております。この燃料貯蔵施設は良いですが、トイレ等について、要するに身障者、また体が不自由な方が利用される、そういうトイレを想定してやっているのか。また、仮設のプレハブみたいなものなのか、きちんとしたものを建てるのか、お伺いします。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。まず1点目の畜産クラスター事業でございますけど、委員ご発言のとおり、コスト低減を図るためのものがございます。施設整備と機械導入の予定しております。この畜産クラスター計画を作る際には、もちろん普及センター等の行政指導も必要でございますし、資金計画等もございますので農協のご指導も仰ぎながら作ってまいりたいと考えております。

それから、ちょっと先に16ページの関係をお答えさせていただきます。ゴミ処理方法等でございますが、この減量化対策推進委員会の中でコストですとか、設置場所、方法等、この中で検討して結論を出したいと考えております。

それから20ページの防災の関係でございます。トイレに関しましては当面は簡易の方法でトイレを確保してまいりたいと思っております。

それから10ページに戻ります。エゾシカ対策の中でより先進的なエゾシカ対策の内容でございますけど、今までいろいろなモニタリング調査をやっておりまして、そこで得た課題、昼夜の出没状況等々ございますので、そういった課題の中から有害駆除と処理方法、

それを組み合わせて効率的な捕獲を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 四点について村長の方から答弁をいただきましたが、畜産のクラスター事業の関係で、本年度は施設の整備、また機械の導入ということでおっしゃられましたが、これから検討するという事ですか。もう機械の導入はどのような機械、施設についてはこのような施設を作るとか、改修するとか、いろいろあると思うのですが、そのへんが決まっているのかどうかと、トイレについてでございますが、仮設のトイレということでありましたが、仮設は仮設でもよろしいのですが、身体の不自由な方に対しての手すりとか様々な装具がいるのかと思っております。その方々への対応がきちんとできる仮設のトイレなのか、この二点について再質問いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） クラスター事業でございますが、占冠は今、機械の導入を計画しております。そういった要望の内容です。

それから簡易トイレでございますが、障がいのある方に配慮したトイレということで、そこは十分配慮してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは村政執行方針につきまして、何点か質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、1ページの村有リゾート施設の関係で、これにつきましては先般、私も一般質問でいろいろとお伺いしたところでありますが、再度ここに村政執行方針がなされておりますので、若干疑問点だ

け質問させていただきたいと思います。

まず、村有リゾート施設は本村と株式会社星野リゾート・トマムの間で、同社からのお願いを受けてとあります。見解の相違かどうかわからないのですが、こういった公文書的なものの中に「同社からお願いを受けて」ということのこの字句が、文言が、どうもしっくりこないように考えられます。

私が考えていることは、行政がこのような恣意的な表現を使えば行政行為の公正・厳正さが疑われるような気がしますので、公文書としては残すべきでないような字句でないかと考えております。村長の見解をお伺いいたします。

次に2点目、下から4行目にこのことにより今後も任意の協議を継続することが困難となりましたのでとあります。任意の協議を継続することが困難ってというのは、どういったような困難性があるのか。この二点について、まず1ページについてお伺いいたします。

次に8ページと9ページでございますが、この中でお伺いしたいのは私有林の育成支援という関係でございます。林業の関係でございます。林業の効用というのは、これは計り知れないものがあります。それで、今年も林業のむら再生を目指して地方創生交付金を活用しということがございます。

林業に関してですが、村有林の管理・経営からエゾシカ対策までの五点、細かく書かれているわけですが、特に質問したいことは私有林、これは民有林ですから、民有林の育成ですか。これについては山づくりには自己負担がかかるので、どうしても林業離れ、森林離れがするのが現状で、ほとんどの山が放置状態であると言っても過言じゃないと思います。ここに書いてありますように造林制度の補助制度を引き続き実施したいとあ

りますが、ヘクタール当たりどうしても受益者は7～8万円の自己負担をしなきゃならないと、こういう関係で放置林がたくさんあるのか。

もう一つは、所有者が不在でそのために山が荒れていると、そういうようなことでございますので、村でもって補助制度の引き上げをどの程度、引き続き実施したいということですが、どの程度の助成金を出すのか、これについてお伺いしたいと思います。

それから次にとびまして、21ページ、6、行財政のすすめでございます。これは今年の村長の目玉ともいえる占冠創生事業です。これにつきましては5ページの主な施策の地方創生ということにありまして、ここでは今年も目標といたしましては、①地方における安定した雇用を創出する、②地方への新しい人の流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育て、④時代にあった地域づくり、これは占冠の総合戦略でございます。

これを実施するために、ここに村政の執行がなされているわけですが、そのためにこれらの施策を実行し、先頭に立っている役場組織・職員の役割は大きく、職員の研修機会の拡大を図り、政策能力の向上に努め、より信頼される役場機構の構築を図ると、こうなっております。

私は、これは非常に今年の村政執行の目玉というべき大きな問題でありますので、この四点を実際に実行していくには、いまの担当関係ではできないと思うので、専門的にこの4人の専門員をおいてはどうかと。この機構改革という問題がありますので、4人の専門員をおいて徹底してやらせてはどうかとこのように考えております。

役場機構の問題ですが、なんぼ研修をやっても、やはりその性に合うような人間

がそこに着かなければ、空回りすることがございますので、ぜひこの4つの事業を実行するために役場の30、40の若いエキスパートがたくさんいらっしゃいますので、その中から選抜して事業の推進を図ってはいかがかと考えておりますので、お答え願いたいと思います。

次に22ページ、これは会計制度でございます。新公会計制度による財政書類の公表ということがあって、平成29年から複式簿記を採用するということでもあります。これは実に重要なことでございます、現金主義から複式ということは会計システムの大幅な変更になるわけでございますが、村の財産全てをこの複式に入れるか。例えば山林原野、立木とどういうふうに複式に計算されるか。これらについて複式簿記ですから、そのへんの考え方をお伺いしたいと思います。

それから次に24ページ、トマムの給油所の問題でございますが、改修したあかつきにはどなたに運営管理を任せるのか、これについてお伺いいたします。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のリゾートの関係でございますが、文章中、同社からのお願いを受けて云々というのは公文書で残すべきじゃないというご指摘だったかと思えます。

このくだりにつきましては、村と株式会社星野リゾート・トマムが交わしている合意書が前提でございます、合意書では買取りの時期を概ねという形で決めておりますけど、それに対する買取延期の願いという文章が来ておりますので、こういう表現にさせていただきました。

それからリゾートの後段の、任意の協議の

継続が困難、この困難の意味でございますが、一つは、株が売却される前の星野リゾート・トマムと誠心誠意交渉を続けておりまして、先が少し見えてきた段階で中国の資本に株式が全部売却されたということになりまして、もうその時点で、信頼関係といえますか、いままで築き上げてきたものが崩れてしまったということです。

これから新しいオーナーとの協議になるわけですけど、この段階では具体的な話もございませんし、星野リゾートの専務が来て説明されておりましたけど、果たしてどれだけの責任を持って話されていたのか、そういうことも不透明でございましたので、調停を申し立てたという経過でございます。

それから、9ページの私有林の育成でございます。これは国、村の補助制度、村は上置きをしております、補助率に関しましては68%になっております。具体的な自己負担の割合でございますが、人工造林で自己負担は約6%、それから間伐・除伐・下刈等は16%の自己負担率になります。

それから24ページ、トマム給油所でございますが、運営母体につきましては、できればトマム地域内で組織され、または継続して運営可能と判断される団体を想定しております、今はまだ具体的なものはございません。管理は指定管理を想定しています。

それから22ページの公会計でございます。新しい公会計制度でございますが、平成29年度より財政書類を公開するために準備を進めております。公表される村有財産は全て反映されることとなっております。

それから21ページの関わりでございますけど、地方創生絡みで4本の大きな目標を村で立てておりまして、この4つの目標に沿って専門員をおいてはというご質問の内容だった

かと思っております。地方創生では人口ビジョンから始まって、かなり高い目標を立てておりまして、この目標を達成するにはかなりハードルは高いと認識しております。

それで今の現有戦力でも人手不足のところもありまして、どういう形で進めていくかはこれから検討していかなければならない事項でもございますし、新年度で新たに林業振興室の室長が、今は辞めて空席になっておりますけど、そこに新しい人を配置しますし、いま北海道へ新しい人材を派遣していただくために要請しております、こちらの方は内諾を受けている段階でございます。

そういった人の手立てをしながら役場の人材を育成して事業に当たっていきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 民有林の山づくりの問題ですけど、国が68%、それから村と道でもって26%、94%、造林について大体ヘクタールあたり120万円、それであとの6%を引くと7～8万円が自己負担というのが定例でございます。

民有林の場合はすぐお金にならないというようなこともあって、なかなか所有者がこうした負担をしながら山を作るということは、非常に難しいことであって、それで放置林がたくさんあるということです。おそらく占冠の民有地も大半がそうした山でないかと思えます。

そこで私、あとの4%でございますが、やはり木質バイオの問題も絡み、それから昨今の新聞その他によりますと、江別市ですか、バイオマスで発電所が本格稼働という問題も出てきました。これから木質バイオの木の原木が非常にたくさん利用されるということでございまして、村有林が2000ヘクタール、民

有林が3000ヘクタール、この合わせて5000ヘクタールの山を有効に活用することによって、村が進めているバイオマス推進事業に大きく役立つという観点からも民有地の植林助成制度100分の100、100%助成をしてやれないかと思えます、この地方創生にちなんで。こういうことを私は提案したいと思っておりますので、そのへん村長の勇断をひとつ伺いたいこのように考えております。

それからもう一点、この地方創生、占冠創生、これは非常に重要なことございまして、これはぜひ実現して実行に移さなきゃならないと思えます。確かに職員体制においては、仕事が複雑な中で、厳しさを増しているのが実状でございます。ただ厳しさを増しているのは実状でございますが、仕事の分野がひとつの仕事でも、これは保健福祉課、これは企画課、これは産業課と、こういうふうのひとつの仕事にして、それぞれ分担がなされるから、仕事がスムーズに進んでいかない面があります。ひとつのキャップを作って、そこから仕事を発信することによってかなり能率が違うと思えます。

そこで私は4人のエキスパートをおいてはいかがかと提案します。林業振興室のように占冠創生担当、例えば、5ページに書いてありますように、占冠村まち・ひと・しごと創生担当何とか室とかっていうやつを作って、そこに4人を配置してやってはいかがかと。私はこれを望んでいるわけです。村長の勇断をもって決断を出していただきたいと思っております。

それから複式簿記の関係でございますが、村有財産は全て複式というように伺いましたが、これは山林原野も含めて全部複式にするのか、もう一度伺いたいと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。

まず、私有林の補助率100%といたしますか、国・村で全て負担したらいいのではないかと、というご提案でございます。先の森林組合の懇談会の中でも、そういう意見は出されておりました。それもひとつの方法かもしれませんが、やはり山づくりに魅力を感じるような施策も必要でないかと考えています。

あの懇談会、私も出席させていただいたわけですが、現況の報告と占冠での材はどういうところに流れている、そういった森林組合の事業体としての紹介でありましたけども、もっと具体的な提案が森林組合の方からなされれば、もう少し山林経営に対して意欲も湧くのではないかと考えました。

また、占冠村は不在地主が多いという指摘もそのときにございまして、できれば放置されないような山、売りたいという方もいるという話もございましたので、そういった内容を森林組合に聞きながら山づくりを進めていきたいと考えております。

次に公会計についてでございますけど、村が持っている山林原野、建物、全部が対象になります。

それから地方創生に関わって、それ専門の人を配置したらどうかというご質問でございますけど、確かに役場の仕事というのは縦割りの仕事でございまして、現在それを補完するためにエネルギーに関しましても、そのプロジェクトチームを作って横の連携を取っております。当面そういう形で仕事を進めてまいりたいと思っております。

また、進める上で障害とか疲弊があるようでしたら、その時点でまた考えていきたいとも考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 一点だけ、行財政のすすめの中で、実は私、前に非常に役場の事務所の中が混雑して、これは仕事のがのびのびとできる環境でないというふうな提案をしたことがあります。そのときにちょうどサービスセンターが社会福祉協議会、そこが空くものですから、そこへ事務所を移すから、役場の事務所は非常に広くなるという答弁を受けた記憶がございます。

私はやはり職員がいかなる研修を受けても、のびのびと自由な発想をもって仕事をするには、ある程度の環境整備というのは必要だと思います。

私、めったに表玄関から事務所へ入ってきませんが、たまに表玄関から入ってくるとどうも息詰まるような感じがする。人が多いのではなくて、事務所が狭いと。特に企画においてはどこに誰がいるのか分からないくらい人多すぎるというようなふうに受け止めております。これは私一人が言うのではないです。いろいろな村民の方も言われております。できれば、構造上問題なければどうですか、役場の2階をひとつ上げて、もうちょっと広い事務所を作って、のびのびと仕事をさせてはかがかかと提案します。

社会福祉協議会の施設については、別な用途に使うようなことになっておりますので、もうそこは望めないと思いますので、そのへん、村長の考え方をお伺いします。

もう一点、林業に関して不在地主がかなり多くなっております。これについて森林組合としても調べているようでございますが、2000ヘクタールに合わせて、村有林を増やす意味において、買収してはかがかなということを考えていますので、この二点において再度ご質問いたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） まず1点目は、事務所
の配置でございますが、保健福祉課の機能
を移すということを具体的に検討しましたけ
ど、窓口業務はやはり本庁舎においておかな
ければならないということがありまして、利
用者に二重負担をかける可能性があるという
ことで断念した経過がございます。

それからご指摘のように、現在地域おこし
協力隊を増員いたしましたし、そのほか嘱託
として働いていただいている職員もおりまし
て、事務所は手狭になっております。特にご
指摘のとおり、企画商工課のところは職員の
他にもそういった方々が席を置いておりまし
て、そこは新年度に向けて何とかしなければ
ならないと考えております。

ただこの庁舎の耐震化ということもありま
して、全体的な見直しというのは、そういつ
た大きな事業を考えるとときに合わせて考え
てまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 失礼しました。民有
林の関係でございますが、ここは森林組合と
連携を取りながら、買えるところは村で買う
ように進めていきたいと思っております。以
上です。

○議長（相川繁治君） ここで午前11時05分
まで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会
議を開きます。村長の執行方針について質疑
を行います。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは村政執行方
針についていくつか質問させていただきます。

まず2ページですが、広域連合について、
平成21年の4月から始まった広域連合ですけ

ど、当初の目的である効率化・負担軽減、こ
れがどのくらい進んだのでしょうか。昨年度
から広域連合の議会に出させていただいて、
監査もさせていただいて、見させていただい
ていますけども、特に学校給食部門、消防部
門がなかなか統一化ですとか、共有化が進ん
でいないという現状にあると思います。これ
は広域連合の議会の方でも話し合われること
であると思いますが、まずは広域連合の副連
合長である村長の方から、今後の方向性を含
め考え方、進め方をお伺いしたいと思います。

続きまして5ページです。地方創生のプラ
ンです。資料的価値発言に係る木工業6次化、
6次産業化機能構築等準備事業、およびトマ
ムグローカル化子育て世代移住促進プロジェ
クトということで、この2つが今、国に提出
されているということです。一般質問の中
でも少しお伺いしましたけれども、住民、住
民グループとの共同が不可欠でありこの事業
の肝になってくると思います。どのような形
でこれを進められるのか村長にお伺います。

同じく5ページですが、ミナ・トマムの予
算が計上されておりますけども、これも先ほ
どの地方創生プランと同じく住民活動の支援
はよろしいですけども、具体的な施策がセッ
トでなければなかなか進んでいかないとい
うふうに思います。前に村長も答弁して必要
性をおっしゃっているコンビニですとか新し
い住宅建設ですね、これはトマムに関して
ですが、こういったものと先ほどの地方創生
プランもしくはミナ・トマムの中心とした
住民活動これがセットになってはじめて具
体的な施策になっていくというふうに思う
のですけれども、その部分をお聞きしたい
と思います。

6ページから7ページにかけて、T P P環
太平洋連携協定交渉についてです。協定発
効後の影響は計り知れないものがあるとい
うふ

うな一文がありますけれども、これも以前確か木村議員のほうから具体的な対策をとってお話がありました。まだ見えないときは計り知れないでよかったのですが、具体的に随分項目等も出てきております。これをぜひ、具体的な形で影響を予測して備えていただきたい。これは農業分野だけではないと思いますので、そういったことを計り知れないという言葉で流さないようにということでそのあたりをお聞きしたいと思います。

続きまして商工観光の部分、11ページの道の駅のところですが、アンテナショップが基幹産業の振興に貢献しており、継続してまいりますというふうにあります。現状その道の駅のアンテナショップは民間企業の運営になっています。これは当初観光協会ですべてやっていた、これは行政のフォローの範囲の中でやっていたという理解だったのですが、観光協会から外れて一民間企業にやっていただいているという状況だと思います。

これはその企業も大変な中で人を設置して自社の製品のみならず他の製品、例えば村内の野菜、これは農業分野にも影響出ることですけれども、そういった直売もしていただいているということです。執行方針の中にこうしたアンテナショップということで書かれるのであれば具体的に行政がどういったフォローをしていくのかといったことをお伺いしたいと思います。

続きましてその後、11ページの物産館の部分ですけれども、現在あの1階部分、利用される方ということで募集をされていると思います。この募集については何か行政がこういった方向性で入ってもらおうというような施策意図みたいなものがない中で募集をされているというふうに思います。やはり例えば、先日行われたリサイクルマーケット、ちょっと私

行けなかったのですけれども、以前の議会の中でも提案させていただいています、ゴミの減量化をするには常にリサイクルをしていく。不要物を誰かに使ってもらってというようにくるくるマーケットっていうのが四国の上勝町ですけれども、そういった具体的な施策をあの物産館の中でやっていってはどうだろうか。

もしくは、村の中で起業しやすいように小さいオフィスをたくさん作って、そこにインフラ整備をしていろんな企業が簡単に事務所を開けるような、そこでまたコミュニケーションできるようなスペースにしていったらどうだろうという提案をさせていただいております。

そういったことを検討いただいて、ぜひ何か施策方針のあるその空き店舗の活用っていうのを考えていただきたい。というのはあそこに空いているからだれか入りませんかという感じで入りました。それが村の施策と全然関係ない施策、とりあえず入って埋まったのはいいですけど、それがずっと続いている間は村としてそのコントロールできないということになっていくというふうに思います。これは今の道の駅でも私言えることだなというふうに思っていて、最初とりあえず空いているのでなんとか入れたらいいということで入れて、その後なかなかコントロールが難しくなっているということがあると思います。物産館の今後の方向性についてお伺いします。

16ページ、北海道総合研究機構との研究協力について、地域産業特性のエネルギー分散型利用モデルの利用構築を目指して連携していくということですが、ちょっと村民に分かり辛いエネルギーの分散型利用モデルの構築という言葉について説明をお願いします。

続きまして、17ページと18ページにかけて、

児童福祉の部分です。児童福祉の部分はずね、まち・ひと・しごと創生総合戦略の3番目、若い世代の結婚、出産、子育てというふうにあります。これは村の中の非常に重要な施策の位置を占めていると思うのですが、もちよつと親身がないっていうか、力が入っているようには思えない書き方であります。

例えば、森のようちえんっていうのが今全道的に行われていて、お隣の南富良野でも取組まれています。環境特性を生かして保育所、幼稚園の中で、そういった活動をしていこう。もしくは木育というのも林業分野と絡めてやることは十分に可能ではないかなと、こういったことが具体的な施策としてこの児童福祉の部分に入ってこなければならぬと思うのですが、そのあたりのことをお伺いしたいと思います。

またこれについては他に保育部門の件ですが、これはまた一般質問等でもお話を研究してこちらも研究して議論していきたいというふうに思っていますが、議会で視察に行った早来は、保育部門は教育委員会で担っています。今、家庭教育までは教育委員会でやっています。小学校入ったら教育委員会でやっています。この保育所部門だけが保健衛生でやっている、これは非常にここで分断されてよくないのではないかなというふうに思います。

早来で教育長からすらすら保育所の説明をしていただいたときに、非常にこれはいいことだなというふうに思いました。早来もそこを転換するのは非常に苦労したと言っていたのですが、こういったことをやっていかない限り、なかなかそこを繋げて子どもの児童の部分、福祉を施策に反映させていけないのではないかなというふうに思います。これは今、即答ということではなくてけっこうですけれ

ども、そのことについて所感をいただけたらなというふうに思っております。

最後に、結びの27ページですね。最後の結びの部分に、課題が多い年ではありますが村議会議員の皆様並びに、村民の皆様のご理解とあります。これも昔からこの定型できているのだというふうに思いますが、私ちょっと違和感ありまして、自治基本条例もできて村民が自治をやっていくという意識を変えてってもらおうと今進んできています。端的に言うと、村議会議員の皆様っていう言葉はいらぬのではないのかなと。課題が多い年ではありますが村民の皆様のご理解と、ご協力をお願いしますと。もちろん村民の皆さんの代表として私たちはここに立っていますのでそれは十分この言葉の中に含まれるのではないかなというふうに思っております。以上お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思っております。まず2ページの広域連合の関係でございますが、発足の目的が、お話にありました事務事業の効率化、それから財政負担の軽減とそういうことで始まっておりました。

確かに、事業の中では学校給食のようにメニューの統一化ということが大前提にありますけど、まだなされていないところもございます。ただ、串内牧場、それからゴミ処理、それらについては単独でやるとかなりの経費がかかりますので、具体的にどれだけの効果があるのかっていうのは検証しておりませんが、かなりの財政負担の軽減になっているかと思っております。それから、消防につきましては地まかない方式ということで進めておまして、これも広域による例えば、救急、特に

占冠は高速道路を抱えておりますので富良野、それから上富良野そういったところから応援要請していることもございます。そういったことで、今後とも広域連合は今までどおり進めてまいりたいとそのように思っております。

それから地方創生でございますが、議員ご指摘のとおり村だけでこの事業を進めるわけにはいかないと思っております。それから事業を組み立てる時に、基本は住民に示して意見をいただいて一つのものを作っていく。それが基本的な過程でございますが、地方創生のこの件に関しましては、国から示されて時間がないということもありまして、行政主導でとりあえず計画は作らせていただきました。ただ根底には総合計画ですとか、住民の意見といったものを取り入れながら計画を作っております。今後具体的な取組みにはこの内容について住民の方々に周知してご理解をいただきながら、進めなければ効果はあがらないと思っております。ですからそのようには進めたいと思っております。

ちょっと飛びますけど16ページのエネルギーの分散型利用モデルの件でございますが、これは北海道道立総合研究機構との共同研究、共同で進めている事業でございます。村ほか、富良野沿線5市町村で取組んでいるものがございます。内容的には再生可能エネルギーなど広く地域に分散するエネルギー資源を理活用することにより地域の振興、活性化をエネルギー自給率の向上を目的とした取組みでございます。5年間というスパンはありますが、こういった地域のエネルギー活用ができるかということの提言を期待しているところでもあります。

それから7ページのTPPの関係でございますが、本村に限りましては酪農、それから肉牛、農業に関してはその2つがありますけ

ど、特に酪農につきましては、北海道は加工乳の生産地でございます。それらが輸入品目に入っておりますので、そういったことが酪農経営にも懸念されるということでございまして、それに対応していくにはやはり経営基盤の安定そういったものが酪農、肉牛に関して必要であるとそのための対策を進めてまいりたいと思っております。

道の駅のアンテナショップでございますが、今は民間の方が行っております。行政のフォローということでございますが、全体に関わるのではなくイベントごと、それから何か行事がありましたらそういうところで連携して取組んでまいりたいとそのように思っております。

それから、物産館の入店者でございますが、あの建物をどういうふうにして使っていくかということで内部でも検討いたしました。ただ、具体的な使途、まあ上には食堂ございますし、下はおみやげ店だけじゃ生活なりたない。じゃあ貸事務所にしたらどうかとそういう議論もありまして、ちょっと焦点が絞られてなかったということはございます。ただ議員懸念されますように、どういう職種でもいいってことは考えておりません。ただ応募があったときにそのへんはきちんと整理して進めていきたいとそのように思っております。

それから児童福祉でございますが、ここには一般的なことを記載させていただきました。具体的なものを示した方がよろしいのでないかということでございましたけど、今、林業振興室の方でも考えてございまして、村の他の部署と連携できる事業が具体的に見つかりましたらそういったものは取組んでいく所存でございます。

それから教育行政と一般行政、重複すると

ころはかなりあります。そういったところを解消することもあってと思いますが、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律、一部改正がありまして教育委員会とは今まで以上に連携を取っていきたいと思っておりますし、保育所を教育委員会の所管にしてはというお話もありましたけど、今のところは考えておりません。ただ連携するところは教育委員会のもっているその教育的な作用等ございますので、ぜひ協力をいただきながら進めていきたいとそうように考えております。

それから最後の結びのところで、議会議員という部分がいないのではないかというお話がございましたけど、議決機関、それから行政のお目付け役ということもありまして、毎年入れているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ミナ・トマムに絡むところで住民活動の支援はいいですけども、やっぱりそれと併せてコンビニだとか住宅建設といったことも一緒にやっていかないと具体的な施策に発展していかないのではないかと、あたりの質問の答えがなかったのと、TPPの関係ですが、とりあえず酪農、肉牛の基盤・安定ということはもちろんだと思いますが、これはやっぱり、言ってみれば黒船が来て大きく構造改革を迫られると、それが後手に回ってはいけないということですので、少ししっかり研究していただいて、今からどういう施策、例えば牛乳が安くなって使われなくなる。それであれば、自分のところで付加価値をつけていく。そういった施策が必要なのか、そういったことをぜひ研究してもらいたいと思います。このところもう一度伺います。

あとアンテナショップですが、イベントご

とってというのは、観光協会とのあくまでも連携であって、そこを運営していただいている民間企業ではないですね。施策に載っているわけですから、アンテナショップを行政としてやっていると、ということはやっぱりこれがどんなものなのかっていうのはもちろん民間企業さんと相談していただければと思いますけれども、行政側としてどういうことをすればよりアンテナショップとして効果が出ていくのか、どういったところでその民間企業が困っているのか、そういったことも含めてぜひ検討・相談をしていただきたいと思います。ここをもう一度伺いたいと思います。

あと、先ほど早来町と言いましたが、今、安平町になっています。安平町の教育委員会のお話でした。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） まずミナ・トマムの件でございます。平成28年度に予算計上しておりますけど、管理・運営のための予算ということで特にこれといったものは今のところみておりません。

アンテナショップにつきましては、民間の事業者ということで、どういうことを考えているのか含めてお話を聞いてまいりたいと思います。

それから、TPPはという質問でしたっけ。

○5番（山本敬介君） 具体的な施策、例えば牛乳の価格が下がったときに、付加価値をつけるような地域内で施策だとかの考えを。

○村長（中村 博君） TPPの関係でございますが、一つはマスコミでも言われております農業の6次産業化というお話もでございます。ただ実際、農業経営を行いながらサービス業もやるということはかなりの労力も必要でございますので、そこは可能かどうかそう

いうことも含めて考えたいと思いますが、酪農・畜産においてはなかなか6次産業化に取り組むづらい工種であるとも考えます。これが畑作でしたらまた様相は変わろうかと思いますが、いずれにしても今の農家が、TPPが実行される段階でできる限り自立できるようなそういった施策をこれからも進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 具体的にお答えいただけていないところがあるので再度。ミナ・トマムは住民活動の支援、これはけっこうですけれども、具体的な施策とセットでなければ意味がないのではないかとことです。これは、地方創生プランのグローバル化子育て世代移住促進プロジェクトもこういった施策と例えばコンビニ、住宅建設、こういったものも併せてやっていかないと、このミナ・トマムの住宅チーム活動の支援、そして地方創生プランについても効果が出てこないのではないかと伺いたいと、以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 地方創生の中で今回事業を想定しておりますけど、この核になるのはやはりミナ・トマム、あの場所とそれからあそこのコミュニティでありまして、国の補助金がつく、つかないに関係なく、あそこを中心に施策を進めていかなくてはならないと考えております。コンビニ、住宅施策も大切な施策でございますが、そこはまだ具体的にどうこう言えるような段階にまだ至っていませんので、これも具体的になりましたらまたご相談したいとそのように思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 三点ほど質問をしたいと思っております。まず3ページ。創生の基本姿勢であります。地方創生の中で2040年における占冠村の人口を1055人という目標を設定し村づくりを進めるということです。これは、国の機関の想定人口からいけば多いわけで、これはこれでけっこうだというふうに思っております。農業とか、林業の振興はもとより、観光産業の振興は避けて通れません。定住人口拡大の取組み、つまり1055人を目標にして取組んでいくということになれば、そういった定住人口の拡大の取組みというのは大変時間がかかり、成果までに時間がかかるというふうに十分に今の段階から想定されます。

そこで、今すぐ取組むことができる事案、この間議会でも取り上げられ、また住民懇談会等でも強く要望が出されているトマム地区における住宅政策、または、宅地分譲等の取組みです。トマム地区で働き生活は十勝でしていると、こういう実態にあります。こういった人たちを、トマム地区で生活ができるようなインフラ整備を最大の課題として今取組むことが求められているというふうに思っています。上下水道の整備も考えていかなければならない時期にきていると考えています。

総合戦略が単に絵に描いたぼたもちのように終わらせないようにしていかなければならないというふうに考えています。せっかく多くの働く人たちがトマム地区におりながら、先ほど言いましたように、十勝等に行って生活をしなければならない。これは実にもったいない話で、うちの村にとってはこのこのテコ入れを最大限して、一人でも多くの人たちがトマム地区で生活できるような条件整備というのを真剣に取り組んでいかなければならないと考えます。

先ほど言いましたように農業や林業を振興

していても大幅な人口増には繋がっていくというふうには考えられませんし、すぐに成果が出るというふうには思っていない。そういう状況を考えれば、今いる人たちをいかにこの村の中で、とりわけトマム地区で生活をしてもらえるような状況を作っていくか、このことを真剣に取り組まなければならないというふうに考えています。そのへんがなかなか伝わってこないのが、村長の考え方を伺います。

2点目、林業の問題です。ページ数でいけば8ページ。全体にかかわる部分もありますけど、林業政策については成果が1年や2年ですぐに出てくるものではないというふうに思います。長い年月を要して、取組みの中で成果が徐々に出てくるというふうに思っています。村は林業振興室を設置して、この間積極的に林業政策を推進してきましたが、林業振興を進めるためにはその事業の受け皿となる林業事業体の育成、林業労働力、担い手対策の取組みが喫緊の課題であります。この課題が克服されない限りですね、村が考えている林業政策が思うように進まないというふうに考えています。村長の具体的な取組みを、考え方を伺いたいと思います。

次に、16ページ、地域交通のことです。この中で、より利便性の高い効率的な地域交通の確保に努めますと、このように村長は施政方針の中でうたっています。ここでいう利便性の高いとは、住民にとって利便性の高いということなのか、また、効率的とは、事業投資した額に対し住民の乗車率とか、利用率の向上をということで効率的と、こういうふうに考えているのかこのへんについて、以上三点伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問

にお答えいたします。まず1点目の基本姿勢でございますが、村の独自推計、25年後の推計、かなり高い目標を設定しておりまして、これを達成するにはかなりの苦労が伴うものと考えております。

トマムの定住対策でございますが、喫緊の課題であるとそのことは十分承知してございまして、この間地権者への呼びかけ、それから購入に関しても折衝してまいりましたが、なかなか進まない状況にございます。ただ、対象地を広げますとまだ可能性の土地がありますが、そちらにもっていくとなると上下水道の整備ですとか、そういった投資が必要になってきます。今の上下水の管路、それから開発規制の網もかぶっているところがありますので、そういったことを再度精査しながら住宅用地の確保、そういったことを早急にしていかなければならない、そのように考えております。

それから、林業事業体の支援でございますが、制度的にはここに記載している事業を引き続き行ってまいりますし、個々の事業体、占冠村の事業体、小規模のところが多いものですから、そこは森林組合員の力を借りながら事業体に力をつけていただくような施策をしてまいりたいと思っております。

それから、3番目の地域交通でございますが、より利便性の高いというのは、もちろん住民の方々が使いやすい、そういった意味でございます。効率的というのは、せっかく地域交通として路線バス、それから巡回バス、むらびと交通とセットで運行しておりますので、それらがうまく絡み合うような利用、そういったことを考えてこういう表現になっています。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） とりわけ1055人の

人口を想定しているということは、これはこれでけっこうだということですが、やっぱりこれを本気で達成していくためには、村長もいろいろ困難があるということですが、基幹産業を育成していくのはもちろん、なんといってもトマム地区には観光資本があつて、また小さな中小経営の旅館そういったもの等もやっている方々、そして併せて自然体験のプログラムを積極的に進めていて、多くの人たちを雇用しているという状況にあるわけです。

やはりこの間もいろいろ議論してきたけれども、やはりここで思い切った、インフラ整備を含めて、その中にももちろん上下水道の問題もありますが、そういったことをきちっと計画的に作りながら土地の有効活用を図って、一人でも多くの従業員の人たちがあの地で暮らせるような形というのをぜひ取っていただきたい。とりわけリゾートで働く人たちについては、幹部職員含めて多くが十勝・帯広方面で生活基盤をもっていると、これは地域に根差した本当の観光資本なのかと疑わざるを得ないような状況になっています。

もっとそのへんについては、村としても企業と定期的な協議をやっているということですから、こういった施策を村としてやるので企業として協力してくれと、こういうようなことも含めて定期協議の場できちっと村の抱えている課題、取組み、そういったものを伝えながら幹部職員を含めて従業員の人たちがこの村で住んで一緒になって観光産業を、振興を図っていくと、盛り上げていくとこういうような体制をぜひ作っていただきたいというふうに考えています。

それから林業の関係です。事業体の育成、労働力の確保の問題、今やっている施策っていうのは、国の補助や道の補助を使って仕事

を作っているこういった状況です。残念ながら事業体の人たちの仕事は村からもらっている、または村から森林組合に出している事業を森林組合から発注して労務班的な形で仕事していると、こういう状況に残念ながらあります。現在村が取組んでいる、林業を村の基幹産業として木質バイオマスを含めたあらゆる形で事業展開をしながら、その中でクラブも含めて、展開しながらその中で定住人口を増やしていき、事業体を一斉していくと、こういうことだろうというふうに思います。

残念ながらそのへんの事業体の考え方と、村が進めようとしている考え方がなかなか一緒にならない。このへんを早急に確立していく。単に仕事を作ったからこれでいいということではなくて、その中で事業体の考え方を変えてもらって、そこの中で働く人たちの雇用や労働条件の向上等を含めてきちっと作っていかない限り、この村で林業がまさに基幹産業として生き延びていくと、こういう状況にはなっていないというふうに思います。この間の経過を含めてですね、そういった考え方に立たざるを得ないということでもありますので、村長の考え方、今後の取組みについて再度伺っていきたいと思います。

地域交通の関係については、村長の答弁を生かして、今後、村づくりの中で我々としても取組んでいきたいということで受け止めておきます。以上、二点だけ再度答弁をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 星野リゾート・トマム、資本が売却される前の星野リゾート・トマムとは、定期的に協議をやってきておまして、従業員の福利厚生等こちらの方から、こういうふうにはならないのかということも伝えてきた経過があります。また、コンビニ

誘致に関しましても、リゾートの支援がなかったら開設できないような状況でありまして、いまオーナーが変わったということでそのへんは両方とも中断しておりますけど、今後調停のほうの目処が立ちましたら、そちらの方の打合わせも引き続き進めてまいりたいと考えております。

それから事業体の育成でございますが、なかなか人の考えもございまして進んでいないのが現状であると考えております。ただ、ここはしっかりとした意見交換を行いながら、村の考えも伝え、理解してもらい、そのような手順を踏まなければならないとそのように考えておりますので、今後とも関係機関のご指導等を仰ぎながら進めたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） トマムの宅地、住宅問題、再度ちょっと聞きます。今、村長の答弁では取組むという話はされていますけれども、まさに喫緊の課題ですよ。具体的に今までこの間も全く努力しなかったわけじゃなくて、村としても用地買収に向けたり、そういったことを含めて、地主等との接触等をやってきたりしたというのは事実だろうと思います。

それはそれで取組んできていますけども、やはり今、人口1055人想定してこれから取組んでいくということになれば、トマムで働いている人たちが、できるだけ村の中で定住していくっていうことを本気になってすぐ取り組まなければならないというふうに考えています。そのへんが取り組むという村長の話は聞こえますけども、なかなかよしやるぞというような状況に聞こえてこないということなので再度、そのへんの決意を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 働いている方々がトマムに住んでいただくと、それはもちろん大前提で考える必要がありますし、村としてもそういう方向で進めていかなければならないと考えています。ただ、先ほど申し上げましたように、それにはインフラの整備が必要だということがまず挙げられます。とりあえずといえますか、お母さん方から団地内で乳母車も押して歩けないような砂利道だと、そういう指摘もありまして団地内の道路も舗装しておりますし、そういった一つ一つやれることからですね、手をつけていきたい。

もう一つは、やはり企業のほうにも従業員の福利厚生ということで働きかけをしてまいりたいとそのように考えております。いずれにしても住むところがなければ定住もできませんので、そういったことをとりあえず最重点に考えて進めたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前12時59分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。村政執行方針について質疑を行います。

1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） お許しをいただきましたので、二点ほど質問いたします。

24ページの下段のほうですが、新規事業として上トマム地区公園整備事業というのがあります。私はこれ、公園整備より住宅整備のほうが先だと思いますが、ここに住宅整備のことは一つも入っていませんので、新規事業としての公園に対しての質問をしたいと思っております。現在上トマムには子どもが遊ぶ公園は何カ所かあります。この新規事業として、例

えば場所はどこなのか、また規模の大きさはどのくらいか、またその公園の使用の内容をですね、テニスとかいろいろなパークゴルフとかあると思いますが、そのへんはどのように考えているのか、その内容についてお伺いいたします。

それともう一点は、先ほど長谷川議員から質問がありましたが、トマム給油所の改修費と出ています。運営は指定管理で行うということですが、いつ頃からこの工事を始め、また使用開始時期がいつになるのか。住民は春からできるとみんな待っています。しかし最近聞くと、今年中は間に合わないのではないかって心配している人もいます。

そこで、使用時期はいつかと、それから営業日数の設定、去年の説明では週に2日という時間限定だと聞いております。それと、もう一つはスタンドの隣にあの店舗があります。あれも村で購入したということで、その店舗の利用をどう考えているのかその点についてお伺いいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。上トマム地区の公園整備事業でございますが、今年は造成じゃなくて設計を考えております。場所は今ある公園、パークゴルフになっている公園ありますし、あと幼児公園もあります。その下にスペースがありますのであの一帯を公園にしたいと考えておまして、住民の意向を聞きながら公園の内容は作っていきたいと考えております。

それから、トマム給油所でございますが、年度内に売買契約を行いまして、地下タンクの点検等必要になる作業がございます。そういったことが万が一、例えば地下タンクを再整備しなければならない、そういうことを想定しますと、今ここでいつ頃ということとは

よつと即答できませんけど、私どもとしましては、新年度できれば営業にこぎつきたいと考えております。営業日ですが、週3日程度そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） それからあのスタンド横の店舗でございますけど、あれにつきましては中のものを整理していただいて、もしあそこでだれか商売やりたいっていう人いらっしゃればそういうところに貸し出しをしたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、工藤國忠君。

○1番（工藤國忠君） 給油所ですが、今のところいつからという日にちは分からないということですが、指定管理ということは指定管理をやる人が決まっているのですか。それと、やっぱり指定管理でやるのはいいのですがトマムで、あそこは危険物ですので、やっぱり常駐、あそこに住んでいる人でないといけないと思います。そのへんについてどう考えているかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 直営でやることはちょっと難しいと思いますので、指定管理で行いたいとそのように考えております。指定管理先はまだ白紙の状態でございます、できればトマム地区でそういった組織に業務を委託したいとそのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので村政執行方針に対する質疑をいたしたいと思います。

今年から番号を打ちまして、1番として2ページ、上から8行から10行目に書かれてお

ります、富良野広域連合公共串内牧場の利用促進の期日についてということです。村においても放牧しているわけですが、平成25年では124頭、26年では115頭、23年はちょっと増えまして123頭と、だいたい2割くらいのシェアでうちの村は使っている状況でありますけれども、全盛期からみれば、3分の1か4分の1っていうくらいの規模になってきております。このようにだんだん放牧頭数が減ってきている大きな原因がどういうものなのか。あと、この利用を増やす、利用を図る対策として、だいたい具体的にどんなような対策を考えているのかお尋ねいたしたいと思います。

2番目として、3ページであります。上から3段目に2040年の本村の人口推計ということで、先ほど五十嵐議員からも言われておりましたけれども、人口推計を1055人とした占冠村人口ビジョンについてお尋ねいたしたいと思います。この人口ビジョンについては、委託料800万もかけた人口ビジョンでありますので、尊重したい気持ちは分かりますが、けっこうこの合計特殊出生率、あるいは希望出生率と言いますか、これが1.56という数字を元としているわけです。1.56というと、1988年から1992年当時の出生率が1.51であったことを考えてもかなり高すぎるような出生率の基礎数字を使っているのではないかなと思います。それから毎年4人ずつの社会増ということで見込んでいるわけですが、これもけっこう甘い推計によるのではないかなと思います。1055人自体、これを目標にするのはいいと思いますけど、先日報道されました2015年の国勢調査の速報値によりますと、2010年に1394人であった総数が、2015年では13.1%の減少で1211人であったという新聞報道がありました。かえって国の894人という数字の方が現実味はあると思います。この数

字、国勢調査の数字でちょっと見てみますと、5年後に13%減れば、1054人っていうことで、だいたいこの占冠村人口ビジョンに近いのですけれども、もう5年後にして1055人になるわけです。だから、かなり厳しい対策を早めにしていかないといけないかなという感じがしますけれども、そのへんについて、村長のお考えを聞きたいと思います。

そして3番目が、3ページ上から7段目に参画するという言葉が、文言が載っているわけですが、これについて参画、参加ということで占冠村むらびと条例の検討委員会できっこう議論があったと聞いております。一応むらびと条例では、参加という文言でいこうという意向がなっているわけですが、これは村長が公約で掲げた時の言葉なので参加に直していったほうがいいのかなんていうような感じがしますが、そのへん村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

それから4番目として、3ページですが、再下段にあります、村内観光業者と連携を取りながら誘客に努めていきますと、それから11ページの最上段にトママリゾートとの連携の記述があるわけですが、現在調停の係争中である両者関係なので、この関係を連携がスムーズにいくような修復をどのように図っていかれるのかなと、そのへんについてお尋ねいたしたいと思います。

それから5番目としまして、6ページの上から3段目に、トママ地区への定住対策という文言があります。このことについては、五十嵐議員や山本議員、工藤議員の方からも、けっこう指摘がありましたけれども、やはり住むための住居や家を建てるための土地の問題、これを迅速に早急に進めていかなければならないと思います。確かにミナ・トママは住民活動の支援になるとは思いますけれども、人口を

増やすという定住対策の対策にはあまり縁がないかというような感じはする。やはり一番トマムの人たちが困っているのはお店がないことだろうと思います。村長、先ほど答弁で、やれることからやっていくというようなことですが、お店の誘致というか、これを作るっていうことを早めに対策を練っていかないといけないと思います。そのへんについてお考えをお聞きいたしたいと思います。

それから6番目で、8ページになりますが、林業の段落の上から6行目から7行目について、林業の担い手不足ということについて記述があります。この林業の担い手不足に関しては、先ほど五十嵐議員からも指摘がありましたけども、新聞報道が何日か前にあったのですが、やはり道庁も同じ認識で、これから対策を組む協議会を道内5地域で設立していくということが新聞記事に載っていたわけです。この5地域の1地区というか、それに、村も手を挙げていく考えそれがいいのかどうかそれをお尋ねいたしたいと思います。

それから7番目として、15ページになります。上から2行目に社会資本整備交付金の活用ということで載っております。これについては、今年度は平成22年の長寿命計画によって、この交付金を活用していこうということですが、この交付金は今までまちづくりだとか橋だとか住宅だとか、いろいろと分かれた補助金が一括していただけるそういう交付金だそうです。うちもやはり、橋だとかいろいろとばらばらに考えるのではなくて、社会資本整備について、社会資本整備計画をきちんと立案して、きちんとしたまちづくりをしていくための計画を立案して、それで交付金申請していくとかそういう考えがないのかどうか、そこをお尋ねいたしたいと思います。

それから8番目として、25ページに財政関

係のところが出ていますが、下から8行目、物件費は前年比プラス0.48%ということで、プラスで出ております。確かに比率で見ると前年比からは少ないと思いますが、額自体は平成21年からずっと額が増えております。この増えている原因、要因をどう考えているのか。そして対策をどういうふうにしていくのか、考えているのか、そこをお尋ねいたしたいと思います。

それから9番目として、26ページ上から2段目に、基金積み立てを図っていくと書いてあります。積立金の額が実際にみますと、平成27年の予算ですけど、まだ決算できていないので、2千万くらい。今年は2700万くらいと見積もられているわけですが、この積立金ってというのは貯金なものですから、やはりたくさん貯金できていないと将来困ると思います。あんまり積立金が積み立てられないという要件、その要件はどういうことなのかということをお聞きすると、1ページにまた戻りまして、この中段の段落のところ、税収の大きな伸びが見込めないから、これから創意と工夫により村政を進めていくということが書いてありますけども、貯金が基金なものですから、これを増やすための創意と工夫ですか、これをどのようにしていこうと思っているのか具体的に答えていただきたいと思います。

それから1ページに戻りましたので、下から4行目、先ほど午前中に長谷川議員の質問があって村長さんが答えていますけども、下から4段目の、今後も任意の協議を継続することは困難となりましたので調停を申し立てました、ということに関するところですが、先ほど村長は、分かりやすいように星野リゾート軽井沢と読みますけども、前の星野リゾート・トマムの所有していたところですけど

も、と信頼関係が崩れたということが継続困難の内容であると、それで調停をすることになったと言われましたが、それは僕はおかしいと思います。

株式会社星野リゾート・トマムという会社と村が合意していた、平成24年の9月30日を目途に施設を買取ることが延び延びとなっているので、早く約1100万で実行してくれ、買い取ってくれるように今回札幌地裁に調停ですか、仲裁を求めたということです。

早く買ってくれるようにしてくれというのが調停の申し立ての内容だと思います。決して信頼関係が崩れた、それに対する調停ではないと思います。実際、軽井沢星野リゾートから中国の会社に持ち主が変わりました。それでも株式会社星野リゾートという会社は存在しているわけです。それが調停の相手なわけで、協議をしようと、話をつけようと思ったら相手がありますからできると思います。

そして先ほど村長が言った、信頼関係が崩れたことでというのは、もしもその信頼もなく不誠実な対応で村の信頼を失意させた、そういうことに対してでしたら、やっぱり星野リゾート・トマムに慰謝料を請求するとか、そういったような請求訴訟で提起するというのが本場で、今回の調停はあくまでもそういうことだろうと思いますけども認識を問いたいと思います。

それから1ページ下から8段目に、先ほど長谷川議員が指摘していたことですが、やっぱり僕も引っかかるものですから。株式会社星野リゾート・トマムからのお願いを受けて買い取り延期の協議を続けています、こういう一民間企業の都合をお願いで行政が契約内容を変更するという、こういう文言を書くともまずいのではないかなと思います。書いていますけどもね。

やはり行政の行為というのは、平等で、公平で、中立でなかったらならないと思います。特にこの会社は、例えていうのもおかしいですけども、儲けた金はたくさんあるけども、期限で買う約束したものはもっと違うものに使いたいからちょっと待ってくれって言っているようなものだと思います。やっぱりこの会社の動機が不純であると思います。

そしてみんなの都合でそうやって言うことを聞いてあげるのであれば、例えば、お金がないから税金ちょっと待ってくれとか、家賃払うのをちょっと待ってくれとか、そういうのをこっそりやるのであれば僕はいいと思います。実際それは窓口でそういう対応していることであることであって、こうやって堂々と、公文書かなんかに載せるような書き方はしてはいけないと思います。やはり行政ってというのはこういうえこひいきだとか、やっぱり恣意的なことではだめだと思うので、そのへんの村長の考え聞きたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木村議員のご質問にお答えいたしますけど、ちょっと長くなるのでもし漏れていましたらご指摘をお願いしたいと思います。

まずリゾートの関係でございますけど、同社からのお願いをという段落でございます。これは先ほど長谷川議員の質問にもお答えしましたけど、村と星野リゾート・トマムとは合意書を交わしておりまして、その相手方、合意書を交わしている相手方ということで、同社からお願いを受けてという表現をしております。

それから調停につきましては、議員おっしゃるとおり合意書に基づいて、星野リゾート・トマムに買取りを求める内容でございまして、そのきっかけになったのが、今まで鋭

意売却に向けて協議していたわけですけど、突如の資本の株の売却ということで、村、村民にも不信感を招く行為だと思っておりますし、新しいオーナーがどういう考えをもってあの施設を処理しようとしているのか全然わからないものですから、村の施設に関しては新しいオーナーに売却を求めているという内容でございます。

それから2ページの串内公共草地でございますが、管内の放牧頭数は減少傾向にあります。ひとつは富良野沿線での飼養頭数の減少というのがありますし、串内牧場での増体が少ない、それから人工授精の低下が主な理由であると考えております。利用増につきましては、先ほど申し上げました人工授精の受胎率の向上等、改善を図って利用増に繋げていかなければならないと考えております。

それから地方創生の関係で、占冠村の人口ビジョン、出生率1.56にしておりますけど、これはアンケートを取った希望数から産出してあります。それから国勢調査についても、本村の人口減少の大ききは高速道路の工事終了に伴うものと考えております。ただリゾートの従業員は増えている状況でございます。

3ページの「参加」と「参画」でございますが、ここであえて「参画」という表現をしておりますけど、これは公約ということでここに掲げておりまして、むらびと条例、自治基本条例が正式に決まりますとこういった文字は「参加」に変えていくと考えております。

それからトマム地区の定住対策、それと関連いたしまして、リゾートの関係でございますけど、先ほど言いましたようにリゾートの職員は増加の傾向にございます。いかにあの地区に住んでもらうかということは、午前中もお話しましたが、住宅対策、それから住宅を含めたインフラ政策、そういったこと

と議員ご指摘のとおり、店も石油スタンドもない集落でございますから、そういったものを誘致しなければならないと考えております。それから現在調停期間中ということで定期協議は中断しておりますけど、調停のめどが立ちましたら定期協議の方は再開して、リゾートとの連携は進めてまいりたいと考えております。

それから林業の担い手でございますが、これはどこの自治体も同じ悩みをもっております。もちろん北海道も同じでございます。打開策ということで北海道はそういった施策を進めると思っております。村といたしましても、担い手がいなければ林業を振興したくてもできないという状況がございますので、北海道の指導を仰ぎながら、森林組合との連携も深め、担い手対策を進めてまいりたいと思っております。

それからちょっと飛びますけど、物件費の件でございます。物件費の増加要因につきましては、地域おこし協力隊などの賃金の増加、それから燃料費等の増加がございます。加えて電算システム委託料の増加、それから指定管理者制度の導入などによるものがございます。こうした事務事業の変更によるものが増加要因と考えております。

それから税収の伸びが見込めない中の創意と工夫といった点でございますが、ひとつはふるさと寄附金といったものを、贈呈品を広めて寄附を募っていきたいと考えております。平成28年度はゴルフ場のシーズン券を追加したく、現在個別に協議を行っております。

それから村営住宅のところに記載しております、社会資本整備について。現在は橋梁、住宅の補修での補助金活用になっておりますが、その他についてもこの社会資本整備交付金事業で補助対象になるか、そこは検討して

まいりたいと考えております。

答弁漏れがありましたらご指摘ください。

○村長（中村 博君） 答弁漏れがございました。26ページの基金でございます。財政調整基金は平成21年度末で6億5千万円程度でございましたが、順調に積立を行ってきた結果が現状に表れていると考えています。特別目的基金についても必要に応じて基金を創設して積立を行いたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 忘れないうちにですけども、基金の積み立てでずっと積立てられた額じゃなくて、次年度予算の積立金の額が毎年、去年でいったら2千万、まだ去年は予算でしたけど、今年も予算で2700万というのは結構少ないと思います。もっと積立てられるときがいっぱいあったので、2億だとか1億だとか、そういうときがあったのでどうしてこんなに少なくなってきたのかなということでお聞きしたのであります。それがまずひとつ。

それから担い手不足のところ、8ページの北海道のことがありましたけど、この協議会に、北海道の担い手不足に対する協議会、これに村は手を挙げるのかどうかということをお聞きしたかったということでもあります。

それから3点目が、社会資本整備交付金についてでありますけども、各所に使えるお金、住宅にいくらだとか、橋になんぼだとか、そういう使える金を探すということじゃなくて、村全体のまちづくり、むらづくりの各分野をまとめて良いまちづくりをしていこうという計画を作って、それで一括して交付金をいただいて、使っていくってはどうかという趣旨で聞いたのでありまして、そのへんの答え。

それから4点目はですね、トマムの1ペー

ジの関係ですけども、新しいオーナーがどういう考えかがわからないから調停していく考えだという説明でしたけども、この調停は、確定期限である平成24年9月30日、これを目途として株式会社星野リゾート・トマムは買取約束をしているわけです。だから新しいオーナーがどういう考え方をしているかじゃなくて、この会社、株式会社星野リゾート・トマムがあくまでも買いなさいという話だと思います。だからオーナーの考えがどうのこうのってというのは間接的には関係あるのかもしれないけども、この会社と村との約束がもう来ていますよ、平成24年9月30日、いい加減に買ってくださいねって話の調停だと思うのですが。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。基金の関係は総務課長からのちほどご答弁いたします。それから社会資本の関係は産業建設課長にのちほど答弁をさせます。

それから林業の担い手対策で北海道の組織に手を挙げるかということですが、もちろん担い手確保のためには必要なものであると思いますので、そのような方向で考えたいと思っています。

それから調停でございますが、きちんとした説明に至らなかったかもしれませんが、あくまでも村は星野リゾート・トマムに対して、合意書のとおり村の施設を買っていただきたいという内容の調停でございます。それまでにはいろいろ経過がありましたけど、最終的には村の施設を星野リゾート・トマムに売却するという内容でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 基金積立金のこ

質問でございます。当初予算で積立金があったのでないのかというお話ですけど、当初予算においては基本的には積立金を予算措置していません。ただし、定期預金なんかがありますから、定期預金の利息とか入ってくるものについての予算措置、何十万とかはやっていたということでございます。

これまでの積立については、歳入が確定するとか、交付税算定後に一定の歳入が見込めるものについて積立金を行うという、補正予算によって積立は対応させていただいたという経過になってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 社会資本整備交付金の関係でございますけども、先ほど村長からも答弁しましたとおり、現在は橋梁の長寿命化計画ですとか、住宅の長寿命化計画に基づきまして交付金を活用していております。

議員おっしゃるとおり、村全体で社会資本整備に関わる部分で住民生活に繋がるような計画を作って、社会資本整備を、交付金を活用してはというご意見であろうかとおもいますが、今後村の他の課と協議を行って社会資本整備交付金の要綱等に合致するかも含めまして、内容を検討して進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで、村長の村政執行方針に対する質疑を終わります。

◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（相川繁治君） 続いて、教育長の教

育行政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長の許しを得ましたので二点ほど質問させていただきます。

3ページの(1) 確かな学力の育成のところ、下から3行目、変化の激しいこの現代社会の中でというところの文言で、個々にふさわしいキャリアを積みながら、たくましく生きていく力を育てることは、ということで各校にキャリア教育推進を呼びかけというような指導を行いますというふうになっています。これは社会性を身に着けるのが小学生というふうに私は認識していましたが、小学生から取り入れていくお考えなのか伺いたいと思います。

もうひとつ、5ページ目の(3) 健やかな体の育成、これに関してですが、一昨日新聞報道で学校給食無料化が国に提出されたのですが、生きる力、意欲や気力を育てるためには食も大事なかなと思いますので、占冠では学校給食の無料化を考えているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。

3ページのお話だったかと思いますが、キャリアの話だと思います。キャリアというのは、私が描いている話ですけど、学校指導要領の中でも子どもたちが将来進むべき方向を自分たちで考えながら、というのが一番いいのかもしれませんが、ここで言っているキャリアというのは、将来職業に対して、今までは中学校が職業体験ということで社会福祉だとか消防だとか、そういうことをやっていました。それはそれとして、小学校の1年生にそういう話はないと思いますが、村の中に

ある例えばデイサービスだとか、社会福祉だとか、そういったところに行って、職業体験まではいかないにしても、実際にしている活動を見ながら子ども自身が将来こういうことがしたいとか、そういった形にもっていければなということでのキャリア教育でございます。

それともう1点目の給食、食育を含めた中で、今回は食育の内容については触れてはございませんけれども、それぞれ学校には養護教員の方もいます。それと、本村には食育の専門の先生はいないですけれども富良野沿線にありますので、食育についての子どもたちの話合いとかもやっております。

それでご質問の内容については、給食の無料化についてというご質問だったと思いますけれども、現在のところ本村といたしましては給食費の無料化については、今のところは考えてはございません。今後またそういった国の動向等がございますので、そういった中において、うちの村内でなくて、そういった検討もあるのかなと思いますけれども、現時点では無料は考えてはございません。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はございませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは何点か質問させていただきます。

今年の教育長の執行方針、今年は4月に学校教育行政の組織及び運営に関する法律、教育委員会制度の一部が変わりました。首長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置され云々と書いてあります。そこで私、全部見せていただきました。去年と一昨年と一昨々年と、平成25年からちょっとどんなことを毎年書いてあるのか見せていただきましたけれども、執行方針目録、はじめから結びまで、全

く同じであると、この項目が。少しこの組織運営に関する法律が変わったので、項目ぐらいは変わっているかと思ったらそうではなかったということです。

それでなぜそれが同じかということは、2ページの学校教育の充実というので小中学校の学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる、生きる力を育むということで書いてありまして、これがもろに学校教育においては書いてあるわけでありまして、それでちょっと不思議に思うのは、小中学校の学習指導要領で書いてあるので、それを毎年同じように執行方針に書けと指導されているか、そのへんをひとつ教育長の見解をお願いしたいと思います。

それから次に、9ページの(2) 生き生きと学ぶ生涯学習の推進というのがありまして、最後に、誰もが若年期から云々とありまして、技術を取得できる質の高い生涯学習環境の整備とありますけど、質の高い学習整備というのは具体的にどういうことかということをお伺いいたします。

もう1点は社会教育、10ページですか、(5) 社会教育施設の充実とありまして、これは毎年同じことが書いてありますけど、去年と今年と社会教育の充実で、どのように去年と今年で施設が変わったか。この3点についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。ちょっと考えながら答弁しますので、重複するかもしれません。

最初の質問ですけど、学校教育の充実ということで、私の書いた学校教育に対する項目の点についてでございます。基本的には学習指導要領の中で議員がご指摘のとおり、こういった項目ということで、それをもとに私が

教育長になってからこういった形で書いております。これについては学習指導要領の中でこういうふうな書き方をしなさいとか、そういったことは言うてはございません。一応、こういった考え方の中で、それぞれ年度当初に臨むにあたって、今年はどういった項目の中でこういうことをやっていきたいということで書かせていただいているわけでございまして、必ずしもこういった書き方でという縛りはございません。

それと9ページの社会教育の話でございませぬけれども、この中の質の高い生涯学習環境の整備ということでございます。従来公民館等を活用した中で、いろいろな講師を呼んでそういったお話、説明等を受けているわけです。これから少し一歩進んで、それらのお話をもとに自分たちで何かやっていく、地域と共にやっていくというレベルを含んだ講和とかをお話をさせていただいて、それでそれぞれの世代の若い方も年寄の方もいると思いますけれども、それぞれの世代の中で、社会教育全般、村、地域のために活躍していける場をもっていったらいいなという意味で書かせていただきました。

それと施設の整備・拡充についてどんなことをやっているのかという話でございましたけれども、大きな社会施設の整備補修については終わっております。その中で継続的にずっとやってきたのは、スキー場のLEDの照明、あれも2年か3年くらいかかりましたけれども、そういった整備が昨年度で一応区切りがついたということです。今後、今までスキー場とかでロープトウとか圧雪車とか結構お金を要しましたけど、そういったスキー場の関連がひとつ終わったということもあるので、今後こういった社会教育施設、これにつきまして、は下の総合グラウンドもありますけど、そうい

った施設も今後検討しながらこういった整備が必要なのかということを考えていきたいということで書かせていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 教育行政執行方針について、いくつか質問させていただきたいと思っております。

まず総体的な部分ですが、今、長谷川議員からもございました。執行方針の項目がほぼ変わらないと。やっぱりこれは今年どこに重点を置いて、何をやっていくか、明確にしていくというのは教育行政としても必要じゃないかと思っております。一般行政ほどぶれることはできないと思っておりますけど、今年はどういう方針でここをやっていくのだと、そこを明確にしていくというのは必要であるというふうに思いますが、ここの部分を教育長がどう考えているか。

そして私、毎年言っているのですが、リスクマネジメントの部分です。教育行政においてリスクマネジメント、非常に大切な部分ですから、今年の中には実ははじめだけしか入っていないので、防犯の部分、あとネットトラブルの部分、最近問題になっておりますデータ管理の部分、そして私が毎年危惧しているプールの安全管理の部分、こういったリスクマネジメントについて教育行政としてどういうふうに全体で取組んでいくか項目化してやったらどうだって毎年言っています。今年のはじめのみしか記載がないということで、ここのリスクマネジメント全体についてどういうふうに考えられているのかということもお聞きしたいと思います。

さらに1ページ目、総合教育会議の設置で、

首長部局との連携強化をしていくということです。これは大きく構造改革をしてより行政主導になったと、教育委員会の方も教育長が教育委員長ということでより行政主導になってきたということで、これは教育行政の独立性がどういう形で担保されているのか、その部分をお伺いしたいと思います。

さらに7ページ、社会教育の充実の部分ですが、ここには項目として家庭教育の推進、そして生涯教育の推進、芸術文化の振興というふうになっています。社会教育というのは非常にうちの村では盛んな分野で、他の町村からも占冠の社会教育は非常に進歩しているねと評価していただいているところです。

実は家庭教育だけではなくて、もちろん言わずもがなですが、青少年教育、若年の成人教育、男性の成人教育、女性の成人教育、高齢者の成人教育とそれぞれ項目があって、それぞれにどういう人が社会教育をやっていくかというのは、中期計画に基づいて社会教育委員会議の中でこと細かく話し合われているいろいろな事業が行われている。ここには家庭教育しか入っていませんので、その他の項目についてどういうふうにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

続いて10ページのスポーツ振興です。スポーツ振興についても、ここに書かれているのは特定のスポーツについて書かれているのではなくて、環境整備について書かれていると思います。ただ、うちの村の特徴として、やはり団体スポーツがなかなか難しい状況になっています。今後もここは子どもがたくさん増えて団体競技ができるというのは、この少子化に向かっている時代では難しいというふうに思います。その中で、どういうスポーツ振興をしていくかということ具体的に盛り込んでいく必要があるのではないかなと思

います。

トマムで今バドミントンをやっているんですけど、これに対する例えば指導者の育成ですとか、レベルを上げていくような具体的な施策、最近では赤岩青巖峡を中心にクライミングというのもスポーツとしての可能性が出てきています。今、競技としても非常に、世界的にも認められておりますし、日本の中でも盛んになってきている。こういった個人競技でできるもの、しかもうちの村の地域に合ったスポーツを、そういった基盤整備も含めてやっていく必要があると思いますが、この具体性についてお聞きしたいというふうに思います。

あと先ほど村長にもお聞きしましたけれども、教育行政の家庭教育から学校教育の間の保育の部分、この部分でどうしても行政的に分断されているということを教育長はどういうふうに考えられているか、それもお聞きしたいと思います。

トマムについては保健福祉課ではなくて、支所長が園長をやっている、所長をやっているという地域に即した形でやっているという部分は評価できると思うのですが、やはり行政が子どもの子育てから義務教育まで一貫して関わってというのが大事じゃないかなと思いますので、他の町村の例もありますので、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） たくさんあったので質問漏れがあったらまたお願いします。

昨年もおそらく山本議員の方から同じような質問が、最初にあった今年度の執行方針の中身の話ですがありました。先ほどの質問の中にもございましたけども、基本的にはこういった項目の中で執行方針を書かせていただ

いてもらうということで、そしたらどうやって今年度はやろうという具体的な中身が見えてこないというお話でした。

まだこれを作る段階で予算の査定等もあったわけですが、とりあえずこの中で今年度の話と言って、今までの話の中でも出てくるわけですが、今年度においては、この中でははっきりとしたこうするっていうのは書いてないです。コミュニティスクール、開かれた学校づくりで言うならば中学校、そしてトナム小中学校の中でもやっていきたいと。ただここには明言しなかったのは、それがいつどうなってどの段階でというのが言えなかったもので、それははっきり書いておりませんが、いま言ったようなことを考えています。

それとICTの関係でいきますと、今年度平成27年度で中央小学校において、国の委託事業ということで、平成28年度全学校でタブレット端末を更新するわけですが、中央小学校が先行して確か4台だと思いますけども、それを入れて今年度文科省の事業を受けながら、平成28年度の全学校に対するタブレットの更新に向けての調査研究をやらせていただいたというのがひとつ。

それと義務教育の9年間を見据えたという話を書かせていただきましたけど、これについては二つの思惑があります。一つは小学校から、平成32年から小学校の低学年の英語が必須となる話がございまして、そういったことを踏まえた中で、本村の独自性を何か出せないかということで、小学校低学年から中学校までの9年間を通したカリキュラムができないかということです。それを小学校と中学校、トナムは並置校でありますので、小学校の先生中学校の先生相互に乗り入れできるのですが、中央小学校は建物が別ということ

があって、最近新聞でいろいろ出ているのが、義務教育学校、北海道で確か中標津町、そういうところも、そういった検討で4月から制度が変わってできるという話もあったので、そういった意味で書かせていただきました。

それで質問の内容で、ページ数で戻ってきますけども、1ページで昨年の4月に施行された組織の運営に関する法律、これによって首長と総合教育会議を作るとともに学校が良くなるようにということで会議を開いているわけですが、これに対して従来の教育委員会のやってきたことが担保されるかというご質問だと思います。

基本的には総合教育会議につきましては、村長が招集してその中で村長の思い等を含めた中で、そして教育委員会は教育委員会として今回説明させてもらっていますけども、執行方針の中で反映させていくということで、この会議の中身のQ&Aに載っていますけども、必ずしも市町村長が言ったことに対して教育委員会が全部それで行くということにはなっていないです。お互い協力しながらできる範囲で村の教育のためにやっていこうということなので、教育委員会の今までの考えてきたことがまるっきり反映されないとそういったことにはなってございません。

それと社会教育の話だったと思いますけど、私の執行方針の中では家庭教育、そして生き生きと学ぶ生涯教育、芸術文化という話で、家庭教育の中で子どもたちについては分かるけども、例えば青年期だとか少年期だとか、男性の方、女性の方、こういったものはどうなっているのかというような説明かだと思います。

過去にはこういった家庭教育といった一本ではなく、青年教育、幼児教育といった書き方もありました。私になってからというわけ

じゃないですけども、基本的には学校教育があって、社会教育があって、その社会教育の中にも子どもからお年寄りまでといった含めの中で書かせてもらっているのです、それぞれを決して扱わないとか考えていないとかそういうことではありません。この家庭教育であれば、家庭での子どもの教育といったことを書かせていただいております。

それと生き生きと学ぶ生涯学習の中では、言葉は足りないかもしれませんが、現来の社会で実際に活躍されている現役世代からお年寄りの方までという書き方で書かせてもらっているわけで、決して成人男性、女性、そういった方々を無視しているとかそういったことではないので、そのへんをご理解いただきたいと思います。

それとスポーツの振興でございますが、先ほど山本議員が言っていたお話の中で、これにはまだ直接的に触れていませんが、平成27年度の少子化に対する小規模校の事業ということで、公民館主催で中央小学校で試験的に土曜学習という形で取組ませていただきました。その中で私の執行方針の中にも書いてありますけども、それぞれ一校の取組みということで、とりあえずという言い方が変ですが、中央小学校でやっている取組みで卓球をやらせてもらっています。

話を聞いたというか、僕はあまり当時の活躍ぶりはわかっていませんけど、占冠中学校がかつては卓球で全国大会まで行ったというお話も聞いてございました。それとたまたまOBの方で指導してくれる方がいるということで、土曜学習で中央小学校に、入ったすぐの玄関のホールだと思いますけど、そこで卓球台をお借りして今卓球を子どもたちが一生懸命やっています。

これは思惑ですけど、私がいきなり中学校

に行つて、先生、卓球クラブを作ってくれと言つてもそのへんは難しいので、何か子どもたちが気軽に取組めるスポーツがないかということで、たまたま卓球があったので、今卓球を子どもたちにやってもらっています。その子たちが将来中学校に行つて部活動とか、そしてこの前たまたま世界選手権か何か卓球でありまして、僕も感動しましたが、15歳の中学生の女の子が決勝ラウンドに行った。これはたまたま卓球をやつていて卓球だったということで、オリンピックも目指せということではありませんけども、そういった何か少人数で人口が減つてきた村ですけども、子どもたちも部活動でもそういった取組みができないかということで、この一端として取組みをさせていただいております。

それと保育所の、先ほど村長のお話の中でもございましたように、保育所のあり方のお話かと思つていますが、確か幼稚園については文科省の担当で、保育所についてはいまのところは厚生省の管轄でいっていると思つています。それで先ほどの村長の答弁の中にもございましたけども、今それを教育委員会という確か村長の答弁だと思つていますが、当面今すぐということではないということだと思つています。

この中でもうたつてはいますけど、教育委員会から英語指導助手のトーマスが行つたりしています。もう一つは、今言つた今後保育所から小学校に上がっていくことを考えるのであれば、小学校の保護者だけということじゃなくて保育所の保護者の方とも、そういった学校のこれから入ってくる、そういった協力のできることを言つていいですか、この中に書いてあつた読書だとか読み聞かせだとか、そういったものが公民館を通して親御さんの悩みの解消、家庭教育学級だつたと思つています

けど、そういった公民館、教育委員会の公民館もございますので、そういった中で協力していけるところがあるのであれば、それは大いに協力していこうとは考えております。

それでリスクマネジメントの話ですけど、たぶんリスクという話の中で、先般村民スキー大会ですか、残念なことにスキー場での骨折事故がございました。それと先ほど議員が言っているプール等での事故を含めた、そういったものに対する教育委員会でのリスクマネジメントが甘いのではないかというお話だと思います。それにつきましては、それぞれ11ページで細々とは書いてございませんけど、プールとかそういったものについては、必ずプールが開設する前に研修、そして消防との連携によるAEDの利用講習とかそういうものもさせていただいています。

ただ、この執行方針の書き方でそういうことを具体的に書くのがいいのかどうか、そのへんはご意見もあるかと思えますけど、そういったことを丸々考えていないわけということじゃなくて、教育委員会の内部の中でも今年はどんなことをやるとか、具体的な内容は書いてませんが、始まる年度の例えばスキー場のオープンだとかプールのオープンのときについては、担当とは細かな打合せをさせていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 今教育長にいろいろと説明いただいて、いろいろなことが分かってくる。ただやはり執行方針ですから、住民が読んで、今年は、教育委員会はこういう執行方針でこんなことをやるのだなど、それがわからないと意味がないと私はそう思います。

今のリスクマネジメントもいろいろ考えています、これはこれで対応しようと思っていますというのとは分かりますけど、やはり教

育行政として、リスクに対してどう考えていますよ、なので住民のみなさん安心してください。安心して学校に通わせてください、安心して社会教育の事業に参加させてくださいというふうになると思います。ましてや、今トマムの小学校、中学校では、やはり地域の教育が不安で外に出ていってしまう、こういった事態になっているわけです。これは中央もこうならないとは限りません。教育行政として一生懸命うちの地域はこんな教育を目指しています、ここが特徴です、ぜひうちの村で教育を受けてください。そういった強い姿勢が求められているのではないのかなと思います。こここのところを再度聞きたいと思えます。

なぜか8ページにブックスタート事業というのは毎年書いてあって、これだけは事業名として出ているという、これもよく分からない。他のこともいろいろ出ていて、他のことも出ているならいいですけど、これだけは毎年出ているっていう状況になっているのでそこをお聞きします。

あと、社会教育ですけども、先ほど言ったひとつひとつの分野で目標を立てて、今年はこちらをクリアしていこうという形でやっていると思います。私が社会教育委員のときはそうやっていました。今年、この家庭教育の分野はこれを目標にやってみよう。それをクリアできたかどうかというのを事務方と一緒に話し合っただけクリアしていく。それは社会教育の中では共有されていますけど、こういった場で教育委員会、議会の場ではなかなか目にはすることはできない。非常にもったいないなと思っています。再度、社会教育の分野についての言及がなぜできないのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） お答えさせていた

だきたいと思います。

今、議員がおっしゃったのは、例えば今年度でこういったことをやって、こういったことをやるということがわかるような表現の仕方を書くともっといいのではないかというご質問だったと思います。確かにおっしゃっており、そういった方法でこの中の、僕は先ほど口頭でお話ししましたが、そういったことをこの中で、箇条書きで、ここはこうやりたいのだから書いていただこうかというようなことだと思います。それについては、今年度はこれで書いたもので、もうどうしようもないですけど、次年度以降そういった書き方ができるのであれば、できる方向でという意味も含めてですが考えていきたいと思っています。ただ全部が全部、そういった形で各項目によって、今年はこれだっというものが決まっているわけでもないで、そういった中で今年度はここをやりたいです、こうやってやりたいですというのをピックアップしたような書き方で、少し理解してもらえそうな工夫っていう面については、次年度になっちゃいますけど、今年度の事業を見直した中での、そういった執行方針の工夫についても考えていきたいと思っております。

○教育長（藤本 武君） それで社会教育の執行方針の話ですけど、実は社会教育っていうのはすごく難しいと私は思っております。学校教育っていうのはひとつの学習指導要領など方針があって、それに基づいてどうやって近づいていくかという話ですけど、社会教育につきましては、国の考え方はありますけど、それぞれの年代、世代別に対して、こうやっていくっていうその目標の取り方とそれぞれの町村におかれている状況というのが一律ではない。学校はひとつの事業という形でいけば一律のものがありますけど、社会教育

というのはそれぞれの地域の資源等の活用の中で、それを具現化していくというのはすごく難しいことだと思います。

その中で、私も社会教育の中については、6年間同じ項目でやってきたかもしれませんが、そういった中で何かひとつでもってという形の願いはあります。特効薬みたいな、例えば来年はスキー場を整備しますとか、何かをやりますっていうようなものがあればいいんですけど、基本的にはハードでなくてソフト面の充実ということであるので、これにはまた触れていないじゃないかって怒られるかもしれませんが今年度、予算査定でコミュニティプラザ、新年度の予算でも出ていたと思いますけど、今まではプロジェクターのせいぜいスクリーンの小さいやつでしたけど、今年度については200インチの常設のスクリーンを置いて、それを映し出すプロジェクターを村長に予算を付けてもらってやりました。

それを入れた理由は何かといいますと、いままでいろいろなところに行って、高齢者の方が北翔大学に行って大学の授業を受けるとかやっていました。それを公民館で出前授業じゃないですけど、実際に札幌と占冠のコミプラを繋いで、同時でスクリーンを見ながら双方向でやるっていうシステムがあるということなので、そういった感じで、先ほど言った大学の先生のやるのが質の高いのか、それは別に置いておいて、そういった出前講座みたいな出前学習、学校も含めて、そういったこともやっていきたいなと思っています。

だから、こういったこともきちんと書ければ良いですけど、言葉が少し足りないですけど、ご指摘があったとおりにそういった考えているものがあるのであれば、具体的ではなくても、こういった形でということで、今後と

も執行方針に、今回は間に合わなかったですけど、そういった方向で取組んでいきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 前向きな答弁だったと捉えておりますが、先ほども言いましたとおり、うちの村の教育はこういう形でやりますよって、具体的に提示していかないとどんどん地域から人がいなくなってしまう。そういった危機感をもって、次年度の執行方針、具体的なものでないと、議員もなかなか質問し辛いですね。質問が出なくていいのかもしれないんですが、質問がどんどん出るような、これはどうなっている、あれはどうなっていると出るような執行方針をぜひ作ってもらいたいなというふうに思って、最後にそのようにしてもらえるか確認の答弁を求めます。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。来年いっぺんにすぐできるかどうかそれは別に置いておいて、今私が申し上げたとおり次年度に向けて、全部が全部はちょっと書けないですけども、こういった具体的な、今日お話し申し上げたように、新年度の予算も含めた中で執行方針で反映できるものについては、反映させていきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、2点についてご質問いたします。

まずページ数でいけば、3ページから4ページで、先ほど大谷議員も質問していましたが、キャリア教育推進の呼びかけと実態においた指導を行って、子ども一人ひとりに社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤

となる能力や態度を育ててまいりますと書かれています。

本来、子どもたちの学校教育っていうのは、子ども一人ひとりの多様性とか個性を育てることが大事だろうと思えます。これを読んでいると何か国家観が常にありますよね。やっぱり教育が段々おかしい方向になってきているなと感じます。それはなぜかと言うと、教育指導要領の改悪によって大きく国家観を中心とする教育に日本全体が変わっていきこうとしていると、こういう状況です。

ですから我が占冠村もまさに指導要領に基づいて、良い悪いは別にしても、こういった今までにない方向というのが出てきている。これは大変問題があると実は思っています。これを読んで父兄や子どもたちが、俺らこれから社会的な責任問題とか職業的な自立を目指して、俺ら小学校から考えていかなきゃならないのかなど。もっと学校で友達と楽しく教育を先生方から学び、子どもたち、仲間から学んで、楽しく過ごせる。そういう中で、学校でいろいろなものが育まれる、またあとで触れますけど、地域の人たちの交流、こういったもので子どもたちが少しずつ成長していく、そういう過程の中で自分の生き方や方向を少しずつ学んで行くのだらうと思えます。

いきなりこういったことで学校教育がキャリアを求めるような教育になっていくという点については、大変違和感とこれから先々大変心配をしているところです。このへんについて本音で教育長はそう思って書いたのか。少なくとも学習指導要領があるから書かざるを得ないで書いたのか。

このへんについて、これからますますこういう状況が出てくるので、本当に子どもたちが理解できる、父兄が理解できる、または地域や社会の人がみんな理解できるような、そ

ういった学校教育の指針と言うか、方針というか、そういったものを占冠に合う形で書いていく必要があると思っています。それが地方の教育委員会の主体性だというふうに理解していますので、まずそのへんについてお伺いします。

2点目の問題。6ページです。(4) 地域とともに歩む学校づくりの推進ということで、ここには全く触れていませんけども、コミュニティスクールの問題です。中央小学校でこの間取組んできて、一定の成果といろいろな課題もあるのだらうと思います。それらの成果と課題については一言も触れられていません。

つまりそういう状況の中で、占冠中学校とかトナム小中学校で、このコミュニティスクールの取組みがされるというふうに聞いています。これを進めていくためには運営協議会とかそういったものを作りながら、多くは地域の、それぞれのいろいろな団体、個人の協力のもとにそういったものが進んでいるのだらうと思っています。

これが今、中学校やトナム小中学校にこの取組みの成果と課題、問題点について出されないまま、議論されないまま、そういったものが取組まれるということには、大変問題があるのではないかと考えております。少なくとも、成果や課題、問題点を整理しながらそれぞれ地域の人たちの協力を得ながら進めていくわけですが、限られた人材の中でこういったことをまた広めていくということについては、本当にそういったことができるのか、どこかの団体や組織に大変負担になっているのではないのか、そういったいろいろな危惧があります。

つまり、この間、中央小学校で取組んできた問題点や課題、成果、これらを総括する中

から次へ進んで行くのだらうというふうに考えています。そのへんについての考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。

1点目のキャリア教育に関してのご質問でございますけども、五十嵐議員が懸念されていた方向については、私は全然そういう思いはございません。ただキャリア教育というようなことを出したわけですけど、先ほどのお話でも言いましたけども、基本的にはキャリア教育っていうことは、職業体験、これは私の考えですけども、国のキャリアの本当の考え方とは違うかどうかは知りませんが、私は、キャリア教育っていうのは主に小学校の高学年から中学校の子どもたちが、それぞれの職業体験という意味のキャリア教育という思いで書かせていただきました。

したがって、これをやることによってがんじがらめで小学校からこういったことをやっていくというようなことではなくて、やっぱり小学校では小学校に合った指導の方法がございますので、そういうことも考えていくという意味で書かせていただきましたので、学習指導要領には、キャリア教育に関してはこういった文言を使っておりますけど、私は先ほど議員がおっしゃったようなことでのキャリア教育については、そこまでは考えておりません。

それとコミュニティスクールのお話ですけど、コミュニティスクールの導入にあたって、私の考え方としては、3校一律にやるのではないよと、その中で中央小学校が学校地域支援本部とかそういったことが整っていたので、とりあえず先行していこうということで、先般の一般質問の中でもございましたけれども、

今年度、思いとしましては、平成28年度で残りの学校にもコミュニティスクールをやりたいという答弁をさせていただきました。

先般校長会がありまして、議員の一般質問の中でもございましたけども、今それぞれの学校にコミュニティスクールの設置に向けた準備をしてもらうわけですけど、先ほど言いましたとおり、中央小学校は1年先にスタートして、それまでの結果のデータ等もございますので、各校長先生にはざっくばらんな話で全部が全部100%うまく一律でいったわけじゃないので、こういった苦労があって、こういう課題があってという話を共有する中で資料作成というか、作ってはいますけど、まだ成果品ではできていないです。

各校長先生方もこれから地域と一緒にコミュニティスクールを作ると始めるという中にはそういった不安もあろうかと思うので、そういった成果品だけじゃなくて、実際の小学校の校長先生、そして私なりが行って、各先生方の話だとかそういうふうな書類等を作っておりますので、そういった協議もさせていただきますという話で努めておりますので、いま言ったとおり、やってきた内容についての実証も含めた中で各学校には話をさせていただきたいと考えています。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 指導要領の認識の違い、それは教育長は教育長という立場で認識しているのだろーと思っておりますけど、今具体的にこういった形で教育長の思いとは別に、残念ながらこの言葉を見てもわかるように社会的・職業的自立に向け、もう明らかに明確にしているわけです。

教育長がそういう考えでなく、体験というか占冠村にある職場を訪ねて、その人たちの苦労とかどうしているのかを学

ぶ場としてこれを取組んでいるよということであれば、当然後段の言葉については変わってこなければならぬというふうに理解します。

ですから、本当に地域に受け入れられるような、上を向いて作るのではなくて、地域にいる子どもや父兄、地域の住民の方、そういったところに目を向けて、理解されるような形でやらなければ問題があると思います。ただ学習指導要領には多くの反対、学校現場では多くの反対がありましたけども、でも結果的にはやられてすでに進んできておりますから、私は肯定するつもりはないですけども、やはり地域の中で、この占冠の中にある子どもたちや地域の人たちが理解できるような言葉で書いていただかないと、何かおかしいなと、突然こんな言葉が出てきたりするということについては、やはり住民は違和感があるだろうし、理解がされないと思いますので、そのへん。

それからもうひとつ、コミュニティスクールの関係については、表彰されたとか、そういう話は聞いていますが、本当に何も問題なく、パーフェクトでいっているとは思えないわけです。やはりきちんとした総括や問題点、課題を出して、その中でより良いものを作っていく、そういったことがなければならぬというふうに考えていますので、一律に形だけ今年を作ろうかと、こういうことでは地域の協力は得られないというふうに考えておりますので、そのへん再度答弁をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 1点目のキャリア教育のお話でございますけども、この文言の書き方等々含めた中で、私のさっきの思いはそれでお話したとおりでございますので、こ

のへんの文言等について、今後この問題でなくて他のこともあると思いますので、そのへん住民等の感情等も踏まえた中での文書表現ということで、それについては今後精査をしていきたいと思っています。

それとコミュニティスクールの話ですけど、これにつきましては先ほども言いましたけども、いままでやってきた実績、そして今後の課題というのもあるとお話しましたし、それと毎年度中央小学校の保護者の方にアンケートも取っております。そういったものもきちんと開示、学校便りか何かできちんと載せて、こういう形で親のコミュニティスクールに対する評価、先生の評価なども出ていますので、そういったものもきちんと示す中で、単年度で終わるといった話でなくて、そういった振り返りといいますか、今後に向けたこともやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しをいただきましたので、教育行政執行方針に一点だけ質問したいと思います。

1ページですが、中段、昨年の法制度の変更により、首長部局との連携強化が図られているということですが、この連携というものがどのようなところに見られるのか、その連携によりどのような効果が生まれつつあるのか、そのへんについてお尋ねいたしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 議員のご質問の件でございますけど、教育総合会議等でどういった首長部局との連携強化っていう話の質問だったと思います。

基本的には地方教育行政の法律の改正によ

って、村長が総合教育会議を設置し招集するという形で、会議が招集されたのは昨年の12月でございます。昨年の12月に村長、村長部局、そして教育委員5人、私ども次長、事務局兼という形でさせてもらいました。

基本的に良い悪いは別といたしまして、たまたまですけど私が教育長になる前に、村長が教育長をやっていたということもございまして、その会議の中でいままで村長が教育長時代にやっていた思い等を含めた中の教育目標等々がございましたので、そこの中身の確認と、ここはこう変えたらいいのではないかとというような協議をさせてもらった中での、今回の第1回目の会議という形で開かせてもらいました。

それで、基本的にはこの会議については、教育長の任期が3年でして、村長の任期が4年ということで、任期中に最低1回はこの会議を開いて、教育についてのお互いの共通の認識と理解を深めなさいという制度だというふうに思っております。今回12月に第1回目を開きまして、その中で平成28年度の教育に臨んでいくわけですけど、これに対するこの会議での成果ということにはまだならないですけれども、今後まだ任期がございまして、そういった内容を踏まえた中で、学校の情勢とこれから児童生徒のこと等々を含めた、そういった議論の場として村長部局と教育委員会とが意見交換と言いますか、考え方を共有できるように持っていければいいなという形に思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで教育長の教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

◎日程第2 議案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第2、議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画を策定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村過疎地域自立促進市町村計画を策定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号

○議長(相川繁治君) 日程第3、議案第2号、占冠村情報公開・個人情報保護審査会設置条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 2点ほどお聞きしたいのですが、この条例は結局、この占冠村情報公開条例第16条の規定にあったところを、独り立ちさせた条例と捉えていいのでしょうかということと、その情報公開条例の第16条第5項にありました審査会が不服申立人だとか実施機関の職員から意見だとかを聞くということがなくなっているわけですが、そのなくなった理由と、やはりこういう弁明の意見を聞くとかいうのは大事なことじゃないかなと思うので、その項があった方がいいと思いますけど、そのへんをお尋ねいたします。

○議長(相川繁治君) 総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) ただいまのご質問にお答えいたします。

この設置条例につきましては、不服審査法の全部改正で、諮問機関である第三者機関を置いてくださいと、設置条例を作ってくださいというに基づいて、たまたまうちにあります、この審査会をここで設置条例を設けて立ち上げたものです。

もともとの審査会は別に、今議員が言われたように第16条にありました。それはそれで残しておくものです。これも設置条例の第三者機関として新たに設置をするということで、前にあったのは設置条例がない審査委員会です。この法律では設置を義務付けているものですから、第三者機関として設置をするということで、設置条例で設置をさせたということになります。

したがって、ちょっと複雑になりますが、村としては設置委員会の委員は特に別々にしないで、設置委員会の委員は同じ委員で設置をしていきたいということに基づいて、設置条例を今回立ち上げたということになります。ちょっと分かり辛いですが、そうい

う設置条例を設けなさいという不服審査法の改正に伴う措置として、今回立ち上げたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） あとで出てくると思いますが、この占冠村情報公開条例の第16条については削除ってということになって、そっちの方の審査会は無くなるかと考えていいですか。残るのは結局こっちの審査委員会だけということですかね。あとで出てくると思うけど、第16条削除ってことですか。

○2番（木村一俊君） （自席で着席のまま）議案第5号のほうで第16条を次のように改める。第16条削除ってことは、この審査会が丸々落ちるって考えていいですか。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 申し訳ありません。ここでは残っていますが、第16条で削除しているので、最終的には当条例の中には残らないということです。

○2番（木村一俊君） （自席で着席したまま）残らないしょ？したらひとつで良いってことでしょ？

○総務課長（田中正治君） はい、そうです。それで設置条例で行うということです。

○2番（木村一俊君） （自席で着席したまま）でしょ？分かりました。了解。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村情報公開・個人情報保護審査会設置条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第3号、占冠村むらびと条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 何点か質問させていただきます。

8ページですね、村民の知る権利のところですけども、村民はその必要な情報について提供を受け、自ら取得する権利があると。そのあとの情報の提供で情報公開を推進しますとのことですが、具体的に現在もある程度情報公開はされていると思いますけども、この条例によってさらに情報公開が進めるということなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

次9ページ、第13条のところ、住民投票のところですよ。5分の1以上の者の連署をもって、村長に対し住民投票の実施を請求することができますと。総務産業常任委員会でもお聞きしましたが、改めて議場でお聞きしたいと思います。この5分の1の根拠をまずお聞きしたいと思います。

それと、その第6項の住民投票の実施に関

する手続きその他必要な事項は別に条例で定めますと。この条例がいつ頃できるのか。この3点についてお聞きします。

○議長（相川繁治君） 企画担当係長、佐々木智猛君。

○企画担当係長（佐々木智猛君） 山本議員からのご質問に対して回答させていただきます。

1点目の第5条の知る権利です。こちらは委員会が過去11回開催しておりまして、その中でも住民の方、委員長が札幌の方ですけど、他10人が住民の方です。その委員の方からも、予算書等、ニセコ町がわかりやすいと思いますが、よくわかる今年の予算であるとか、そういうようなものを作って、予算を住民に噛み砕いて説明していただきたいという議論がありまして、こちらの第5条を追加しております。

2点目についてです。第13条、住民投票についてです。5分の1の規定ですけども、占冠村の18歳以上の権利を持つ方が約1100人おります。そのうちで5分の1が約200人弱ですけども、そちらの連署をもってやるのが妥当ではないかと、こちらでも委員会で判断となりましたので、5分の1とさせていただきます。

3点目についての第6項の住民投票についてです。こちらについても、今回条例を提案させていただいておりますが、昨年からむらびと条例検討委員会で議論を進めておりまして、こちらは6月以降で具体的な検討を進めていこうと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 住民投票のその条例ですけど、6月以降に検討を進めて、条例ができるのはいつぐらいのめどで考えられているか。決まっていなければだいたい結構で

す。

○議長（相川繁治君） 企画担当係長、佐々木智猛君。

○企画担当係長（佐々木智猛君） 日程につきましては、6月から検討を進めまして、平成28年度内に設置という考えで進めております。

○議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） このむらびと条例に関しては、条例検討委員会の皆様にはご苦勞、感謝いたします。5年間の運用の中でいろいろとあっても変えていけばいいと思うので、1点だけ質問させていただきます。

10ページが一番上のところに、委員会の設置ということで、第19条が載っております。そして、村の占冠村議会委員会条例がありまして、通常、第7条第2項にこの条例では、委員長、副委員長は委員の互選によるということで載っているわけです。そして、この第19条の委員会設置の第2項には、第2項か。いや、失礼しました。取り消します。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、占冠村むらびと条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第4号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の全部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の全部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第5号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 15ページの附則のですね、施行期日のところですが、行政審査不服法の施行の日から施行すると書かれています。そして行政審査不服法の附則を見ますと、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するというので、施行の日は、これはいつになるのでしょうか。

この他にもですね、行政不服審査法の改定関係で他にも出てくるので、これが出てくる場所が何件かあるので、一緒に。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 政令で定められた日ということなので、通知か何かが来るとは思います。

○2番（木村一俊君） （自席にて着席のまま）まだ出てないんでしょ？

○総務課長（田中正治君） その日が来ましたら施行するというのでご理解いただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村情報公開条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第6号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第7号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

ての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第10、議案第9号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長(相川繁治君) 日程第11、議案第10号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制

定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長(相川繁治君) 日程第12、議案第11号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、固定資産評価審査

委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長(相川繁治君) 日程第13、議案第12号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長(相川繁治君) 日程第14、議案第13号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に係

る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) この条例中の45ページ、下から11行目、第69条第2項中「事業者」の次に、「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介事業者及び…)」って書いてあって、介事業者、この意味がちょっと分からないので。これ介護って入るのでないかと思う。

それからもう一点は46ページ、上から11行目、これも同じように「地域密着型通所介従業者」と。これで良いのか、お伺いします。

○議長(相川繁治君) 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長(小尾雅彦君) この45ページ、46ページのこの記述は、どう見ても介護の解釈となりますので、掲載間違いでございます。差し替えをさせていただきたいと思えます。申し訳ありません。

○議長(相川繁治君) 差し替えをするということによろしいですか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番(長谷川耿聰君) ちょっとその差し替えに私、抵抗を感じています、前々から。間違っているから仕方ないですけど、これ議案を簡単に間違ったからって差し替えすることは、総務課長、これいいものなのか。そのへん総務課長の見解によって納得します。

○議長(相川繁治君) 総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 軽微な間違いはあると思います。私も先日、口頭で議案の訂正をさせていただきました。こういった場合、口頭でも訂正をすることは可能だということ

になっているようですね。

そんなことで、職員、出す前には読み合わせをしたりしますが、そういった間違えがないとは限らないということで、寛大なるご判断をいただきたいと思います。

○4番（長谷川耿聰君）（自席で着席のまま）わかりました。

○議長（相川繁治君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（相川繁治君）日程第15、議案第14号、占冠村介護保険法に基づく指定地域勢理客型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君）この文面の中の占冠村長、中村博の下の表題から7行目の第9条第1項中、「第8条第19項」を「法第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「法第8条第25項」に改めるとあります。それで、原文は「法第8条第19項」ということなので、これだけを改めて法第8条第20項と付けると、「法第8条第20項」になるのではないかと思いますけど。以下「第24項」も同じ解釈。この「法」という言葉がいらないのではないかと思いますけど、いかがですか。

○議長（相川繁治君）保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君）議案第13号もそうですけども、議案第14号もこの一部条例改正ですが、平成26年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律という法がありますので、この通称・医療介護総合推進法、この法律が成立したことに伴いまして、村としては当該事業が無いのですが国の法改正にのっとって創設されたものであります。所管が市町村に移管されるということでの条例改正が趣旨なものですから、この法の準則をもとに条例改正をしているものですから、このような記載にさせてもらっていますが。

○議長（相川繁治君）このままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時35分

○議長（相川繁治君）休憩を廃して会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 申し訳ありません。議員ご指摘のとおりですね、ここの第9条第1項中「第8条第19項」、ここでもう前述の「法」を記載しておりませんので、確認したところ「法」の記載はいらぬということで、ここも訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（相川繁治君） 日程第16、議案第15号、占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、占冠村物産館設置条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

議事の都合により、3月15日から16日までの2日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、3月15日から16日までの2日間、休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 5月12日

占冠村議会議長 相川繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 佐野一紀

占冠村議会議員 工藤國忠

平成28年第1回占冠村議会定例会会議録（第4号）

平成28年3月17日（木曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

日程第 1	議案第 21 号	平成 28 年度占冠村一般会計予算
日程第 2	議案第 22 号	平成 28 年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3	議案第 23 号	平成 28 年度村立診療所特別会計予算
日程第 4	議案第 24 号	平成 28 年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 25 号	平成 28 年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第 6	議案第 26 号	平成 28 年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 27 号	平成 28 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 28 号	平成 28 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
日程第 9	意見書案第 1 号	安全保障関連法の廃止を求める意見書
日程第 10		閉会中の継続調査所管事務調査申出

○出席議員（8人）

議長	8 番 相 川 繁 治 君	副議長	1 番 工 藤 國 忠 君
	2 番 木 村 一 俊 君		3 番 大 谷 元 江 君
	4 番 長谷川 耿 聰 君		5 番 山 本 敬 介 君
	6 番 五十嵐 正 雄 君		7 番 佐 野 一 紀 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	中 村 博	副 村 長	堤 敏 満
会 計 管 理 者	小 林 潤	総 務 課 長	田 中 正 治
企 画 商 工 課 長	松 永 英 敬	保 健 福 祉 課 長	小 尾 雅 彦
福 祉 施 設 推 進 室 長	中 田 芳 治	産 業 建 設 課 長	岩 谷 健 悟
ト マ ム 支 所 長	多 田 淳 史	総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一
職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美	財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹
税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦	税 務 担 当 係 長	杉 岡 裕 二
企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛	商 工 観 光 担 当 主 幹	後 藤 義 和
広 報 担 当 主 幹	森 田 梅 代	戸 籍 担 当 主 幹	石 坂 勝 美
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩

保健予防担当主幹	松 永 真 里	介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美
農 業 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕	土 木 下 水 道 担 当 主 幹	岡 崎 至 可
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	建 築 担 当 係 長	橘 佳 則
水 道 担 当 主 幹	小 林 昌 弘	環 境 衛 生 担 当 主 幹	平 岡 卓
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏		
(教 育 委 員 会)			
教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	伊 藤 俊 幸
学 校 教 育 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	社 会 教 育 担 当 係 長	竹 内 清 孝
(農 業 委 員 会)			
会 長	安 田 堅 吾	事 務 局 長	岩 谷 健 悟
(選 挙 管 理 委 員 会)			
書 記 長	田 中 正 治		
(監 査 委 員)			
監 査 委 員	鷺 尾 心 英	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	尾 関 昌 敏		

○出席事務局職員

事 務 局 長	尾 関 昌 敏	主 任	八 木 香 織
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第21号から日程第8 議案第28号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第21号、平成28年度占冠村一般会計予算の件から、日程第8、議案第28号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題にします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、木村一俊君。

○予算特別委員長（木村一俊君） 予算特別委員会から審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は3月11日、議案第21号から議案第28号まで、8件の議案審査の付託を受け、議長を除く議員全員をもって設置され、3月16日に審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑・討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも原案可決するべきものと決定いたしました。なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い

いたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから、議案第21号、平成28年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号、平成28年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成28年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって、議案第25号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、平成28年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、平成28年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって、議案第27号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(相川繁治君) 起立多数です。

したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第9、意見書案第1号、安全保障関連法の廃止を求める意見書の件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

五十嵐正雄君。

○6番(五十嵐正雄君) 意見書案第1号、安全保障関連法の廃止を求める意見書、このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成28年3月17日提出、提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄、賛成者、同じく佐野一紀、賛成者、同じく山本敬介。

読み上げて提案いたします。

安全保障関連法の廃止を求める意見書。政府は9月19日、多くの国民が反対する中、参院本会議で集団的自衛権行使を可能とする平和安全法制整備法案と国際平和支援法案の安全保障関連法案を数の力で強行採決させた。

安全保障関連法案の審査過程では、首相の諮問機関にすぎない安保法制懇話会報告で集団的自衛権の方向性を先導し、これまで憲法上許されないとしてきた自衛権に対する歴代内閣の見解を覆して、憲法解釈変更による行使容認の

閣議決定を行うなど、国の根幹に関わる安全保障政策の大転換を図ったことは、憲法の権威を失墜させ、立憲主義に反すると言わざるを得ない。

政府は安全保障関連法案の上程前に、日米新ガイドライン再改定の最終合意に集団的自衛権行使を盛り込むことに加え、首相の米国訪問に際して国会中での法案成立をも表明した。また、11本にも及ぶ安全保障関連法案を一括的な扱いとするなど、国権の最高機関である国会を軽視し、国民的論議も封じた。

そもそも歴代内閣が専守防衛に徹してきたものを政府は憲法解釈を変更して、「他衛」の集団的自衛権行使を容認して「自衛」のためだと主張することに、本質的な誤りがある。憲法審査会では、憲法学者を含む全員が集団的自衛権は違憲とし、中央公聴会でも「法の番人」と言われる元最高裁判事や元内閣法制局長官が違憲と断じたことは、極めて重大である。

全国各地では安全保障関連法案への反対運動が広がり、国会前では多くの市民が集会・デモを繰り広げられ「安全保障法案に反対する学者の会」や「安全保障関連法案に反対する学生ネットワーク『シールズ』」、元裁判官による有志の会の結成など、一般市民はもとより各層各界から反対の声が上がり、反対や慎重審議を求める意見書採択も全国で500にもものぼっている。

憲法の根幹にかかわる同法が、国民の理解を得られぬまま成立させたことは、戦後70年をかけて積み上げてきた立憲主義、民主主義を真っ向から否定するものである。

よって、安全保障関連法に対し断固抗議するとともに、国会及び政府においては速やかに廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年3月17日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。以上です。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第1号、安全保障関連法の廃止を求める意見書について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 閉会中の継続調査の申し出

○議長（相川繁治君） 日程第10、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉

会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで本日の会議を閉じます。

平成28年第1回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 5月12日

占冠村議会議長 相川繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 佐野一紀

占冠村議会議員 工藤國忠